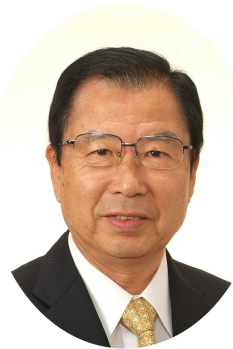


城陽市環境報告書

平成27年度(2015年度)版

～できることから始めよう、
環境にやさしいまちづくり～

城 陽 市



はじめに

今年は、日照不足や猛暑などの天候不順や火山活動の活発化など、自然環境にまつわるニュースが多く取り上げられた1年でした。

地球規模で起きている環境の変化や異常気象の原因のひとつと言われている地球温暖化問題は、人類の生存基盤に関わる緊急課題となっています。

今夏、新たな地球温暖化対策として、2030年まで継続する新国民運動「COOL CHOICE」が開始されました。今、私たちに求められていることは、この気風に乗り、環境問題に真摯に向き合い、一人ひとりができることを考え、実践していくことです。

本市では、地球温暖化対策の取り組みとして、「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」や、「第3期城陽市エコプラン」をもとに、公共施設への太陽光発電設備の導入などを積極的に進めています。

また、「城陽市環境基本条例」に基づく「環境基本計画」を策定し、市、市民、市民団体、事業者が協力・協働して環境負荷の少ない、自然と人が共生する循環型社会の実現に向けた取り組みを行っています。

さらに、環境に関する市民参加・交流の場として設立された「城陽環境パートナーシップ会議」も発足から13年をむかえ、市民参加型事業や、環境出前講座、「城陽市環境フォーラム」をはじめとする環境イベントの実施など、精力的な活動が展開されています。

本市では、「豊かな自然、住み良い環境」をめざして、市民・市民団体・事業者の皆様方の声をよくお聞きし、対話を重視した取り組みを進めてまいりたいと考えております。今後とも、各種環境施策へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

本書は、本市の環境の現状や環境保全などに向けた施策を「城陽市環境報告書」として取りまとめたものです。本市の環境行政に対するご理解を深めていただく一助として、この報告書がお役に立つことができれば幸いに存じます。

平成27年(2015年)12月

城陽市長 奥田敏晴

城陽市章



城の文字と太陽のイメージを合わせたマーク。

町制施行4周年を機に制定されました。

昭和30年(1955年)4月26日制定

(昭和47年(1972年)5月3日市制施行に伴い町章を市章とした。)

城陽市民憲章

かぐわしい梅の香りと清らかな水のわがふるさとを愛し、先人の^{のこ}遺した文化を^{はぐく}育み、平和でかがやかしい城陽の未来を創造するために
わたくしたち城陽市民は

1. 自然を生かし 美しい緑を育てましょう
1. 教養を深め 豊かな文化をつくりましょう
1. 心身を鍛え 働く喜びを大切にしましょう
1. 隣人を愛し ふれあいの輪を広げましょう
1. 秩序を守り やすらぎのまちを築きましょう

(昭和57年11月7日制定)

環境を守り育てる市民の誓い

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、緑あふれる山、豊かな水、これら自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきました。

私たちは、多くの先人たちの努力により守られてきたこの貴重な財産を、より良い形で将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、今、環境の問題を正しく認識し、何をすれば良いかを考え、身近なことから行動することが大切です。

そこで、私たちは、城陽市環境基本条例に基づき、市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、みんなで力を合わせて、良好な環境を守り育てることを誓います。

平成15年10月25日

城陽環境パートナーシップ会議

目 次

第1章 城陽市の概要

1. 位置及び自然条件	1
2. 沿革	2
3. 人口	3
4. 土地利用	3
5. 交通	4
6. エネルギー	5
7. 下水道	6

第2章 城陽市の環境の現況

1. 大気汚染	7
2. 水質汚濁	11
3. 地下水	14
4. 騒音・振動	18
5. 悪臭	21
6. ダイオキシン類	22
7. 除草	22
8. 公害苦情	23
9. 廃棄物・リサイクル	24
10. 動植物調査	27
11. 緑化	28
12. 環境美化活動	30
13. 環境学習等	32

第3章 城陽市の環境政策

1. 環境基本条例	37
2. 環境基本計画	37
3. 推進体制	41
4. 城陽市環境審議会	45
5. 城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	45
6. 環境マネジメントシステム・エコプラン	47

<資料編>

第1章 城陽市の概要

1-1	気象	55
1-2	人口推移	56
1-3	土地利用	57
1-4	市道の状況	58
1-5	河川の状況	58
1-6	電灯及び電力量	58
1-7	ガスの需要量	59
1-8	上水道事業規模	59
1-9	公共下水道の状況	60
1-10	し尿浄化槽設置状況	60

第2章 城陽市の現況

2-1	環境行政のあゆみ	61
2-2	平成26年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等	68
2-3	二酸化硫黄測定結果	69
2-4	浮遊粒子状物質測定結果	70
2-5	光化学オキシダント測定結果	71
2-6	二酸化窒素測定結果	72
2-7	微小粒子状物質（PM _{2.5} ）測定結果	73
2-8	大気汚染に係る環境基準	74
2-9	光化学スモッグ注意報等の発令基準	74
2-10	大気質調査結果	75
2-11	平成26年度公共用水域水質測定	76
2-12	水質汚濁に係る環境基準	78
2-13	市内8河川水質（BOD値）の経年変化	79
2-14	生活環境の保全に関する環境基準	80
2-15	地下水水質測定結果	81
2-16	地下水の環境基準	83
2-17	城陽市地下水採取の適正化に関する条例	84
2-18	地下水取水状況	88
2-19	地下水位状況	88
2-20	一般地域の環境騒音測定結果	89
2-21-(1)	道路交通・振動測定結果	90
2-21-(2)	平成26年度評価区間別面的評価結果	91
2-22	騒音に係る特定施設の届出状況	92
2-23	振動に係る特定施設の届出状況	92
2-24	騒音に係る環境基準	93
2-25	自動車騒音の限度値	93

2-26	道路交通振動の限度値	93
2-27	悪臭防止法に基づく規制基準	94
2-28	ダイオキシン類等の調査結果	95
2-29	城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例	96
2-30	除草指導状況	98
2-31	公害別の苦情受理件数及び処理件数	98
2-32	用途地域別苦情発生件数	99
2-33	城陽市廃棄物減量等推進審議会条例	100
2-34	ごみの処理量と資源化率	101
2-35	し尿と浄化槽汚泥	101
2-36	生ごみ処理機等購入費補助の状況	101
2-37	城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例	102
2-38	城陽市の名木・古木	103
2-39	公園の設置状況	106
2-40	生け垣設置費助成制度の状況	107
第3章 城陽市の環境政策		
3-1	城陽市環境基本条例	109
3-2	環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過	116
3-3	環境基本計画の策定経過	117
3-4	城陽市環境基本計画の体系	119
3-5	城陽環境パートナーシップ会議規約	121
3-6	環境市環境政策推進本部設置規則	123
3-7	城陽市環境審議会規則	125
3-8	環境審議会の開催状況	126
3-9	城陽市環境方針	128
3-10	城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱	129
用語の説明		133

第1章 城陽市の概要

1. 位置及び自然条件

本市は京都盆地の南東部に位置し、西に木津川、東に醍醐、信楽山地に連なる丘陵地をもち、東西9.0km、南北5.4km、総面積32.71km²の市です。

北は宇治市及び久世郡久御山町に接し、東は鴻ノ巣山を経て綴喜郡宇治田原町に連なり、南は綴喜郡井手町に、西は木津川を挟んで八幡市及び京田辺市に相對しています。

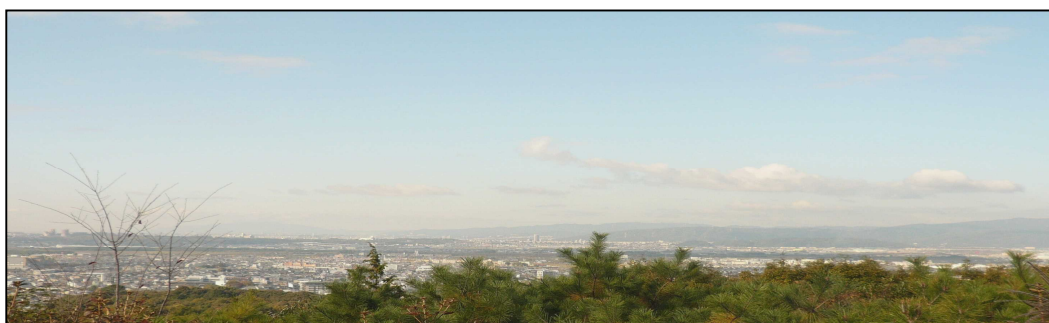
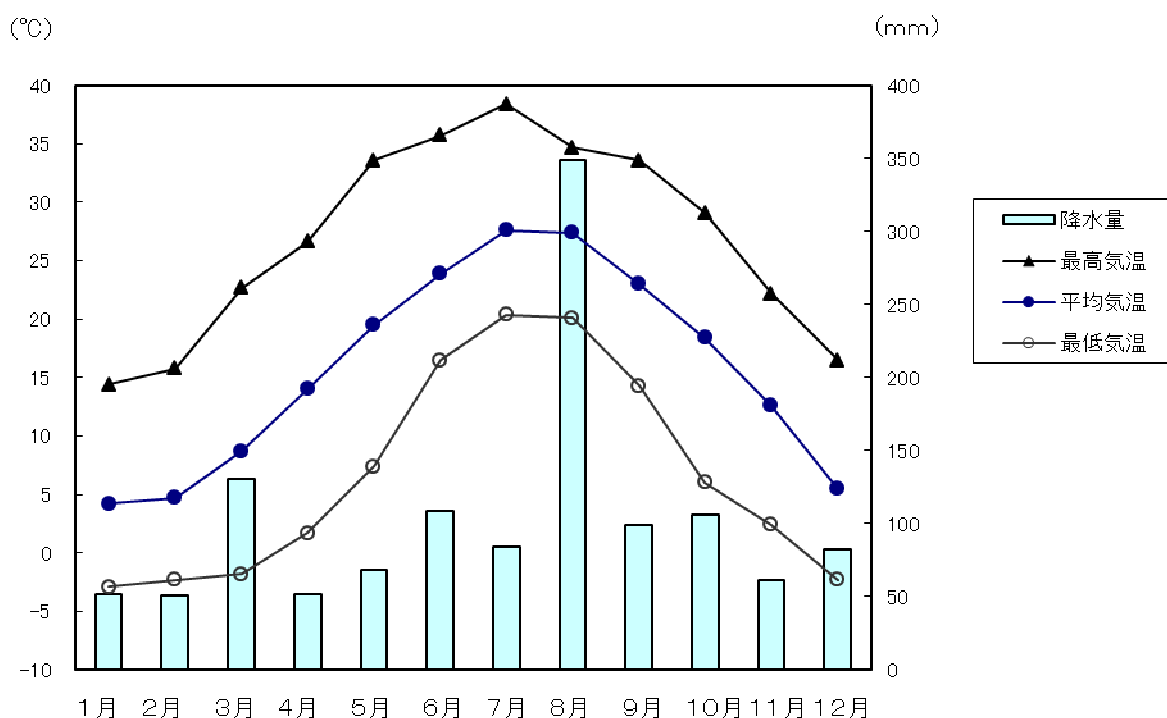
地勢は、古川が流れる北西部の海拔13.0mの低平地から、南東部の丘陵地の海拔430.2mにかけて広がる東高西低の地盤傾斜を呈しています。

地形と地質の分布は極めてよく一致しており、南東部の山地は古生層で、JR奈良線をほぼ境界として、丘陵地は洪積層、木津川右岸の低地は沖積層で覆われています。

気候は、年間平均気温が16℃前後と比較的温暖で、年間降雨量も1,500mm程度であり、住むのに適した気候です。

(資料1-1「気象」を参照)

■平成26年 月別気温・降水量



2. 沿革

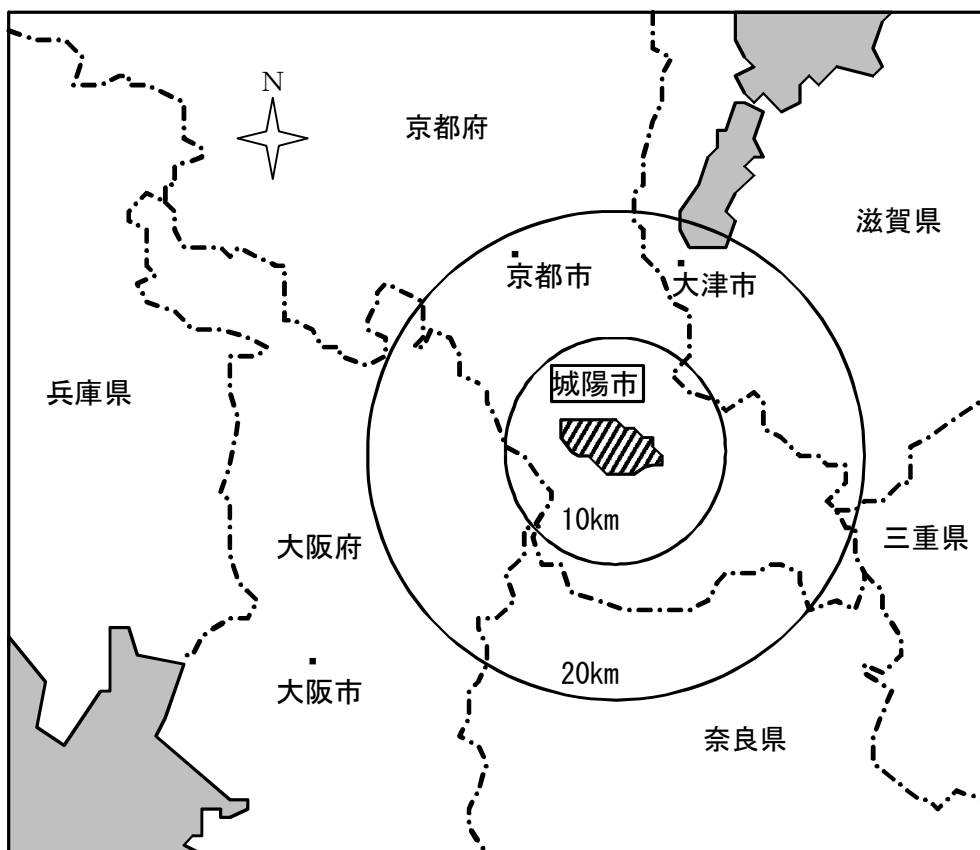
本市は、京都・奈良の中間に位置するため古くから交通の要衝としてひらけ、5世紀の大和時代には灌漑用の水路が設けられ豊かな耕地となったため、多くの人々がこの地に居住し、平安時代の初期には栗隈郷、久世郷、水主郷、富野郷及び中村郷に分かれて集落が形成されました。

近世には、久世、平川など8ヶ村に分かれ久世郡に属していましたが、明治22年の町村制実施によって、久津川、寺田、富野荘及び青谷の4ヶ村となり、昭和26年の町村合併促進法の適用を受けて4ヶ村を合併し、城陽町が誕生しました。その後、昭和30年代前半までは純農村として推移してきましたが、昭和30年代後半から近畿圏への人口集中に伴って、京都・大阪都市圏の住宅都市として一躍脚光を浴び急激な宅地開発が行われ人口が急増し、その結果、昭和47年5月3日、市制を施行しました。

■位置、面積、市域、海拔

位置（市役所）	北緯 34° 51′	東経 135° 47′
面積	32.71km ²	
市域	東西 9.0km	南北 5.4km
海拔	最高 430.2m	最低 13.0m

■城陽市の位置図

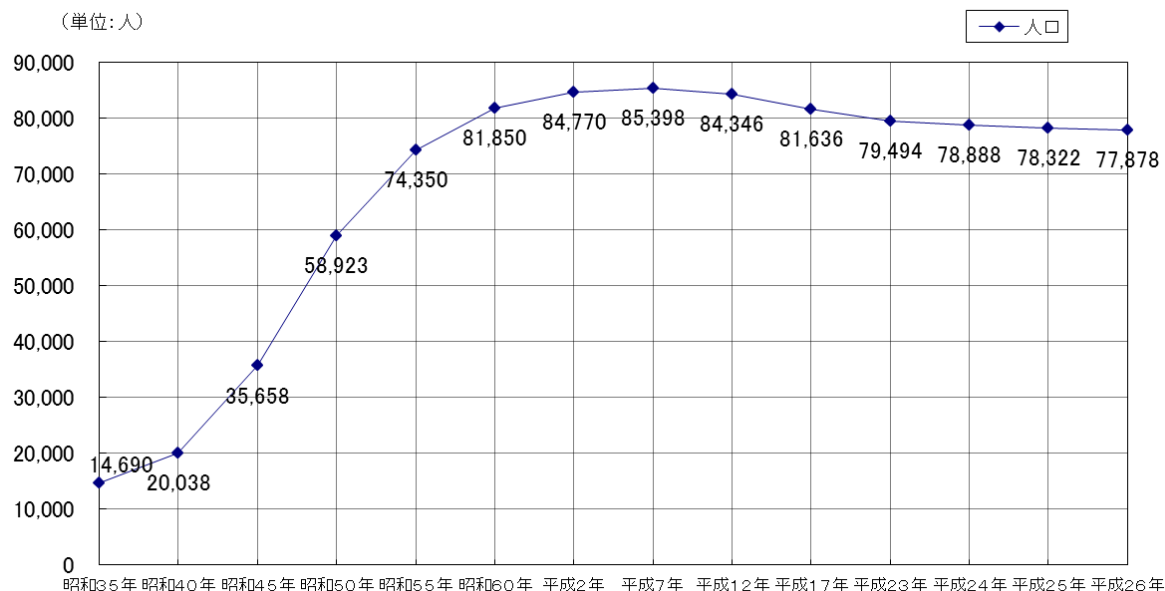


3. 人口

本市の人口は、昭和26年合併当時は1万3千人、昭和35年には1万5千人でしたが、昭和47年の市制施行時には4万5千人と急増し、昭和60年には8万2千人となりました。

その後、人口増加は鈍化し平成8年をピークに移行漸減し、平成26年10月1日の人口は77,878人となっています。(資料1-2「人口推移」を参照)

■人口の推移

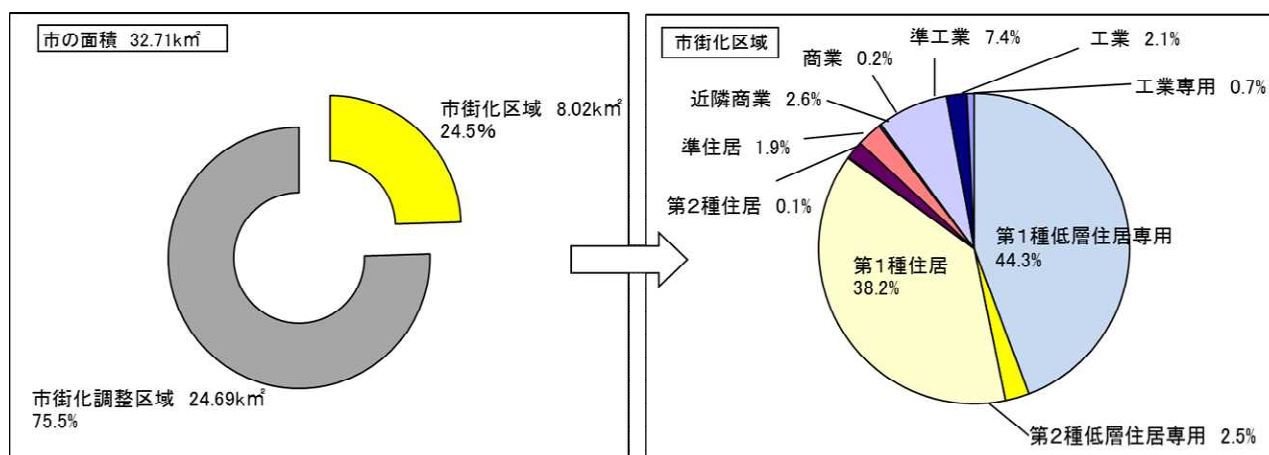


4. 土地利用

西部の平地は、住宅地、水田、畑地および市街地で国道24号沿線の一部に工場が分布しています。東部の丘陵地は、北部にゴルフ場、中央部に自衛隊演習場があり、それを取りまく周辺一帯は、山砂利採取地が大半を占めています。青谷川左岸一帯は、樹林地で自然環境が保全されています。また、市の全域で、都市計画マスタープランに基づき土地利用が進められています。

(資料1-3「土地利用」を参照)

■市の面積と市街化区域

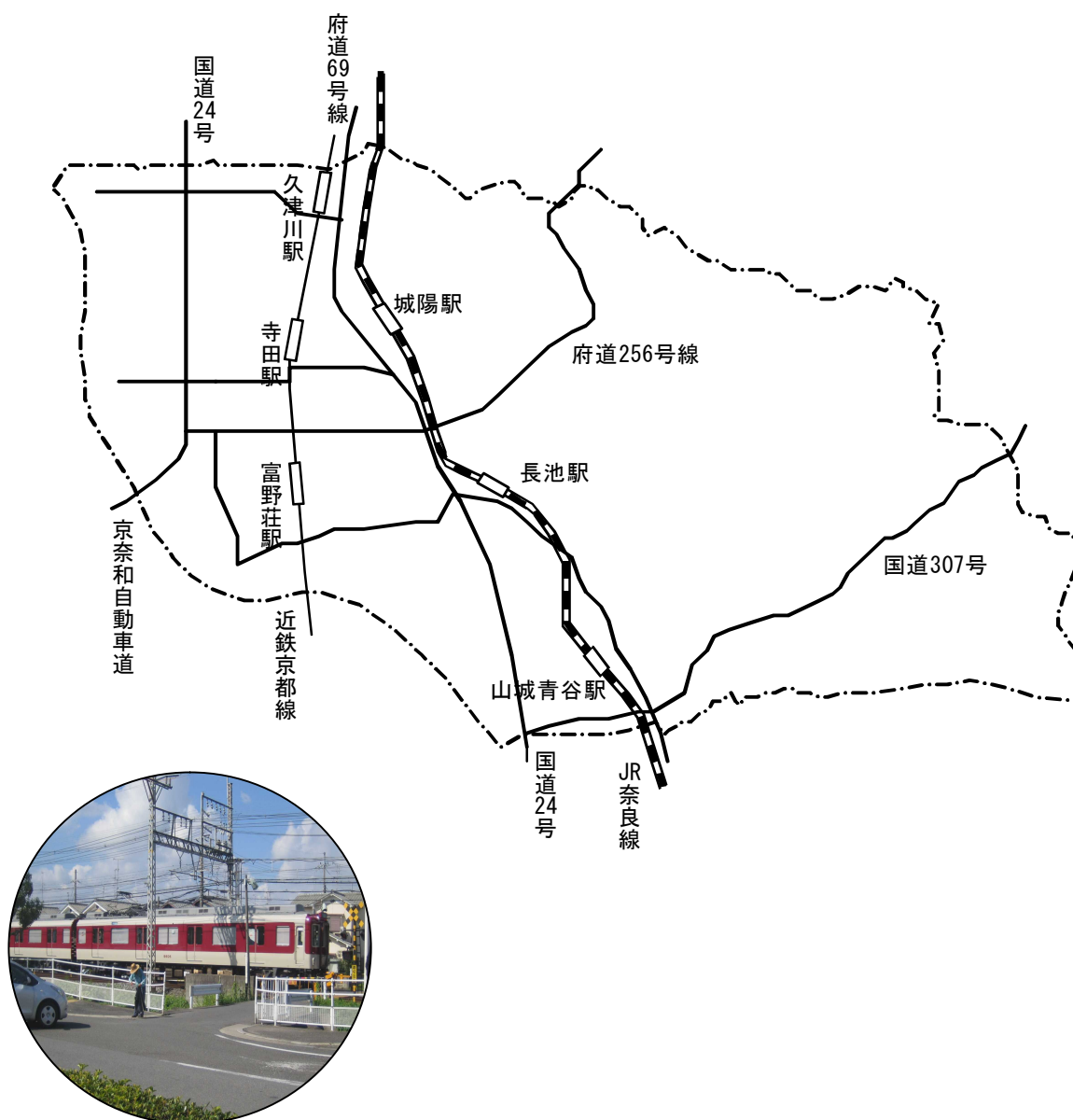


5. 交通

鉄道は、JR奈良線と近鉄京都線が並行して、市内をほぼ南北に縦断しており、市内には両線とも3つの駅があり、京都や奈良への交通アクセスには恵まれています。バス路線は国道307号、近鉄大久保と宮ノ谷地域を結ぶ路線、プラムイン城陽と近鉄寺田を結ぶ路線、およびプラムイン城陽から水主団地を経由して富野・長池地域を結ぶ路線などがあります。（平成27年3月31日現在）

幹線道路は、市内を南北に縦断し奈良と京都を結ぶ国道24号と府道69号線、東西を結ぶ府道3線と、市域南部を東西に横断し京田辺市と宇治田原町に通じる国道307号があります。

■市内主要道路（国道・府道）



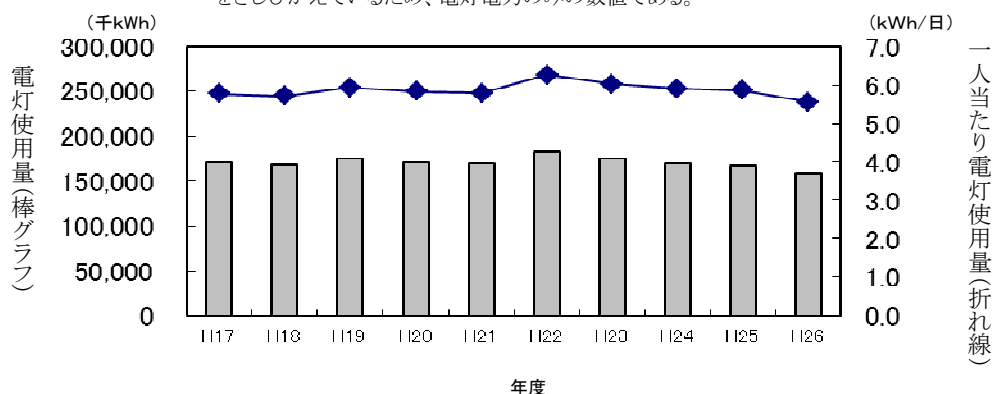
6. エネルギー

本市の電気使用量については、電灯（家庭）使用量を比較対象としています。一人当たりの電灯（家庭）使用量は、年々増加傾向にありましたが、平成22年度の東日本大震災を受けての節電取り組みが定着しつつあり、平成23年度以降は減少しております。都市ガス需要量は平成19年度をピークに近年減少しておりますが、これは主に工業用と家庭用の需要量の減少によるものです。家庭一戸当たりの需要量も微減となっております。また、本市の上水道配水量も年々減少しております。一人当たりの配水量も同様です。

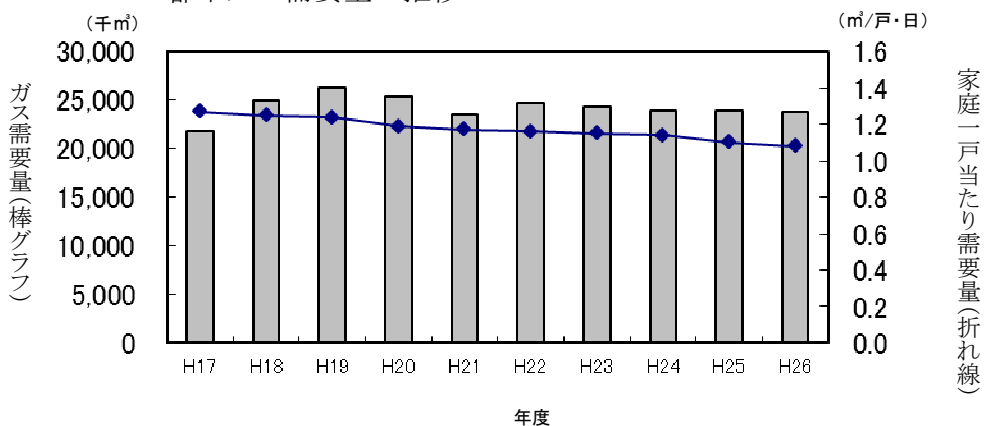
(資料1-6「電灯及び電力量」、1-7「ガスの需要量」、1-8「上水道事業規模」を参照)

■ 電気使用量の推移

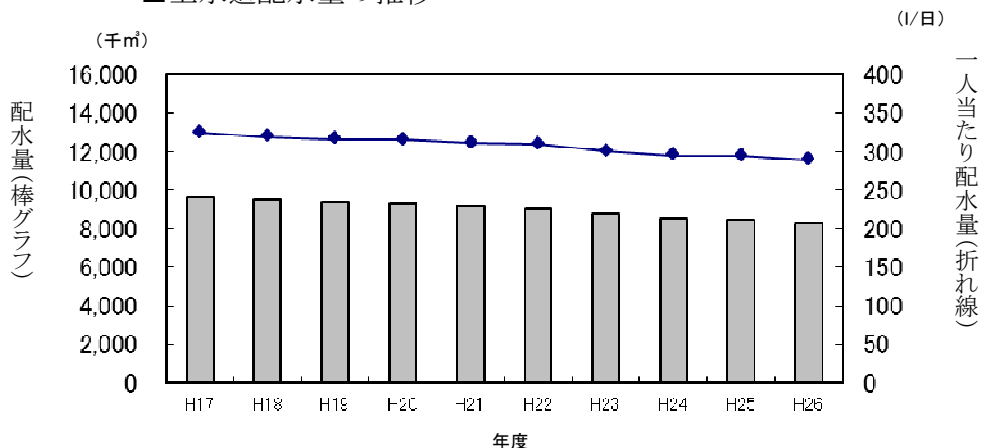
(注) 電力部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高圧電力(50kw以上))の数値の公表をさしひかえているため、電灯電力のみの数値である。



■ 都市ガス需要量の推移



■ 上水道配水量の推移

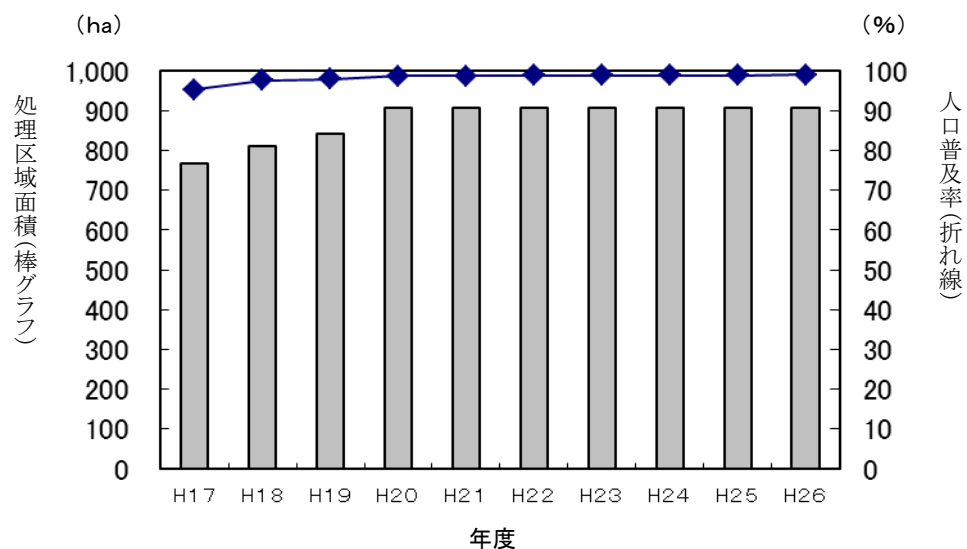


7. 下水道

健康で快適な生活を送ることのできる環境確保と公共用水域の水質保全を図る目的で、本市の下水道は昭和58年に事業着手し、平成2年4月に供用を開始しました。その後、積極的に整備を推進した結果、平成20年度で下水道整備は、ほぼ完了し、平成26年度の人口普及率は、99.0%となっております。

(資料1-9「公共下水道の状況」を参照)

■ 下水道普及率の推移



< 下水道管敷設写真 >

第2章 城陽市の環境の現況

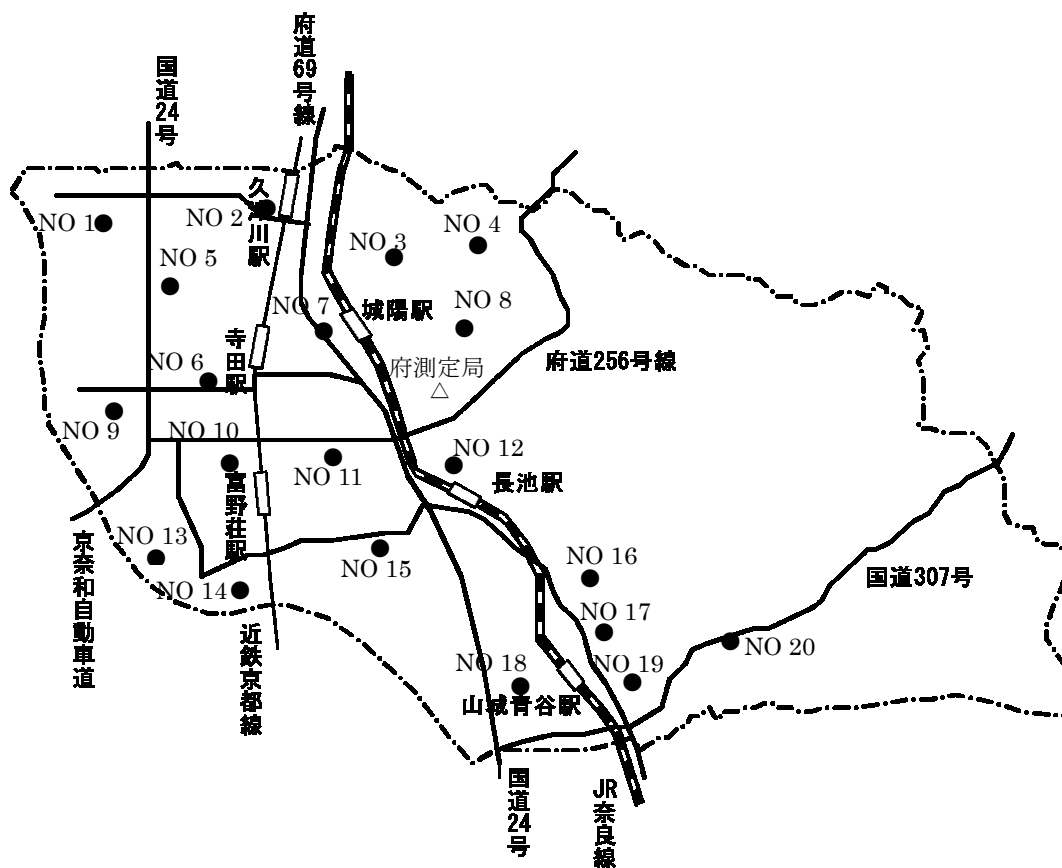
1. 大気汚染

1) 概要

本市における大気の状態は、京都府が城陽市寺田宮ノ平（平成11年度までは寺田林ノ口）に設置した城陽測定局で二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント等の大気汚染物質及び風向、風速等の気象要素などの測定を実施しており、その結果により把握しています。

また、市内4ヶ所において市独自で実施していた大気環境測定は、平成18年度から簡易測定により市内20ヶ所に拡大し実施しています。

■大気環境測定位置図



2) 京都府による測定状況

(1) 二酸化窒素 (NO₂)

窒素酸化物については、工場等固定発生源に対する数回の規制の強化や、自動車に対する車種別年次規制が行われています。

本市においては、経年変化は減少傾向であり、環境基準を達成しています。

(2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

浮遊粒子状物質について城陽局では、環境基準を達成しています。

(3)光化学オキシダント(Ox)

光化学オキシダントの環境濃度は、気象条件に左右されるという要因があるため、年により高濃度の発現頻度に増減があります。光化学スモッグについては、京都府大気汚染緊急時対策実施要領にもとづき体制をとっていますが、平成26年度は、乙訓地域で計1日間の注意報発令がありました。

(4)一酸化炭素(CO)

一酸化炭素については城陽局で測定していませんが、自動車排出ガス規制が、昭和41年度から実施され、その後も逐次強化されたため、京都府全体として年平均は低い値で推移し、全測定局で環境基準を達成しています。

(5)二酸化硫黄(SO₂)

二酸化硫黄は平成17年度から城陽局では測定していませんが、京都府下において工場等の固定発生源に対する規制強化や行政指導により低硫黄燃料の使用や、脱硫黄装置の設置が進められてきたことや、京都市ほか京都府南部6市2町に総量規制が導入されてきたこと等により京都府全体として年平均は低い値で推移し、全測定局で環境基準を達成しています。

(6)微小粒子状物質(PM2.5)

PM2.5については、城陽局において測定が行われています。京都府では、平成25年2月28日より、日平均値が1立方メートルあたり70マイクログラム(国の暫定指針)を超えると予想される場合に注意報の発出を行うこととされています。平成26年度については、京都府下においてPM2.5注意報が発出された日はありません。

(資料編2-2「大気汚染環境基準達成状況」、2-3「二酸化硫黄測定結果」、2-4「浮遊粒子状物質測定結果」、2-5「光化学オキシダント測定結果」、2-6「二酸化窒素測定結果」、2-7「微小粒子状物質測定結果」を参照)

3) 城陽市による測定状況

(1) 調査概要

この調査は市内の大気環境の測定を行い、大気の現況を把握することを目的に、平成3年度から市独自で、市内4ヶ所において春・夏・秋・冬の1週間、JIS規格に基づき二酸化窒素と一酸化炭素を、平成5年度からは浮遊粒子状物質を追加し測定してきました。平成18年度からは、市内全域の状況を把握するため、簡易測定に切り替え20ヶ所に拡大して実施しています。(大気環境測定位置図参照)JIS規格に基づく測定は国道24号に面する城陽市消防本部で継続して測定しています。平成26年度の結果は全地点ともすべて環境基準を達成していました。

(2) 調査場所

No.1～No.20地点 ……簡易測定(PTIO方式)

No.11地点(城陽市消防本部)…JIS規格に基づく測定

(No.7地点:平成14年度～平成17年度の間は寺田交番)

(3) 調査期日

夏季(6月) 秋季(9月) 冬季(12月) 春季(3月) 各季7日間

(4) 調査項目

- 大気質
 - ・二酸化窒素(NO₂)
 - ・一酸化炭素(CO)→(城陽市消防本部のみ)
 - ・浮遊粒子状物質(SPM)→(城陽市消防本部のみ)
- 気象
 - ・風向、風速、温度、湿度(城陽市消防本部のみ)

■大気環境測定の推移

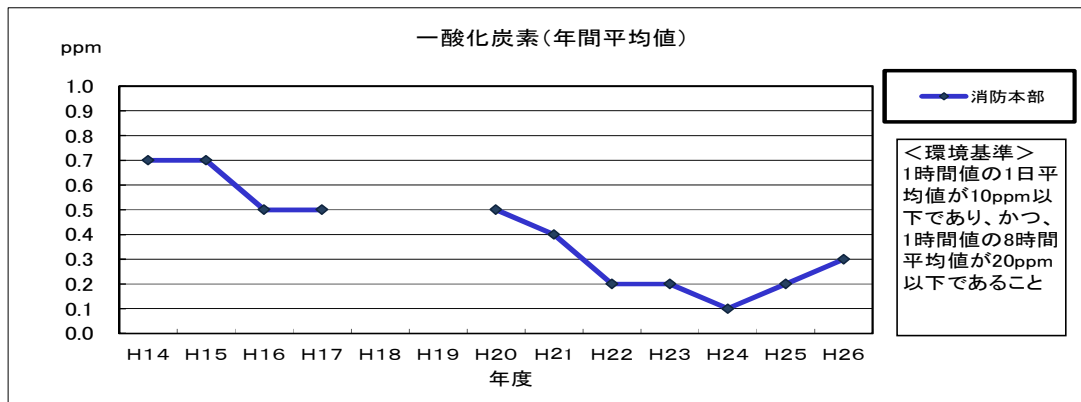
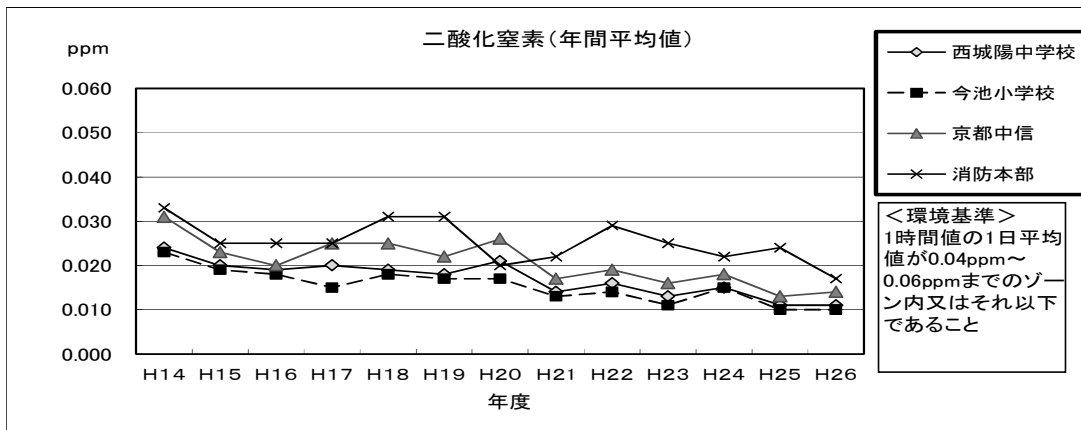
No.5:西城陽中学校

No.10:今池小学校

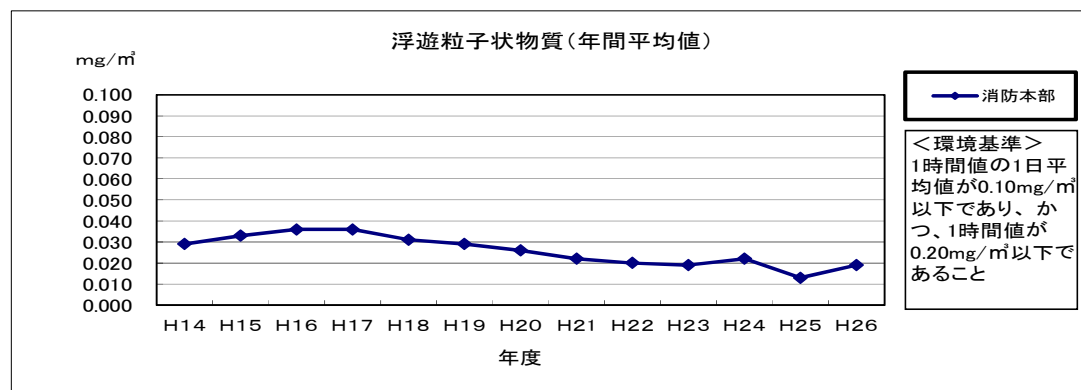
No.7:京都中央信用金庫

No.11:城陽市消防本部

(資料編2-10「大気質調査結果」を参照)

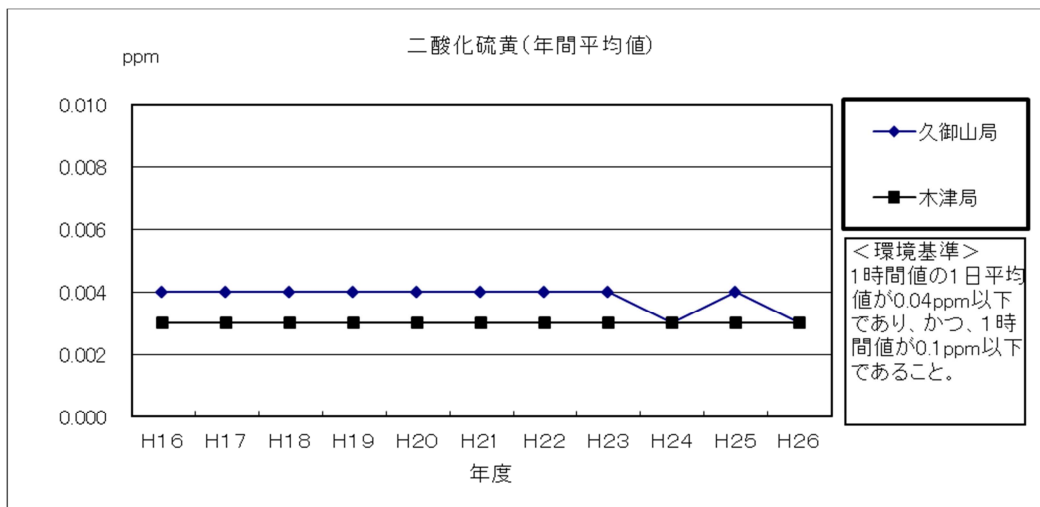


※平成18年度、平成19年度は測定なし。

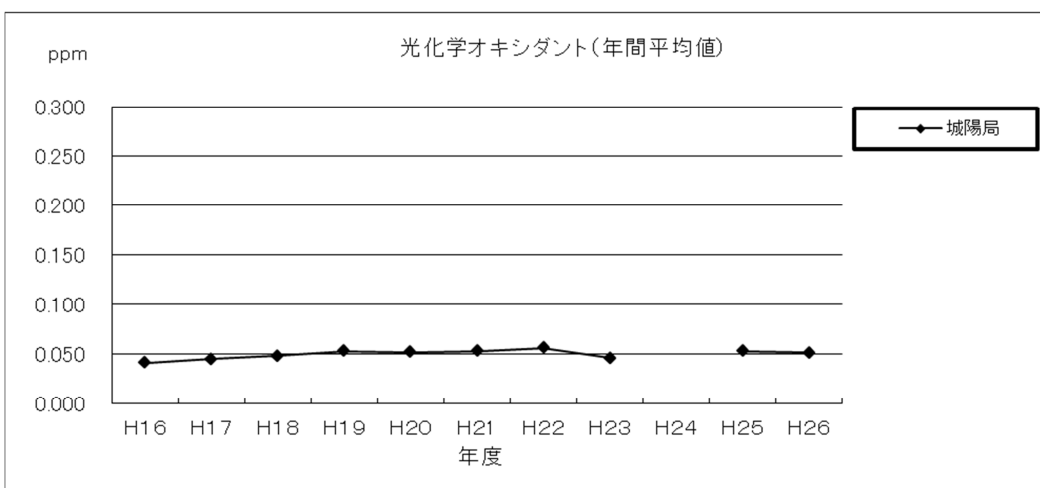


■京都府における大気環境測定の推移

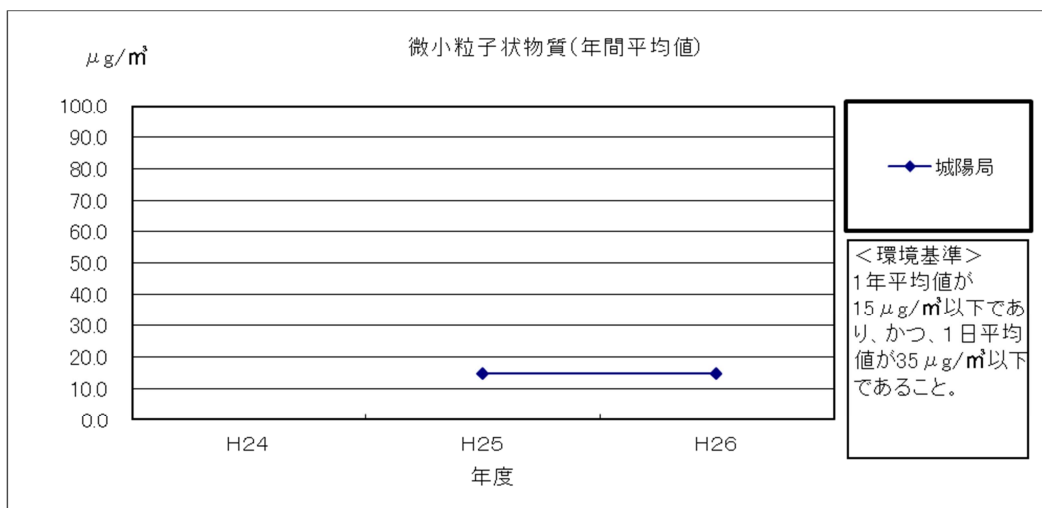
(資料編 2-3 「二酸化硫黄測定結果」、2-5 「光化学オキシダント測定結果を参照)



注)城陽局では、二酸化硫黄の測定を実施していないため、近隣分を掲載。



(注)平成24年度に城陽局では、光化学オキシダントの測定を実施していません。



(注)平成24年度に城陽局では、微小粒子状物質の測定を実施していません。

2. 水質汚濁

1) 概要

城陽市では、河川の汚濁状況を把握し、良好で快適な水環境の保全に資することを目的として毎年水質測定を実施しています。平成26年度においても、市内主要8河川、16地点(平成17年度までは7河川14地点)の水質測定を実施しました。

事業場については、6事業場の排水測定を実施しました。

2) 河川の水質測定

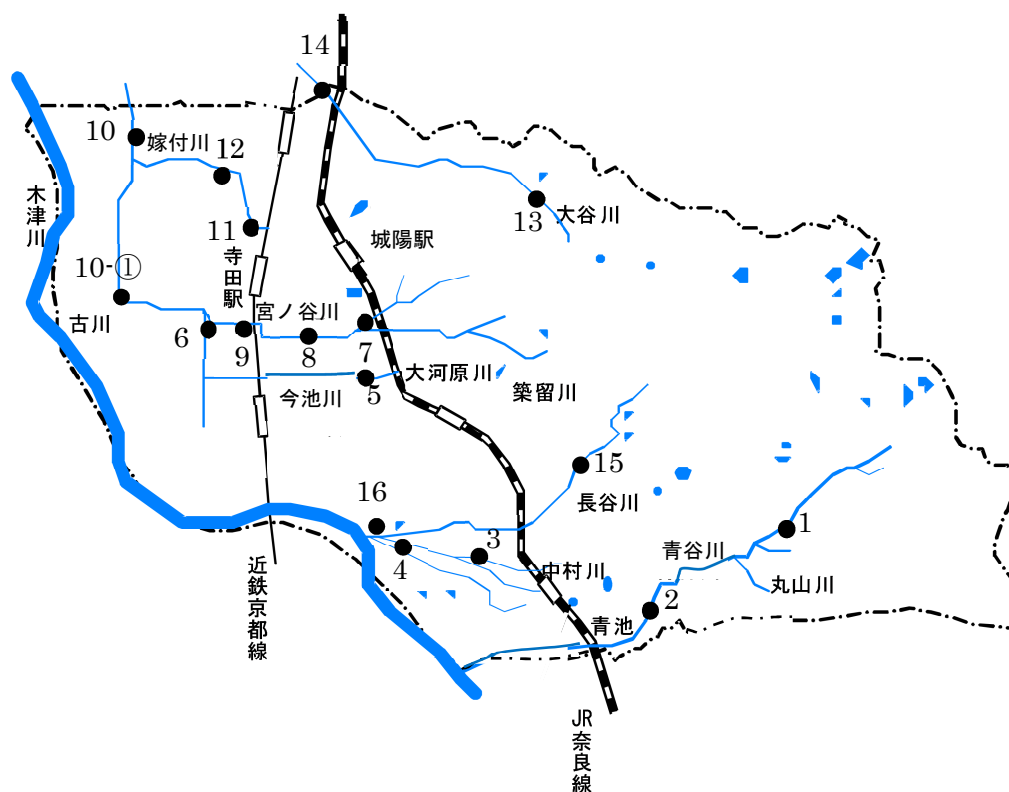
■河川水質測定箇所及び測定項目

測定河川名	青谷川、中村川、今池川、宮ノ谷川、古川、嫁付川、大谷川、長谷川の上流・下流地点
測定項目	生活環境の保全に関する項目(pH、BOD、SS等)5項目
	人の健康の保護に関する項目(カドミウム、シアン、鉛等)27項目
	その他の項目(銅、亜鉛、鉄、マンガン等)12項目

本市の河川は法や条例による事業場排水に対する規制の強化と、下水道の普及による家庭雑排水を中心とした生活系排水の減少により、水質は改善の傾向にあります。

(資料編2-11「公共用水域水質測定結果表」、2-12「水質汚濁に係る環境基準」、2-13「市内8河川水質(BOD値)の経年変化」、2-14「生活環境の保全に関する環境基準」を参照)

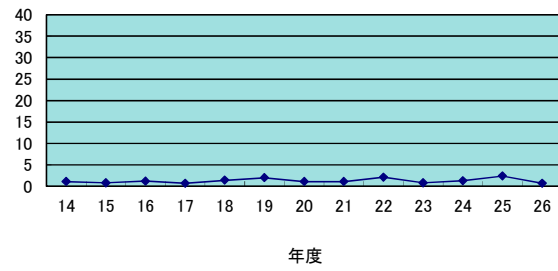
■河川水質測定位置図



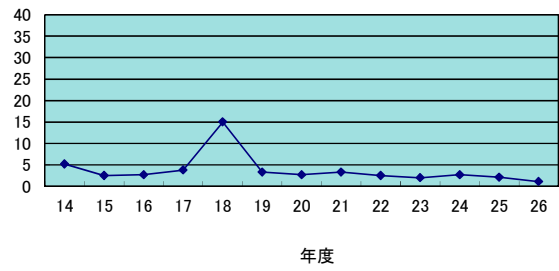
※平成26年度については、地点10は河川工事のため年度途中で10-①に変更し、測定しています。

■BOD測定の推移

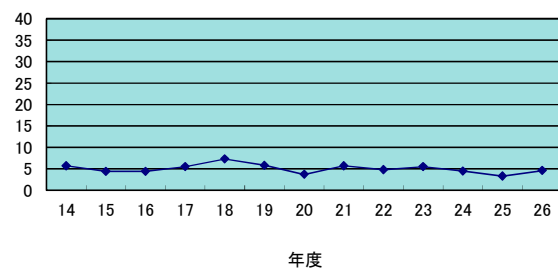
1 青谷川上流 (mg/L)



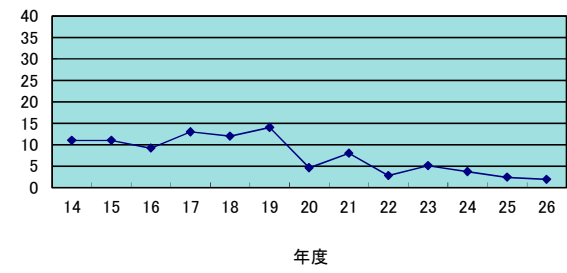
2 青谷川下流 (mg/L)



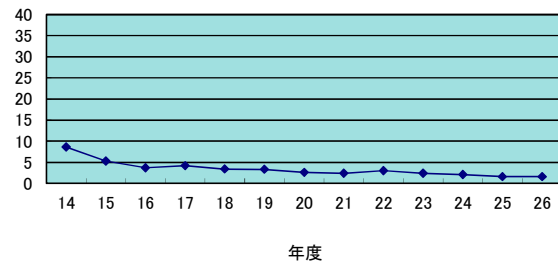
3 中村川上流 (mg/L)



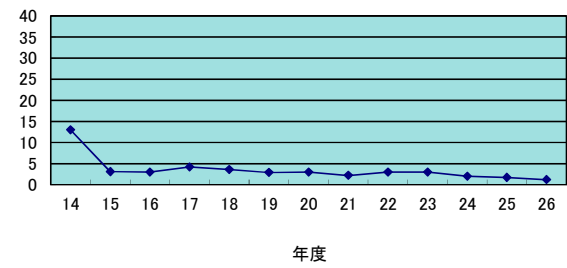
4 中村川下流 (mg/L)



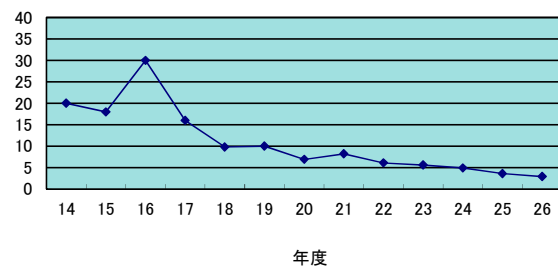
5 今池川上流 (mg/L)



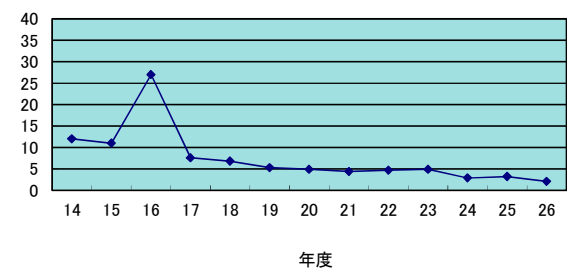
6 今池川下流 (mg/L)



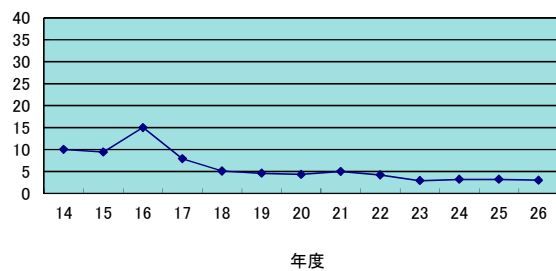
7 宮ノ谷川上流 (mg/L)



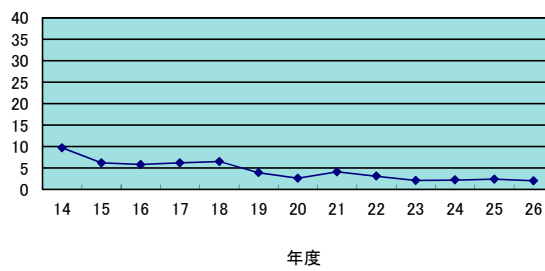
8 宮ノ谷川下流 (mg/L)



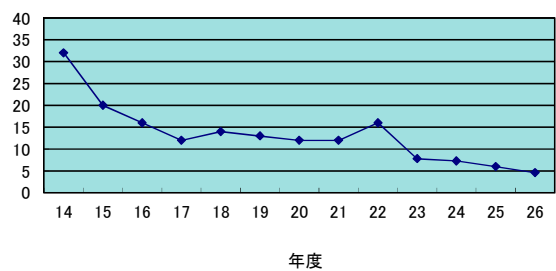
(mg/L) 9 古川上流



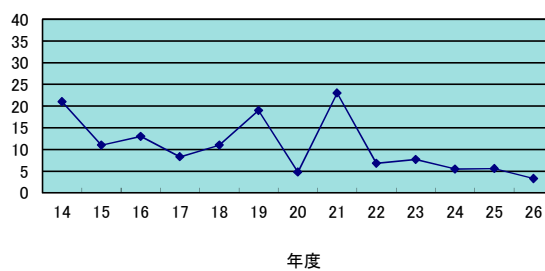
(mg/L) 10 古川下流



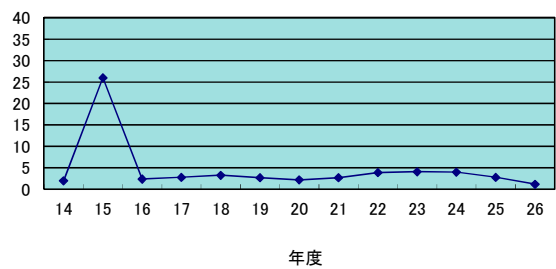
(mg/L) 11 嫁付川上流



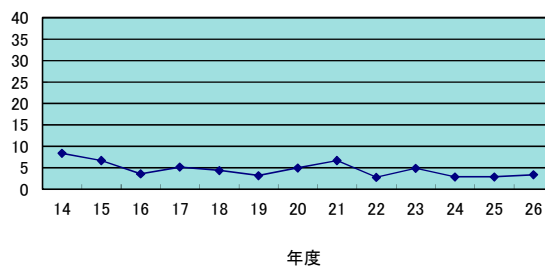
(mg/L) 12 嫁付川下流



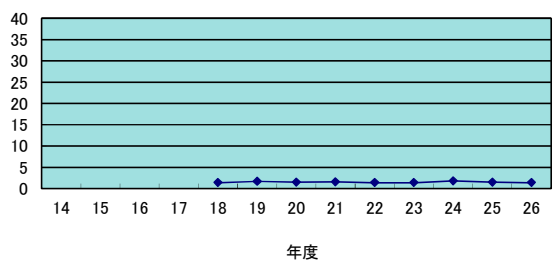
(mg/L) 13 大谷川上流



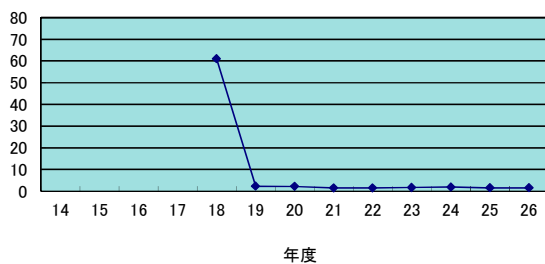
(mg/L) 14 大谷川下流



(mg/L) 15 長谷川上流



(mg/L) 16 長谷川下流



※長谷川の上・下流はH18年度から測定

3) 事業場の排水測定

公共水域へ排水している市内事業場の排水の水質を年1回測定しています。平成26年度において、食品工業・繊維工業等の事業場排水4ヶ所の測定をしました。結果は、各事業場とも排水基準未満でした。

さらに、平成元年度に市内の2ゴルフ場と使用する農薬に関する協定を結び、周辺環境の保全を図っています。併せて、排水の水質測定を実施しています。結果は、各ゴルフ場とも暫定基準未満でした。

事業場排水の水質測定実施状況

事業場数	6事業場(2ゴルフ場含む)
測定項目	pH、BOD、COD、SS、n-H、全窒素、全リン他

3. 地下水

1) 概要

平成元年9月水質汚濁防止法の一部改正により、有害物質の地下浸透を規制するため、都道府県知事による水質監視が義務付けられました。これにより、京都府では地下水の水質測定が行われていますが、本市においても平成3年度から独自に水質測定を実施しています。

2) 地下水の水質測定

市では、市内14ヶ所(H17年度までは6ヶ所)の民間井戸等で独自に調査を実施しており、平成26年度の調査結果は、全14箇所中13箇所地下水に係る全ての環境基準を満たしていましたが、1箇所環境基準を超える硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が検出されたことから、経過を観察しています。

また、水道取水井の原水調査については上下水道部で実施しており、いずれの浄水場においても水道法による水質基準を満たしていました。

■平成26年度実施状況

測定箇所	14(久世、平川、寺田、水主、富野、長池、観音堂、枇杷庄、中、奈島、市辺)の民間等の井戸
測定項目	カドミウム、シアン、鉛など、地下水環境基準項目28項目、pH

(資料編2-15「地下水水質測定結果」、2-16「地下水の環境基準」を参照)

なお、平成19年度には、市内2事業所から環境基準を超える水銀及び砒素が検出されたことを受け、市では、市民の不安解消を図ることを目的として、希望者を対象に、井戸水についての環境基準に基づく水質検査(砒素、水銀)を実施しました。環境基準を超えた井戸については、定期的にモニタリング調査を実施し、経過を観察しています。

3) 地下水採取の適正化に関する条例

この条例は、平成9年5月1日に市全体の地下水と水道水源の保全を目的に施行されました。この条例の特徴は、水道水源を中心に半径600mを第1種区域とし、新たな井戸を設置するときに、地下水保全対策委員会で審議するなど特に厳しく規制していることです。また、年に1回、主な許可井戸に採取量報告義務があり、市内全体の地下水の採取量が把握できるようになっています。

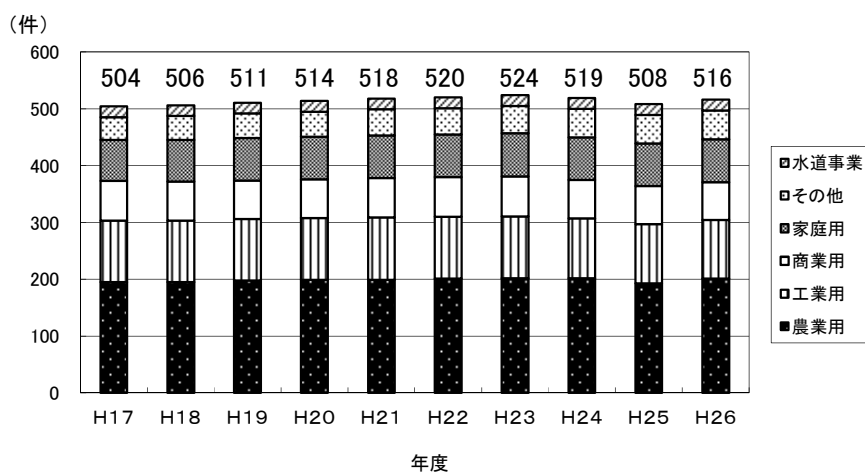
(資料編2-17「城陽市地下水採取の適正化に関する条例」、2-18「地下水取水状況」を参照)

4) 地下水の採取件数、採取量

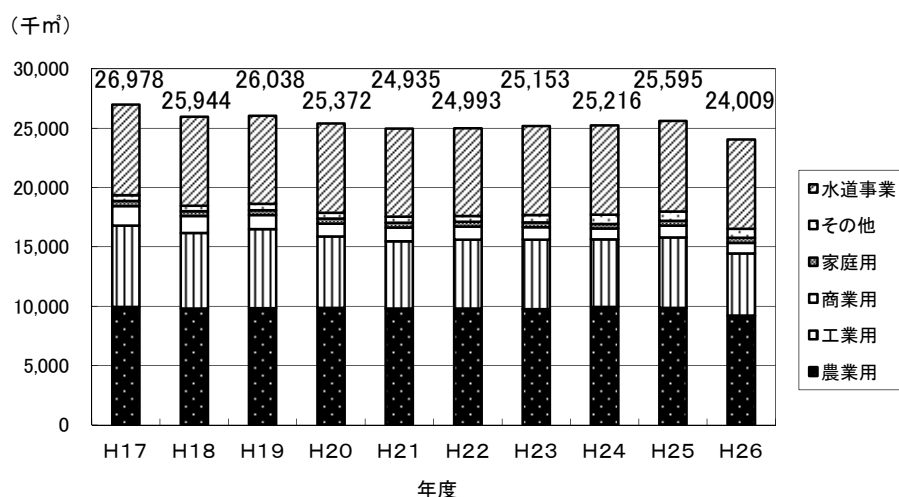
平成26年度末採取件数は516件で、昨年度に比べ8件増加しました。用途別でみた内訳は、農業用201件、工業用103件、商業用67件、家庭用75件、その他51件、水道事業用19件でした。

平成26年度採取量は24,009千 m^3 で、前年度に比べ1,586千 m^3 減少しました。用途別でみた内訳は、農業用9,170千 m^3 、工業用5,259千 m^3 、商業用881千 m^3 、家庭用410千 m^3 、その他758千 m^3 、水道事業用7,529千 m^3 でした。

■ 利用目的別採取許可件数の推移



■ 利用目的別採取量の推移



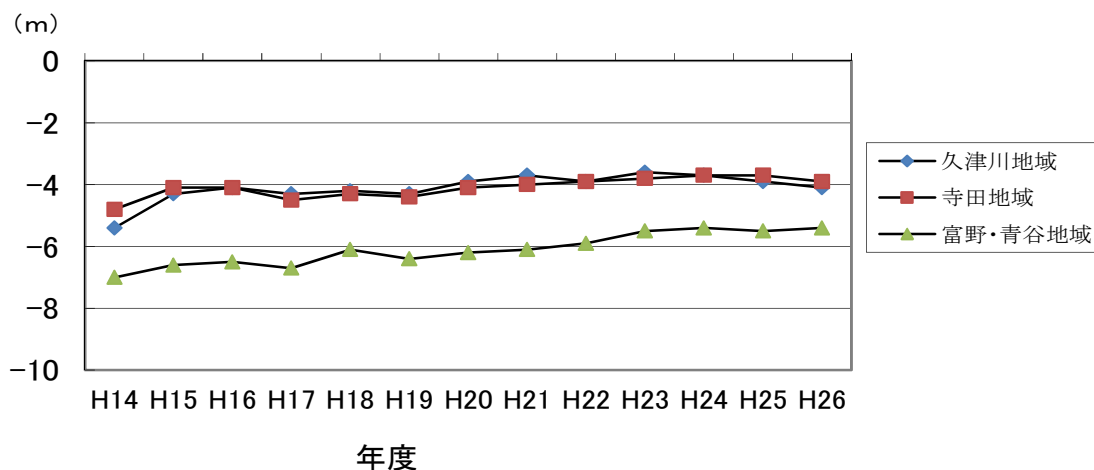
5) 地下水の水位

本市の地下水保全の状況を把握するため、浄水場井14本、観測井13本の計27本で月1回、地下水の水位測定を実施しています。測定場所は、浅井戸（不圧（自由）地下水）と深井戸（被圧地下水）に分かれます。地下水の水位は、大きな変化はみられません。

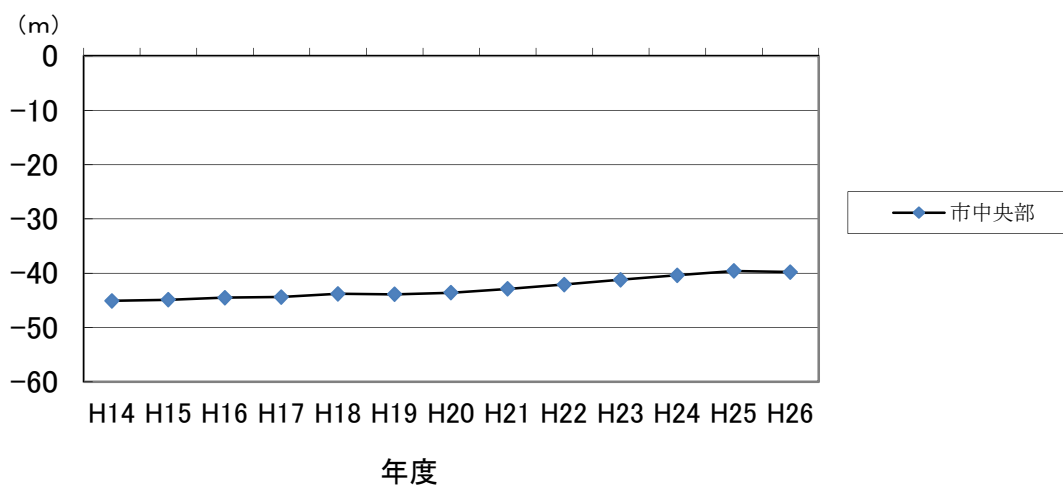
本市のほぼ中央部に位置する深井戸の観測は、市域全体の地下水状況を把握できるものと期待されています。今後も長期的観測井として測定を継続していきます。

(資料編2-19「地下水位状況」を参照)

■地下水位の推移(浅井戸)



■地下水位の推移(深井戸)



6) 地盤沈下

本市の地盤沈下の状況を把握するため、毎年度地盤沈下の測定を実施しています。

測定地点は平川で、現在のところ地盤沈下の傾向は見られません。地下水採取の影響等を把握するため、今後も測定を継続していきます。

7) 地盤および地下水環境保全に関する調査

地下水の現状を詳しく把握するため、平成18年度から平成20年度までの3箇年事業として、関西大学との官学協同による地盤および地下水の総合的な調査を実施しました。

この調査は、GIS3Dを用いて地盤及び地下水の総合的な現状把握(帯水層を形成する地盤、地下水の流れ、地下水の流速、性質など)によるデータ解析を行い、市全域の地盤構造や地下水の流れ、流速などを学術的に明らかにするものです。

この調査研究により、市内の地盤モデルを作成することができました。また、地下水の概ねの流れ方向、VOCや重金属類の汚染があった場合の汚染源の広がりについてなどを把握することができました。

今回の調査結果の活用として、地下水汚染シミュレーションの実施や、地下水汚染時における汚染源の拡大方向及び到達距離の予測などが可能となります。これらをふまえてさらに安心・安全な地下水保全に努めていきます。



(城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書)

4. 騒音・振動

1) 概要

市では、平成12年度から市内全域の一般地域の環境騒音(15ヶ所(定点))及び道路に面する地域の環境騒音(7ヶ所(定点))、道路交通振動(7ヶ所(定点))を測定してきました。

平成24年度に、騒音規制法に基づく自動車騒音常時監視測定(面的評価)が権限移譲されたことに伴い、これまでの測定内容を見直しました。

平成25年度からは、市内全体の騒音・振動状況をより把握するため、一般地域の環境騒音を、市内15ヶ所の定点測定から25ヶ所に増やし、5ヶ所ずつ5年間ローテーションで測定することとしました。

また、道路に面する地域は7ヶ所について毎年点的評価を実施してきましたが、権限移譲により、対象路線(18区間)について、これまでの測定箇所(7地点)に近い評価区間数(6区間)を確保し、3年ローテーション制で実施することとしました。

道路交通振動については、権限移譲に合わせて、実施箇所を7ヶ所から18ヶ所に増やし、3年ローテーション制で実施することとしました。

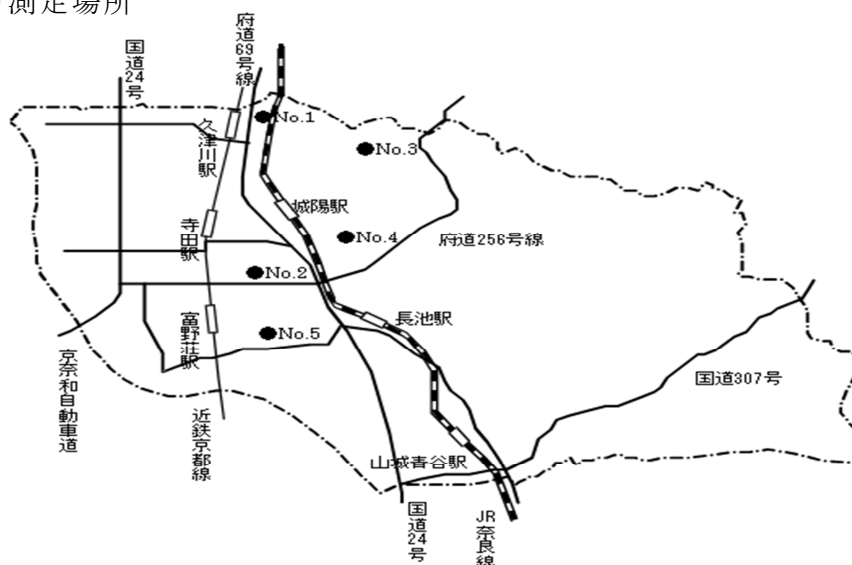
平成26年度の環境基準達成状況等を把握するため、騒音規制法に基づき、本市では環境騒音を一般地域5ヶ所で測定しました。また、道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率(面的評価)を6路線で評価しました。さらに、振動規制法に基づき、この道路に面する地域6か所における道路交通振動を測定しました。

2) 環境騒音(一般地域)

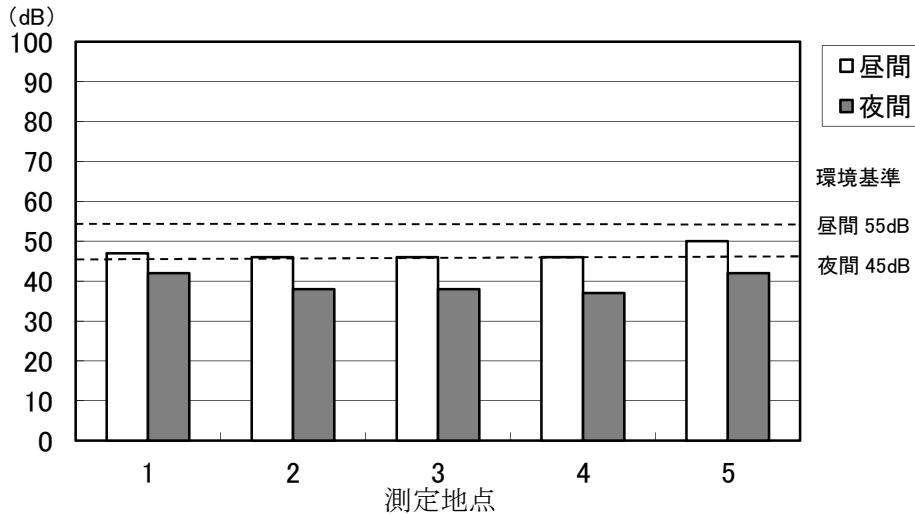
「騒音に係る環境基準の評価マニュアル」(環境庁、平成12年)及び、「騒音に係る環境基準について」(平成10年9月30日:環境庁告示第64号)に基づき、環境騒音の実態把握と環境基準の達成状況を把握するため、市内5地点において24時間連続測定を行いました。結果は、全調査地点において環境基準を達成していました。

(資料編2-20「一般地域の環境騒音測定結果」を参照)

■ 環境騒音(一般地域)測定場所



■環境騒音(一般地域)測定結果

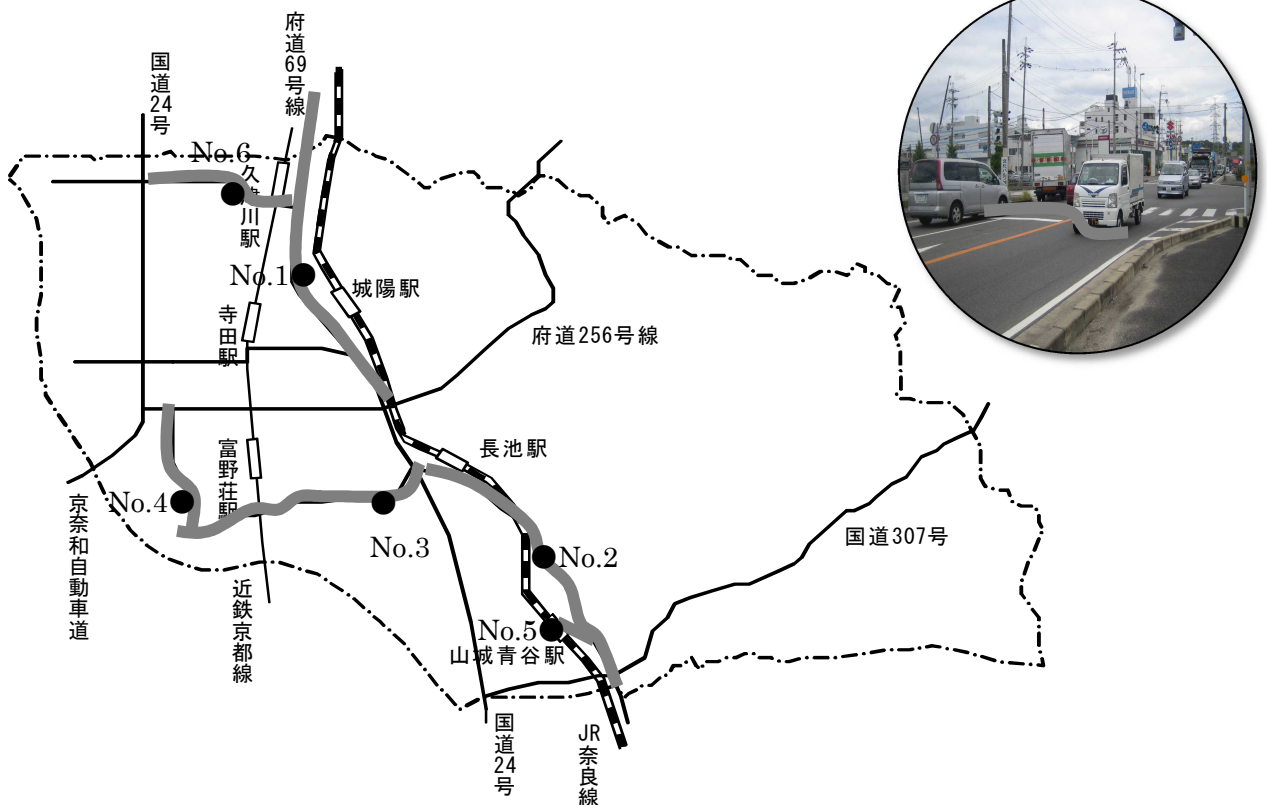


3)自動車騒音(面的評価)及び振動

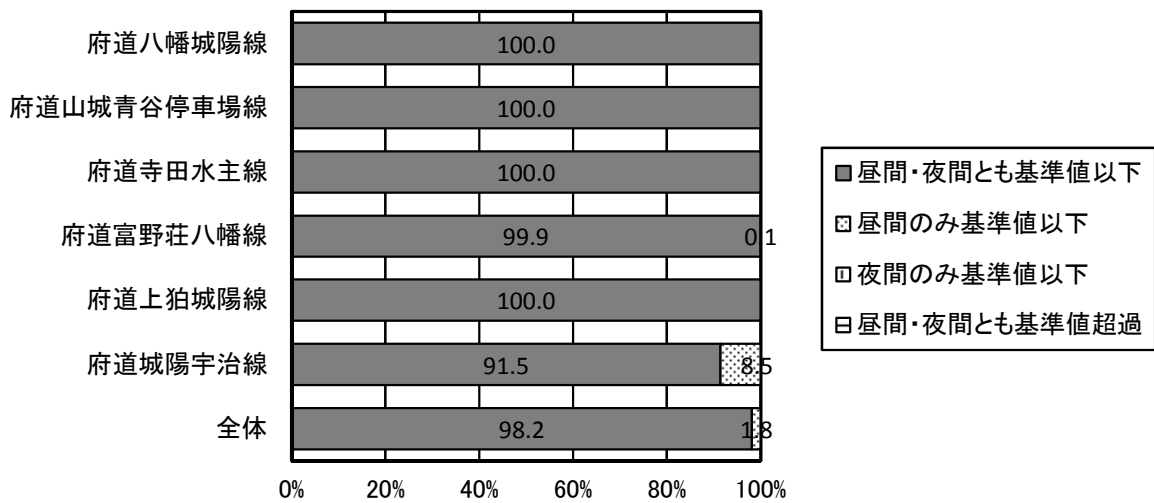
環境基準及び騒音規制法の達成状況を把握するため、平成24年度より市内の主要幹線道路を対象とし、道路に面する地域に立地する住居ごとの環境基準達成率(面的評価)の評価を実施しています。平成26年度は、「府道宇治城陽線」、「府道上狛城陽線」、「府道富野荘八幡線」、「府道寺田水主線」、「府道山城青谷停車場線」、「府道八幡城陽線」で面的評価を行い、その結果、全体では昼間、夜間とも環境基準値以下の住居の割合は98.2%、昼間のみ基準値以下の住居の割合は1.8%、昼間、夜間とも基準値超過の住居の割合は0.0%となりました。

(資料編2-21-(2)「平成26年度評価区間別面的評価結果」を参照)

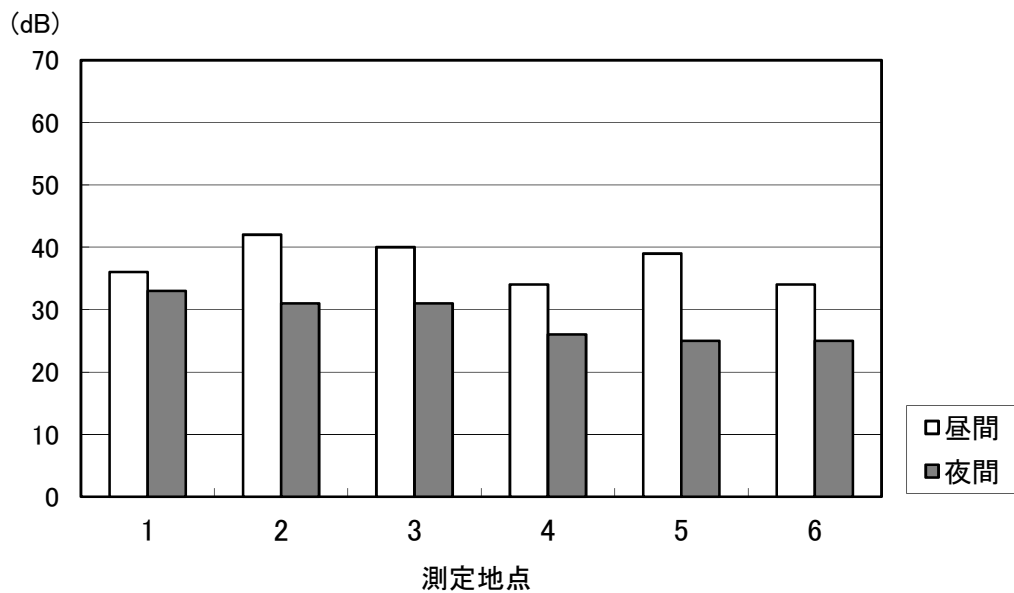
■平成26年度自動車騒音(面的評価)評価区間及び振動測定



■自動車騒音(面的評価)評価結果



■道路交通振動測定結果



<騒音測定風景>

5. 悪臭

1) 概要

悪臭防止法は、工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭物質の排出を規制することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的としています。そして、不快な臭いの原因となり生活環境をそこなうおそれのある物質が政令により定められています。なお、知事の権限に属する事務のうち、①改善勧告 ②改善命令 ③測定 ④報告書の徴収及び立入検査 の各事務については、市町村の所管です。

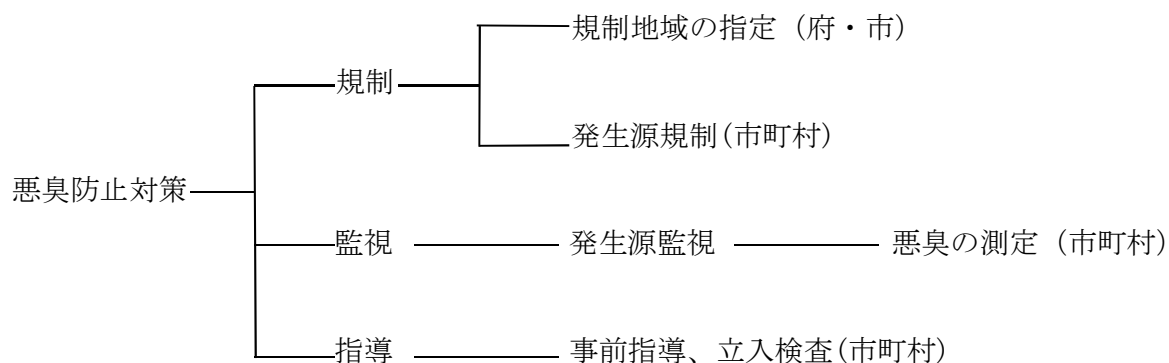
(資料編2-27「悪臭防止法に基づく規制基準」を参照)

■府環境を守り育てる条例に基づく特定施設の設置届出状況

特定施設	事業場数	施設数
飼育、肥料又はにかわの製造の用に供する施設	—	—
豚200頭以上又は鶏1万羽以上の飼育の用に供する飼料調理施設	—	—
鶏1万羽以上のふんの処理の用に供する乾燥施設	1	2
計	1	2

(平成27年3月末現在)

2) 悪臭防止法による防止対策の体系



3) 事業場の排ガス測定

悪臭排ガスの測定は、おもに悪臭苦情があった場合に実施しています。平成26年度において、事業場1ヶ所の測定をしました。測定は、事業場が使用している薬品のうち規制基準に係る項目等について実施し、結果は規制基準未満でした。

事業場排ガスの測定実施状況

事業場数	1事業場
測定項目	トルエン、酢酸エチル、メタノール、フェノール、ホルムアルデヒド

6. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、有害物質の中でも特に毒性が強く人への健康影響が社会問題になり、平成11年7月16日「ダイオキシン類対策特別措置法」が公布されました。本法令により、ダイオキシン類は都道府県の所管となっています。

平成26年度京都府測定状況によると、大気における一般環境15地点、水質における公共用水域48地点の水質・公共用水域20地点の底質・19地点の地下水、土壌の20地点での調査では、いずれの地点においても環境基準を下回っていました。また、本市には法に基づいた特定施設が5事業所ありますが、いずれも排出基準に適合していました。

(資料編2-28「ダイオキシン類等の調査結果」を参照)

7. 除草

1) 概要

市内のあき地の適切な管理を図り、良好な生活環境を保持するため、「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」が昭和58年4月1日に施行されました。この条例に基づき、市街化区域内のあき地に対する除草指導を実施しています。

(資料編2-29「城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例」、
2-30「除草指導状況」を参照)

■ 除草指導状況(抜粋)

平成26年度除草対象面積(前期・後期の合計)				93,498㎡
処理分	前期指導	自己処理	97筆	40,041㎡
		委託処理	32筆	6,723㎡
	後期指導	自己処理	122筆	45,416㎡
		委託処理	8筆	1,318㎡

平成26年度の前期処理率は98.8%、後期処理率は98.3%でした。

8. 公害苦情

1) 概要

本市では住宅都市として推移してきたため、事業所や工場はそれほど多くはありません。経済センサス-活動調査(平成24年2月1日)によると事業所総数は2,491ヶ所であり、工場は127工場となっています。

これらの事業場からの公害を予防し、また防止するため、平成11年度に環境監視員を設置しました。平成18年度からは2名体制とし、土・日も含めた常時パトロールを実施、また公害が発生した場合は調査・測定等を実施し防止のための改善等を指導しています。

2) 公害苦情の状況

(1) 種類別にみた公害苦情

平成26年度の公害苦情受理件数を種類別に見ると、大気汚染が21件、水質汚濁が6件、騒音が13件、振動が2件、悪臭が4件、その他(不法投棄を含む)が10件で、全体として56件でした(野焼きは大気あるいは悪臭に含まれる)。

(2) 用途地域別にみた公害苦情

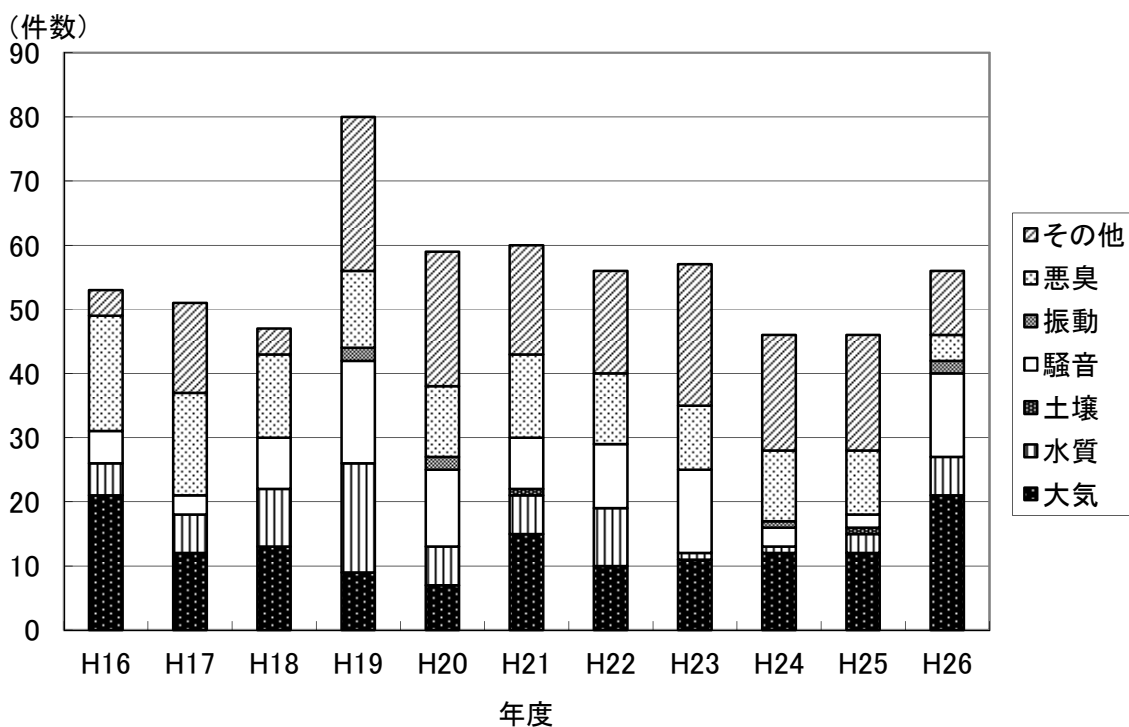
平成26年度の公害受理件数を都市計画区域別に見ると、住居系が33件、工業系が1件、その他が22件でした。

(3) 公害苦情の処理件数

平成26年度の処理件数は、56件中56件で、処理率は100%でした。

(資料編2-31「公害別の苦情受理件数及び処理件数」、資料編2-32「用途地域別苦情発生件数」を参照)

■ 公害苦情件数の推移



9. 廃棄物・リサイクル

1) 概要

大量生産・大量消費・大量廃棄による廃棄物公害に歯止めをかけ、持続的社會を形成するため、国では平成12年6月に「循環型社會形成推進基本法」を公布しました。本市も一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物減量等推進審議会(委員は市民・事業者・学識経験を有する者10人以内で構成)を設置し、減量やリサイクルに取り組んでいます。

また、平成25年4月1日から、古紙等を資源とする適正なごみの排出による減量、区分の異なるごみの混入の減少による分別の徹底などをより進めるため、ごみ袋の透明・白色半透明袋での回収を実施しています。

(資料編2-33「城陽市廃棄物減量等推進審議会条例」を参照)

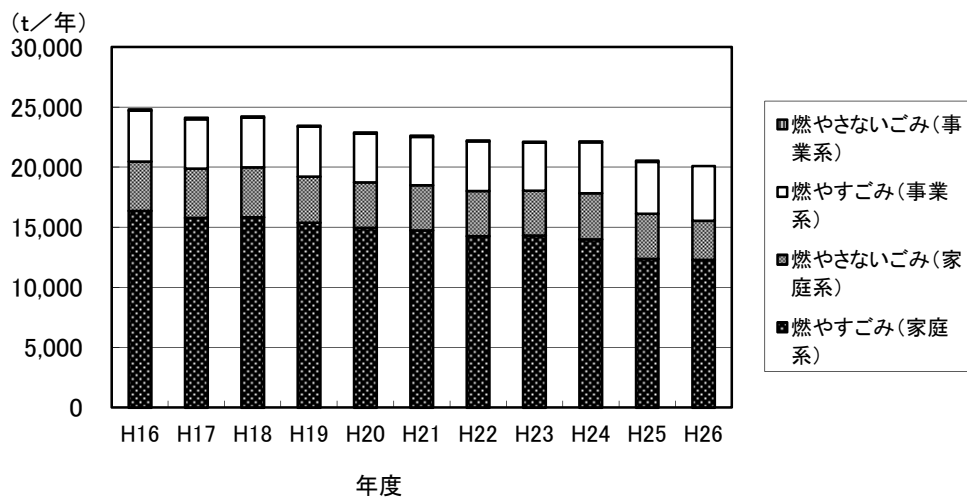
2) ごみ処理量の状況

ごみ処理量は大きく家庭系と事業系に分けられ、また燃やすごみ・燃やさないごみ・資源ごみに分けられます。ごみの処理量は、家庭系及び事業系ともに平成19年度から減少傾向にあります。

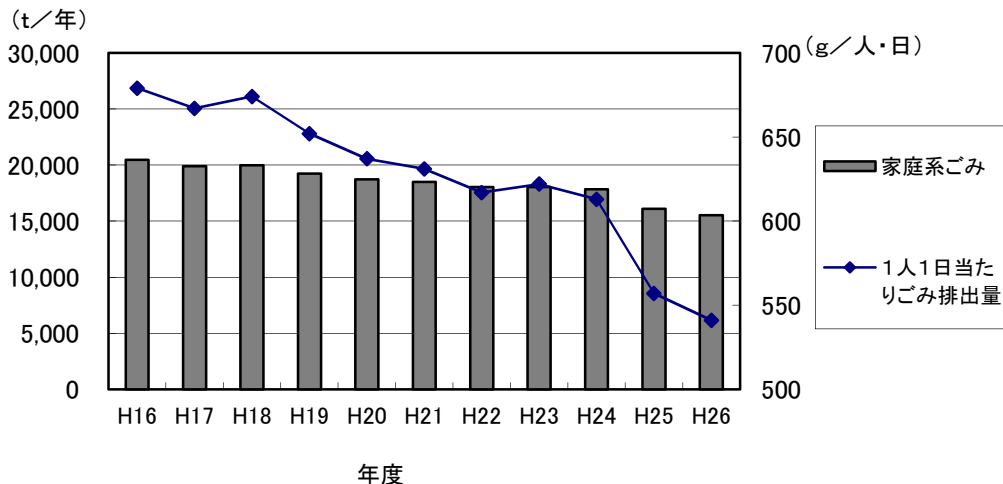
また、平成26年度の家庭系1人1日当たりごみ排出量は541gでした。

(資料編2-34「ごみの処理量と資源化率」を参照)

■ ごみ処理量の推移



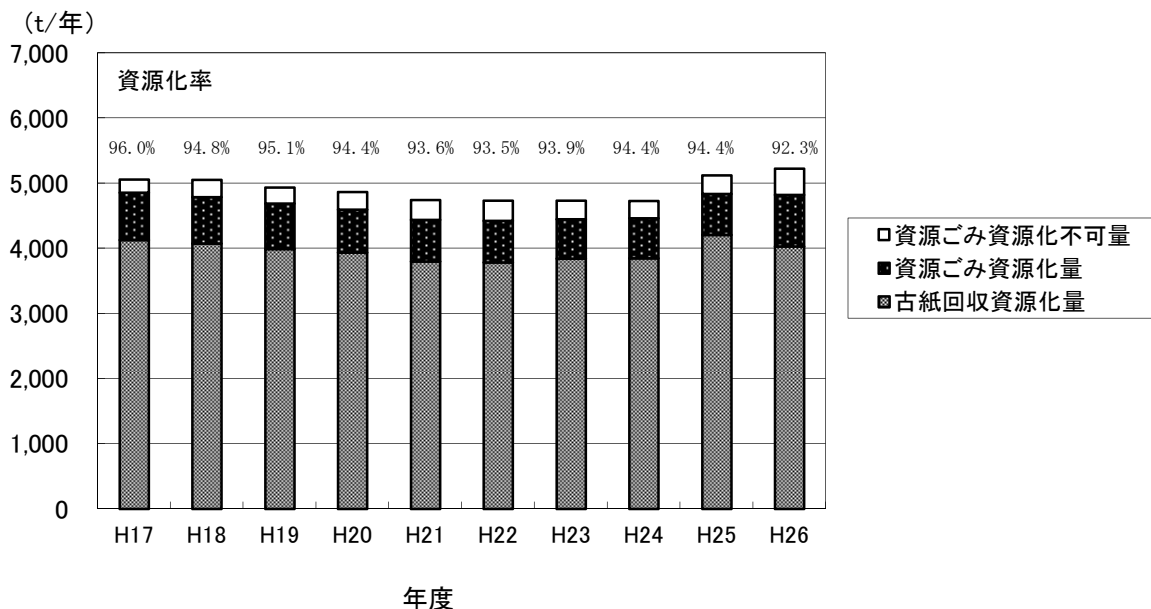
■ 家庭系1人1日当たりごみ排出量の推移



3) 資源ごみの状況

資源ごみは、分別収集により回収されるペットボトル、空き缶、空きビン等のことです。また、「古新聞、古雑誌、ダンボール、古着」の集団回収をされている自治会・子ども会などに対し、1kg当たり5円と1団体当たり年間2,000円の補助金を交付する資源再生利用補助金制度を実施しています。

■ 資源ごみの推移

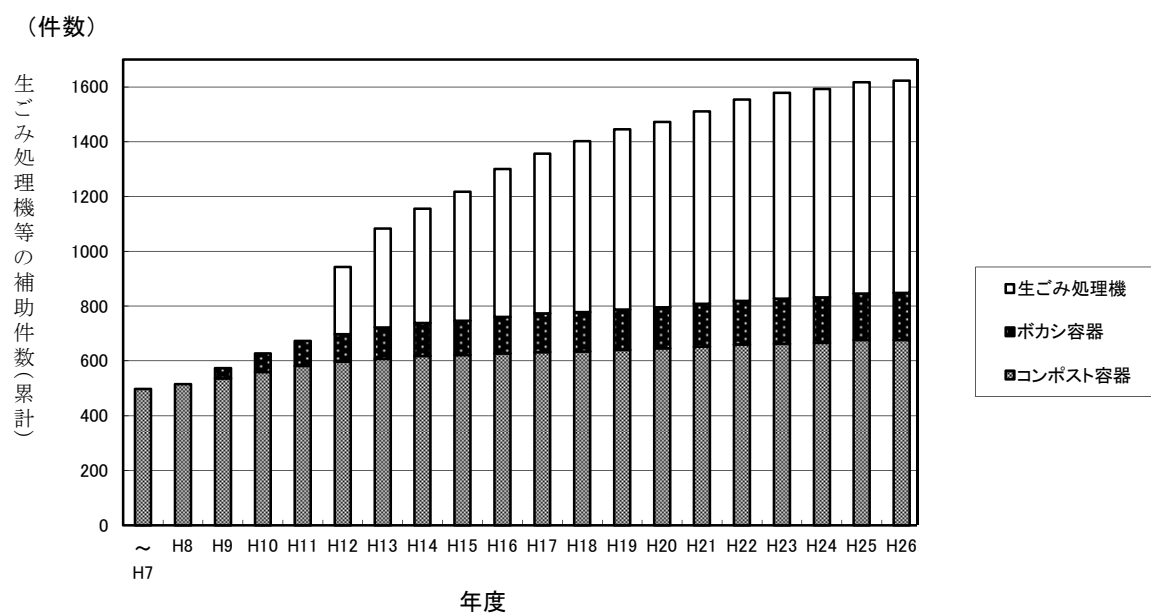


4) 生ごみ処理機等購入費補助の状況

生ごみ処理機等購入費補助制度は、コンポスト容器、ボカシ容器、生ごみ処理機を購入するときに購入代金の2分の1相当額(処理機は2万円、容器は4千円が上限)を補助するものです。この補助は、家庭から排出される生ごみをリサイクルすることによって有効利用し、ごみ減量を推進するものです。平成26年度末現在の補助件数は、1,623件(累計)です。

(資料編2-36「生ごみ処理機等購入費補助の状況」を参照)

■ 生ごみ処理機等購入費補助件数の推移



5) 不法投棄の状況

不法投棄は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により禁止されています。しかし、家電リサイクル法や建設リサイクル法などに伴うごみの有料化等により、家電製品等の不法投棄が増加しています。このため、本市では不法投棄多発箇所やごみステーション周辺等、山砂利採取跡地等を中心に全市的にパトロールを実施しています。また、不法投棄防止看板の設置、シールによる適正な排出の推進、広報等による啓発など、不法投棄防止対策も実施しています。

6) 飼い犬のふん害の防止に関する条例

ふんのない美しいまちをともにつくっていくため、「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を平成17年4月1日に公布しました。飼い主の遵守事項として「飼い犬を移動させるときは、ふんを処理する用具を携帯しなければならない。」ことと、「ふんをしたときは持ち帰らなければならない。」ことを規定しました。道路や農道・河川・公園など公共の場所に飼い犬のふんを放置してはいけません。また、飼い犬のふん害の防止を図り、地域の環境美化を促進するため、広報や看板等による啓発・パトロールも実施しています。平成26年度はパトロールを98回実施し、5件の指導を行いました。

更に、犬のふん害のないきれいな公共空間の創造には、行政と市民が協働して市民意識の向上を図ることが重要であることから、平成19年12月に「城陽市犬のふん害防止ボランティア推進事業実施要綱」を定め、取り組みを実施しています。

(資料編2－37「城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例」を参照)



< 飼い犬のふん害防止看板 >

10. 動植物調査

1) 概要

城陽市内に生息・生育する動植物とそれを取りまく地形、地質等の自然環境を把握するため、平成10年度から平成12年度の3ヶ年で自然性の高い地域を中心に本調査(現地調査及び生息環境調査)、親しみやすい生きものの基礎調査を行い、将来的な保全や自然を生かした施策や市民による自己啓発の手がかりとなるような資料として、「動植物環境調査報告書」及びその概要版を作成しました。報告書は市立図書館などで閲覧ができます。

2) 調査結果

調査は、主に木津川周辺(約424ha)、青谷川左岸森林周辺(約365ha)、鴻ノ巣山周辺(約30ha)で行い、総調査面積は約819haでした。調査結果は下表どおりで、その中で貴重種は、植物群落が6群集18群落、植物種が13科16種、動物種が哺乳類5種・鳥類10種・両生類4種・魚類1種・昆虫類9種計29種でした。

■城陽市動植物環境調査結果総括表

表1 植生調査結果

項目	植生区分
現存植生	9群集 39 群落

表2 植物相調査結果

分類			科数	種数
シダ植物			20	82
種子植物	裸子植物		6	11
	被子植物	双子葉植物	64	330
			離弁花類	
		合弁花類	28	196
	単子葉植物		18	216
植物相総計			136	835

表3 動物相調査結果

分類	目数	科数	種数
哺乳類	5	8	12
鳥類	13	30	98
は虫類	2	6	9
両生類	2	4	11
魚類	5	10	28
水生生物(昆虫類以外)	12	21	29
昆虫類	20	239	1,098
動物相総計	59	318	1,285

動植物相 総計	2,120 種
---------	---------

11. 緑化

1) 概要

平成19年3月に策定した第3次城陽市総合計画、平成25年4月に策定した城陽市緑の基本計画に基づき、グリーンカーテン、花いっぱい運動、結婚・誕生記念樹配布等、市民・市民団体・事業者との協働の取り組みにより、緑地の適正な保全および緑化の推進を図っています。

2) 名木・古木

名木・古木は、日常的に緑と親しみ、緑の大切さを実感する一つの象徴として、市内に生育する古い木、大きい木、形のよい木、珍しい木、いわれのある木等で地域の緑化のシンボルとなる樹木を認定したものです。平成13年8月に、36本を認定し、「城陽市名木・古木」として保全されており、現在は36本となっています。

(資料編2-38「城陽市の名木・古木」を参照)

3) 公園の状況

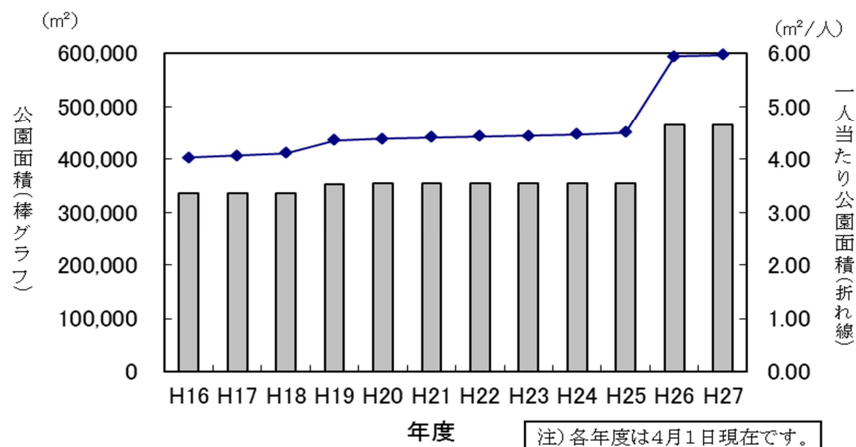
市内には、「城陽市総合運動公園」や平成26年3月に開園した「京都府立木津川運動公園」をはじめとして、合計221ヶ所の公園があります。平成27年4月1日の公園総面積は、465,168㎡(京都府所管の京都府立木津川運動公園 109,000㎡を含む)であり、1人当たり公園面積は、6.0㎡です。

(資料編2-39「公園の設置状況」を参照)

■公園の設置状況

No.	名称等	種別	面積 (㎡)
1	城陽市総合運動公園等2ヶ所	運動公園	269,168
2	木津川河川敷運動広場	近隣公園	32,730
3	桜つつみ緑地等 9ヶ所	都市緑地	62,252
4	児童公園等 209ヶ所	街区公園	101,018
	合計		465,168

■市民一人当たり公園面積の推移



4) 市街化区域の緑被率

市街化区域の緑被地は、農地、地域に点在する古墳・遺跡や社寺林等の樹林地、公園等の草地などです。

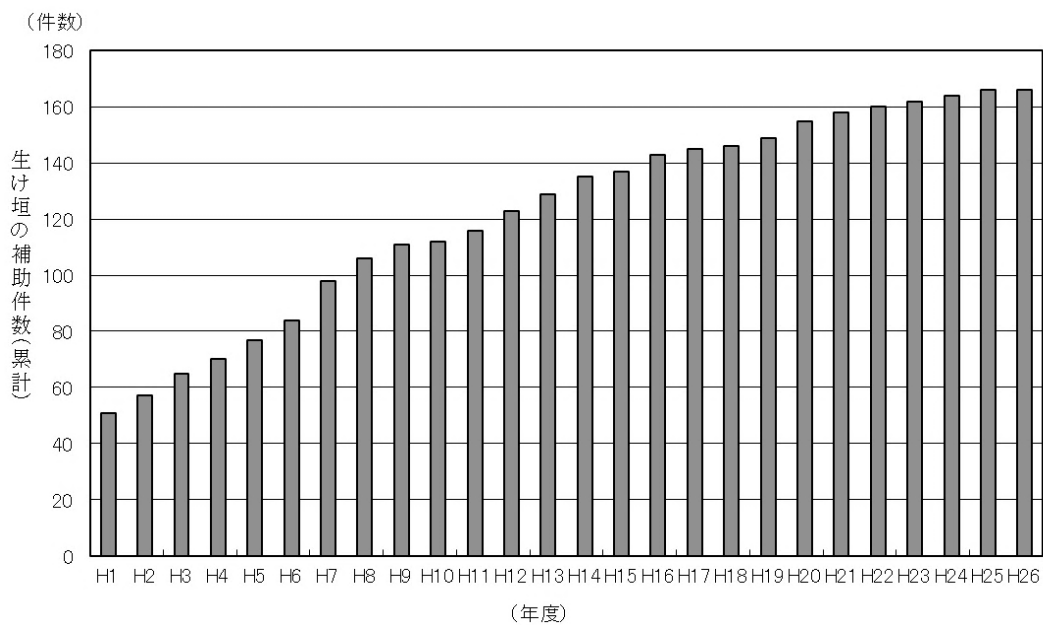
- ・平成6年3月 20.6%
- ・平成12年3月 19.6%
- ・平成15年1月 20.5%

5) 生け垣設置費助成の状況

生け垣助成制度は、生け垣を新設されるときに苗木代(1m当たり5千円まで、総額5万円上限)を助成するものです。この助成は、道路に面した民有地を緑化し緑豊かなまちづくりを推進するために実施しています。平成26年度末までの助成件数は166件(累計)です。

(資料編2-40「生け垣設置費助成制度の状況」を参照)

■ 生け垣の補助件数の推移



< 生け垣設置費助成制度により整備された生け垣 >

6) 桜つつみ事業

桜つつみモデル事業は、木津川の右岸を「緑につつまれた市民のやすらぎといこいの回廊にする」という小学生のアイデアにより平成元年から始まった事業で、国土交通省・城陽市が共同で実施しています。

国土交通省は既存堤防の強化を図り、城陽市は桜の植樹等を行うことで、緑あふれる河川空間と豊かなふるさとのイメージを創出することを目的に取り組みを進めています。

現在、約2.1kmが完成し都市緑地として供用しています。

7) グリーンカーテンの取り組み

市では、緑化の取り組み及び地球温暖化対策の取り組みのひとつとして、グリーンカーテン運動を推進しています。平成26年度は公共施設計25施設にゴーヤ苗を配布し、グリーンカーテンの推進を図りました。また、609名の市民の方にゴーヤ苗を配布しました。

12. 環境美化活動

1) 概要

平成21年4月から「ごみのない美しいまちづくりを推進するため、市民団体や事業所等が取り組んでいる清掃活動を市民に紹介し、市民の美化意識の高揚を図るとともに、活動の広がりや連携にむけた支援を行い、ごみのない美しいまちづくりを推進する。」ことを目的にクリーン活動を始めました。

2) 活動内容

(1) 市内一斉クリーン活動

ごみのない美しいまちに向けて、青少年健全育成市民会議や各自治会、事業所など様々な団体が年間をとおしてクリーン活動を展開されています。その一環として環境月間である6月に1日から10日を活動日として、市内一斉クリーン活動を実施しました。

平成26年度は6月1日(日曜日)をメインの日として、6月に1日から10日に活動を行い、市内コミュニティセンターの周辺道路や公共スペース、事業所等の周辺道路などで、市民や、事業所、各コミュニティセンター運営委員会、青少年健全育成市民会議等の団体計41団体1,953人の方が清掃活動に参加いただき、5,154.6kgのごみを回収することができました。

(2) クリーン活動の支援

平成21年4月11日に市民活動支援サイトを活用し、市役所ホームページに活動状況を紹介するサイトを立上げ、随時紹介しています。平成27年3月末現在で、右表の21団体が登録されて活動していただいています。

3)紹介

市内一斉クリーン活動及びクリーン倶楽部城陽登録団体の活動については、インターネットで「城陽市ホームページ」→「ごみ・環境」→「クリーン倶楽部城陽」のサイトから活動状況を見ることができます。

【クリーン倶楽部登録団体】

(平成 27 年3月末現在)

No	団 体 名	活 動 場 所
1	環境倶楽部	城陽市役所周辺
2	城陽環境パートナーシップ会議	自然観察会開催に併せ実施
3	クリンクリン	市道1号線寺田高田地内
4	だいや	府道城陽八幡線(寺田駅→市役所)
5	城陽駅を美しくする会	城陽駅前
6	(社)城陽市シルバー人材センター	市役所周辺、寺田駅周辺
7	(株)スズキ自販京都	営業店周辺
8	(株)南都銀行 城陽支店	店舗周辺
9	宮の谷エコ・クリーン	宮の谷地内の公園等
10	ワタキューセイモア(株)近畿支店城陽工場	工場周辺
11	(株)ホンダカーズ京都城陽店	寺田新池交差点付近
12	城陽市職員クリーン隊	市役所周辺
13	あんびしゃクリーンくらぶ	山城青谷駅周辺
14	むらかみ整骨院	久津川駅周辺
15	富士高分子(株)	会社周辺道路
16	星和電機(株)	会社周辺道路
17	京都南山城ボーイズ硬式野球協会	グラウンド周辺(観音堂)
18	(株)ピーターパン	寺田東ノ口周辺
19	京都信用金庫城陽支店	会社周辺道路
20	宇治公衆衛生協会城陽支部	協会周辺道路等
21	城陽市たばこ販売店協議会	寺田駅、文化パルク城陽周辺

(登録順)

13. 環境学習等

1) イベント・環境学習（平成26年度）

日時等	内容	講師等	参加者 (定員)	開催場所
【環境課・城陽環境パートナーシップ会議】				
平成26年 5月11日(日)	第1回 自然観察会	日本鳥学会会員 脇坂 英弥氏 環境生物研究会 岡井 勇樹氏	27名	府立木津川運動公園
5月17日(土)	ゴーヤの苗配布	城陽環境パートナーシップ 会議役員	200名	旬菜市
6月1日(日)	市内一斉クリーン活動	城陽環境パートナーシップ 会議役員	1,451名	市内各コミセン
6月14日(土)	第2回 自然観察会	環境生物研究会 竹内 康氏	40名	古川流域
6月28日(土)	平成26年度 総会	城陽環境パートナーシップ 会議役員	26名	福祉センター ホール
6月28日(土)	環境ミニフォーラム ～各部会の活動報告～	城陽環境パートナーシップ 会議 報告者 小林 駿氏 中川 宗孝氏	40名	福祉センター ホール
7月4日(金)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験①	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 20名	青谷保育園
7月11日(金)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験②	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 26名	鴻の巣保育園
7月15日(火)	省エネ診断開催	城陽環境パートナーシップ 会議役員	受診者 30名	城陽市役所 1階ロビー
7月23日(水)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験③	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長・年中児 68名	久世保育園
7月28日(月)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験④	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 34名	清心保育園
7月31日(木)	夏休み 子どもエコバスツアー	城陽環境パートナーシップ 会議役員	34名	兵庫県立 「人と自然の博物館」
8月2日(土)	子どもエコ料理教室	管理栄養士 木下 穂支子氏	23名	南部コミセン 料理実習室
8月2日(土)	～子どもからお年寄りまでをつな げるプロジェクト～ 「市民活動は地域の宝箱やでえ ～」出展参加(環境紙芝居)	城陽環境パートナーシップ 会議役員	50名	文化パーク城陽 市民プラザ
8月7日(木)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑤	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 23名	今池保育園

8月19日(火)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑥	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 39名	清仁保育園
8月26日(火)	環境出前講座 手回し発電機による発電体験⑦	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 32名	久津川保育園
9月2日(水)	環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑧	城陽環境パートナーシップ 会議役員	年長児 39名	里の西保育園
9月27日(土)	自然学習会	京都大学大学院理学研究 科 教授 疋田 努氏	28名	京都大学総合博物館
10月19日(日)	第26回 城陽市緑化フェスティ バル出展参加(ドングリ・生き物 展示)	城陽環境パートナーシップ 会議役員	10,000名	府立木津川運動公園
10月19日(日)	第3回 自然観察会	環境生物研究会 山村 元秀氏	21名	府立木津川運動公園
11月15日(土)	平成26年度 第13回城陽市環境フォーラム 「考えよう ごみの将来 ～循環 型社会について～」	講師 京都府立大学大学院生命環境 科学研究科 准教授 山川 肇氏 城陽環境パートナーシップ会 議運営委員 小林 駿氏 着物リメイクファッションショー アトリエ布日和	330名	東部コミセン
11月26日(水)	企業訪問	城陽環境パートナーシップ 会議役員	9名	(株)ミズホ
12月6日(土)	男のエコ料理教室	管理栄養士 木下 穂支子氏	19名	東部コミセン 調理室
12月13日(土) 14日(日)	京都環境フェスティバル出展参 加(生き物ハンドブックの展示)	城陽環境パートナーシップ 会議役員		パルスプラザ京都
平成27年 2月11日(水)	第4回 自然観察会	環境生物研究会 秋井 信幸氏	32名	古川流域
2月15日(日)	さんさんフェスタ出展参加 (省エネ診断の実施)	城陽環境パートナーシップ 会議役員	受診者 34名	文化パルク城陽
2月21日(土) ～3月1日(日)	木津川展出展参加 (生き物ハンドブックの展示)	城陽環境パートナーシップ 会議役員		木津川流域センター
3月4日(水)	エコバスツアーと地球温暖化防 止教室	城陽環境パートナーシップ 会議役員	19名	大阪府枚方市 「関西リサイクルシステ ムズ(株)」
3月8日(日)	城陽マラソン大会出展参加	城陽環境パートナーシップ 会議役員	約3,000名	文化パルク城陽
年14回	竹林整備(竹炭づくり)	城陽環境パートナーシップ 会議役員	参加延べ 人数 566名	青谷(堂山)

【地域整備課】				
10月19日(日)	第26回 城陽市緑化フェスティバル		10,000人	京都府立木津川運動公園 (城陽メルカートと同日開催)
【文化・スポーツ推進課】				
5月17日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	72人	三上山
5月31日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	51人	金勝アルプス・竜王山
6月28日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	中止	龍王山
9月20日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	45人	鎌倉山
10月11日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	45人	比良山系・蓬萊山
11月15日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	42人	比叡山
12月6日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	40人	愛宕山
1月10日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	43人	音羽山・高塚山
1月24日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	40人	特別企画 25km 木津〜城陽
2月7日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	40人	湖南アルプス・太神山
3月7日(土) 8:30~17:00	自然とのふれあい登山	青少年教育指導員	40人	鷲峰山
【文化パーク・プラネタリウム】				
4月19日(土) 19:00~	春の星座 木星と再接近中の火星	プラネタリウム職員	17人	プラネタリウム
5月17日(土) 19:00~	春の星座 水星・木星・火星・土星	プラネタリウム職員	41人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
6月21日(土) 19:00~	春の星座と七夕の星 火星と土星	プラネタリウム職員	32人	プラネタリウム
7月19日(土) 19:00~	春と夏の星座 土星、夏の流星群の話	プラネタリウム職員	36人	プラネタリウム
8月2日(土) 19:00~	旧暦七夕の空、半月 火星・土星、夏の大三角	プラネタリウム職員	36人	プラネタリウム
8月16日(土) 19:00~	夏の星座、夏の大三角 火星と土星	プラネタリウム職員	36人	プラネタリウム
9月20日(土) 18:00~	夏と秋の星座、火星 土星観察は最後の機会	プラネタリウム職員	46人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ

10月8日(水) 18:00～	特別観望会 皆既月食観望会	プラネタリウム職員	116人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
10月18日(土) 18:00～	夏と秋の星座、火星 アンドロメダ銀河	プラネタリウム職員	20人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
11月15日(土) 18:00～	秋の星座、しし座流星群 の話、アンドロメダ銀河	プラネタリウム職員	15人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
12月20日(土) 18:00～	秋と冬の星座 火星観察は最後の機会	プラネタリウム職員	8人	プラネタリウム
1月17日(土) 18:00～	冬の星座、オリオン座 オリオン星雲	プラネタリウム職員	8人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
2月21日(土) 18:00～	冬の星座、三日月 金星・木星	プラネタリウム職員	15人	プラネタリウム
3月21日(土) 18:00～	冬と春の星座 金星・木星	プラネタリウム職員	15人	プラネタリウム 屋上天体観測デッキ
【北部コミュニティセンター】				
7月30日(水) 9:30～16:00	夏休み太陽観察&工作体験	コミセン職員	19人	アクトパル宇治
11月4日(火) 8:30～16:00	環境施設見学 ～新聞社見学&京都御所～	コミセン職員	31人	朝日新聞社京都工場 京都御所
12月26日(金) 19:30～20:15	天文教室 ～月とオリオン星雲を観察しよう♪～	島田 儉氏	22人	同館
3月5日(木) 10:00～12:00	園芸教室 ～山野草の寄せ植え～	神館 忍氏	21人	同館
3月15日(日) 8:45～15:30	ハイキング	コミセン職員	29人	信貴山
【南部コミュニティセンター】				
5月11日(日) 9:00～10:00	クリーン運動	コミセン職員	122人	同館周辺
8月3日(日) 17:10～20:30	つばめのねぐら入り観察会	植田 光弘氏	16人	宇治川左岸
8月20日(水) 13:00～16:00	夏休み子ども手作り教室	竹クラブ	28人	同館
8月30日(土) 13:30～15:30	家庭菜園教室	宮川 三喜生氏	12人	同館
11月18日(火) 8:30～17:00	秋のハイキング 「赤目四十八滝めぐり」	コミセン職員	34人	赤目四十八滝 (三重県名張市)
3月7日(土) 13:30～15:30	家庭菜園教室	宮川 三喜生氏	23人	同館
【今池コミュニティセンター】				
4月6日(日) 13:30～15:00	みどりのエコカーテン作り教室 ～ゴーヤ種蒔き～	コミセン職員	17人	同館
5月10日(土) 13:30～15:00	みどりのエコカーテン作り教室 ～苗渡し～	コミセン職員	37人	同館

8月17日(日) 11:00～12:30	みどりのエコカーテン作り教室 ～収穫料理教室～	ヘルスメイト城陽	15人	同館
9月14日(日) 13:30～15:00	みどりのエコカーテン作り教室 ～最終報告会～	コミセン職員	5人	同館
9月25日(木) 10:00～12:00	秋のスイーツ作り教室 ～地元特産品を使って～	北村 節子氏	12人	同館
10月15日(水) 10:00～12:00	イモほり体験	中岡 文枝氏	25人	中岡農園
10月18日(土) 10:00～12:00	イナゴ取り	市原 満男氏	23人	今池川周辺
10月25日(土) 13:30～15:00	寄せ植え教室 ～秋から冬に楽しめる花の寄せ植え～	山崎 仁氏	16人	同館
【東部コミュニティセンター】				
5月29日(木) 10:00～12:00	オシャレな木箱に多肉植物の 寄せ植え	進藤 依利子氏	20人	同館
【青谷コミュニティセンター】				
5月14日(水) 13:30～16:00	布ぞうり ～素足が喜ぶエコぞうり～	グリーングループ	15人	同館
10月3日(金) 8:15～16:30	視察研修 ～タキイ種苗農場・水生植物公園～	コミセン職員	33人	タキイ種苗農場 水生植物公園
10月12日(日) 8:45～16:30	ハイキング ～剣豪コース&柳生の里～	コミセン職員	32人	柳生の里 (奈良県奈良市)
【寺田コミュニティセンター】				
5月11日(日) 8:00～17:00	春のハイキング ～奈良 壺阪寺散策～	コミセン職員	37人	壺阪寺 (奈良県高市郡)
5月17日(土) 10:00～11:30	パークに花を咲かせましょう	コミセン職員	50人	文化パーク城陽
6月6日(金) 13:00～16:00	牛乳パックで椅子作り	コミセン職員	18人	同館
6月27日(金) 8:15～17:00	名木・古木めぐり	近藤 敏雄氏	33人	水主神社・奈良県内
8月8日(金) 9:00～17:00	子ども体験教室 「大阪ガス科学館と関西国際空港見学」	コミセン職員	36人	大阪ガス科学館 関西国際空港
8月30日(土) 13:30～15:30	いちじくを使ったお菓子教室	岡本 やすよ氏	20人	同館
10月24日(金) 13:00～16:00	リサイクル教室 ～室内履きを作る～	コミセン職員	12人	同館
10月25日(土) 10:00～12:00	パークに花を咲かせましょう	コミセン職員	56人	文化パーク城陽
10月26日(日) 8:30～17:40	秋のハイキング ～曽爾高原と安倍文殊院～	コミセン職員	51人	奈良県宇陀郡 奈良県桜井市
3月26日(木) 10:30～13:00	エコクッキング ～野菜でおいしくいたわり和食～	井上 佳子氏	29人	同館

第3章 城陽市の環境政策

1. 環境基本条例

1) 制定の概要

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利と将来の世代に引き継いでいく責務を有しています。そこで城陽市は、良好な環境の再生、保全及び創造に取り組む決意を表明し、持続的発展が可能な社会をつくるため環境基本条例を制定しました。

本条例は、市が環境問題に総合的に取り組むために、様々な施策に共通する理念や、施策の基本的方向性を定めるものです。具体的な目標、施策については、環境基本計画やエコプラン等で定められます。

2) 制定の経過

策定に当たって、環境問題の解決には市民や事業者等の協力が不可欠であるとの考えから市民参加の手法を取り入れ、一般公募の市民や事業者の代表、学識経験者等で構成する「環境市民懇話会」を発足し、さらに市民と行政との橋渡しとなるコーディネーター役としてNPO法人の協力を得て着手しました。条例の制定については、懇話会からの提言を受け、市と懇話会との協働で協議、検討を進めました。

条例は平成13年12月に議会で可決され、平成14年4月1日から施行しました。

条例では「全員参加と環境優先の認識」「自然と人との共生」「循環型で持続可能な社会」「パートナーシップ」「地球環境保全」を基本理念とし、市、市民、市民団体、事業者が参加、協力して、実現に取り組むことを定めています。

(資料編3-1「城陽市環境基本条例」、3-2「環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過」を参照)

2. 環境基本計画

1) 策定の概要

「城陽市環境基本条例」で示されている現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことができる良好な環境を確保するためのものとして「第2次城陽市総合計画」(第3次:平成19年度策定)はもとより、それに基づく「都市計画マスタープラン」「農業農村整備基本構想」「東部丘陵地利用計画」などの土地利用に関する計画、および新名神自動車道の建設計画との整合性を図りつつ、各種環境施策の上位計画として位置づけられるものです。

市は、環境に関わる個別計画や各種施策の策定および実施にあたり、本計画を基本的な事業指針として活用します。また、本計画は、市、市民、市民団体、事業者がよりよい環境づくりに向けた活動を行う際の指針ともなります。

2) 策定の経過

平成 14 年4月から、環境基本条例の理念を具体化し、良好な環境を再生、保全及び創造するための施策を総合的、計画的に推進するため、「環境基本計画」の策定に取り組みました。

策定については条例と同様に城陽市環境市民懇話会との協働により進め、条例の制定同様にNPO法人をコーディネーターとして取り組みました。計画の中間案がまとまった段階で、議会に報告するとともに、市内に6館あるコミュニティセンター単位で、城陽市環境市民懇話会の主催による「環境井戸端会議」を開催するなど、幅広い市民の意見を求めました。

これらの市民意見を参考に、基本計画案を作成し、議会に報告するとともに、環境審議会（環境基本条例に基づき 10 月1日設置）に諮問、審議会の答申内容や議会、市長の意見を踏まえて、平成 15 年3月、環境基本計画を策定しました。

また、本計画策定から5年、及び 10 年が経過するごとに、これまでの進捗状況や社会情勢の変化等をふまえて、本計画の推進体制である「城陽環境パートナーシップ会議」により計画内容の見直し検討を行いました。これらの検討結果と環境審議会の意見を取りまとめ、平成 21 年6月、平成 26 年2月に、環境基本計画の一部を改正しました。

（資料編3-3「環境基本計画の策定経過」、3-4「城陽市環境基本計画の体系」を参照）

■ 環境基本計画等の数値目標と進捗状況(平成27年3月末現在)

環境ビジョン	基本目標	目標達成度を示す指標	基準値 (平成12年度)	平成29年度の 数値目標	平成25年度の実績 ○印は数値目標達成項目	平成26年度の実績 ○印は数値目標達成項目		
＜生活＞ 安心・安全で健康 に暮らせるまち	1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します 2. 良好な生活環境を守ります 3. 安心して暮らせる環境を守ります	・BOD10mg/ℓ以下の調査地点の割合	43% (6地点/14地点)	100%	100% (16地点/16地点)	○	100% (16地点/16地点)	○
		・公害苦情件数 ※除草苦情件数含む	114件	減らす	55件	○	57件	○
		・川や池の水のきれいさに対する満足度	13% ^{注1)}	50%	26% ^{注2)}		26% ^{注2)}	
		・公共下水道への接続率(人口比) ^{注11)}	69% ^{注11)} (12,264/17,854)	100%	91% (71,087/78,128)		92% (71,163/77,649)	
＜自然＞ 多様な生き物が暮 らす豊かな自然を 守り育てるまち	4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り 育てます 5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます 6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます 7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守 り、再生します	・動植物相の種数 ^{注3)}	2,120種 (328(平成22年現在)) ^{注4)}	現状維持	現状維持 ^{注5)}	○	現状維持 ^{注5)}	○
		・市の名木・古木登録数	36本(平成13年度末)	現状維持	40本	○	36本	○
		・耕地面積	458ha	約200ha	430ha	○	418ha	○
		・自然の生物との親しみに対する満足度	36% ^{注1)}	50%	33% ^{注2)}		33% ^{注2)}	
		・オオタカの生息状況の確認 ^{注3)}	確認されている	確認されている	確認されている	○	確認されている	○
		・ホタルが見られる水辺の数 ^{注3)}	10カ所	増やす	12カ所	○	13カ所	○
＜快適＞ 城陽らしい景観・ 街並みと安らぎの あるまち	8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人 と環境にやさしい交通体系をつくります 9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります 10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげて いきます 11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくり ます	・1人当たり公園面積	3.8m ²	10m ²	5.9m ²		6.0m ²	
		・市街化区域の緑被率	19.6%	30%	20.5% ^{注6)}		20.5% ^{注6)}	
		・歩行者街路の快適さに対する満足度	11% ^{注1)}	50%	21% ^{注2)}		21% ^{注2)}	
		・水や水辺とのふれあいに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	21% ^{注2)}		21% ^{注2)}	
		・街並みのゆとり、美しさに対する満足度	20% ^{注1)}	50%	20% ^{注2)}		20% ^{注2)}	
		・生け垣の補助件数(累計)	129件(平成13年度末)	増やす	166件	○	166件	○
		・グリーンカーテンの取り組み実施家庭・ 公共施設	72件 (H20年度)	500件	507件	○	634件	○
		・クリーン倶楽部城陽登録団体数	5件 (H21年4月末)	40件	21件		21件	
・花いっぱい運動の助成件数	27件 (H24年度末)	33件	28件		32件			
＜循環＞ 循環型社会を形成 するとともに負の 遺産を解消し、新 しい環境財産をつ くり出すまち	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシ ステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指 します 13. 省エネルギーを推進するとともに、自然エネルギ ーを積極的に活用します 14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用 を推進します	・家庭系一人一日あたりごみ排出量	約680g(平成13年度)	約590g	約557g	○	約541g	○
		・市内の電力(100V)消費量 (関西電力(株)供給分)	161,961千kWh	145,000千kWh	167,608千kWh ^{注7)}		158,129千kWh ^{注7)}	
		・一人一日あたりの水の使用量	316L(H19年度) (H12年度:345L)	減らす	294L	○	289L	○
		・生ごみ処理機等への補助対象件数(累計)	1,083件(平成13年度末)	増やす	1,617件	○	1,623件	○
・廃食用油の回収箇所・回収量(L)	(箇所)26件、(回収量)約6,400L (H20年度末)	(箇所)70件 (回収量)17,000L	(箇所)27件 (回収量)約10,505L		(箇所)27件 (回収量)約11,556L			
＜参加＞ 全ての人々が参加 し、パートナーシ ップで行動するま ち	15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くする ためにパートナーシップで取り組みます 16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組 みづくりに取り組みます 17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にや さしい人をはぐくみます	・環境に関するイベント・学習会等への参 加経験の割合	16% ^{注1)} (イベントへの参加)	50%	27% ^{注8)}		27% ^{注8)}	
		・環境を学ぶ機会の満足度	データなし	50%	10% ^{注2)}		10% ^{注2)}	
		・環境マネジメントシステムの導入事業所 数	6事業所(平成13年度末)	増やす	27事業所 ※公表分のみ	○	26事業所 ※公表分のみ	○
＜地球環境＞ 地球環境を考えて 地域で行動するま ち	18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていること を認識し、身近な地域で行動を起こします	・地球環境問題に対する関心度	72% ^{注1)}	100%	98% ^{注9)}		98% ^{注9)}	
		・環境家計簿を実施したことのある世帯の 割合	データなし	10%	1.3% (390件)		1.5% (455件)	
		・市全体のCO ₂ 排出量の削減 ^{注10)}	0.140×10 ⁶ t-CO ₂	0.126×10 ⁶ t-CO ₂ (10%削減)	0.130×10 ⁶ t-CO ₂		0.130×10 ⁶ t-CO ₂	

注1): 環境基本条例の基礎資料として平成12年に実施した「城陽市環境に関する市民アンケート調査」のデータによるものである。
 注2): 平成23年度に実施した「城陽市市民意識調査」の数値を使用している。(意識調査は約3年ごとに実施)
 注3): 動植物相の種数・オオタカ・ホタルの生息に関する基準値データは「城陽市動植物環境調査報告書」によるものである。
 注4): 「生き物ハンドブック」(城陽環境パートナーシップ会議:平成22年)で確認している動植物相の種数。
 注5): 平成12年度に実施した「動植物環境調査報告書」によるものである。
 注6): 平成15年都市計画基礎調査の数値を使用している。

注7): 電力部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高圧電力<50kw以上>)の数値の公表をさしひかえているため、市内の100V電力消費量のみ数値を使用している。
 注8): 平成15年度に実施したイベント「産業まつり」におけるアンケート結果の数値を使用している。
 注9): 平成20年度に実施した「緑化まつり」「産業まつり」におけるアンケート結果の数値を使用している。
 注10): 電力消費量からのみCO₂へ換算したものである。
 注11): 基準値(平成12年度)は戸数比を使用しているが、平成24年度からは人口比を使用している。

3. 推進体制

1) 城陽環境パートナーシップ会議

環境基本条例第 27 条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者が「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むための組織です。

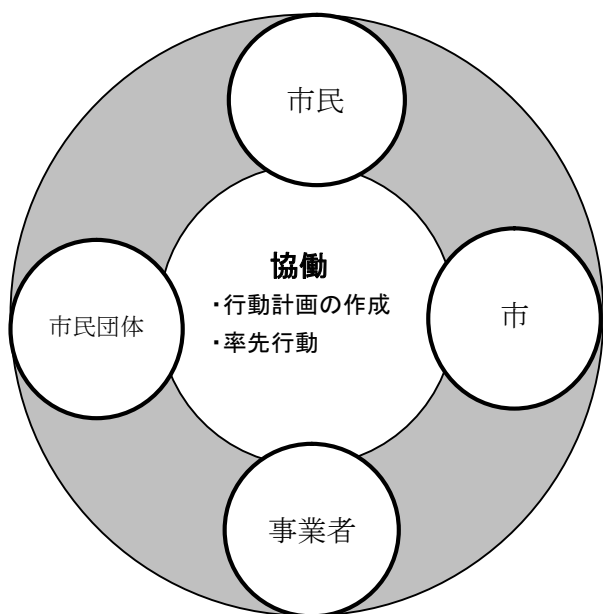
設立にあたり環境市民懇話会の呼びかけにより、平成 15 年9月1日に設立発起人会を発足させ、設立に向けた具体的な検討作業を行うとともに、幅広い市民の参画を募り、同年 10 月 25 日に任意組織として「城陽環境パートナーシップ会議」が設立されました。

なお、設立総会において「環境を守り育てる市民の誓い」の宣誓文を参加者全員で読み上げ、環境保全に向けた決意を新たにしました。

組織構成は総会・運営委員会・部会からなります。会員として市民を基本としています。環境に関心のある方はどなたでも入会できます。会員は個人会員、団体会員、賛助会員に区分され、会費は個人会員、団体会員は多くの参加のもと、幅広い活動の展開を図る目的で無料です。なお、賛助会員については 20,000 円／年を徴収し本会議の活動資金とされます。

環境基本計画の推進に向け、年度ごとに具体的な行動計画の企画・立案を行い、各種事業が実施されます。平成 26 年度の事業報告および平成 27 年度の事業計画については次のとおりです。

(資料編3-5「城陽環境パートナーシップ会議規約」を参照)



<城陽環境パートナーシップ会議平成 26 年度総会>

■会員の状況

平成 27 年3月 31 日現在

会員種別(単位)	会員数
個人会員(人)	262
団体会員(団体)	21
賛助会員(人・団体)	16

■平成26年度 城陽環境パートナーシップ会議事業報告

事業名	実績		参加者
	実施日	場所	
会報の発行(第41号)	平成26年 4月4日(金)		
第1回自然観察会	5月11日(日)	府立木津川運動公園	27名
ゴーヤの苗配布	5月17日(土)	旬菜市	200名
市内一斉クリーン活動	6月1日(日)	市内各コミセン	1,451名
第2回自然観察会	6月14日(土)	古川流域	40名
平成26年度 総会	6月28日(土)	福祉センター ホール	26名
環境ミニフォーラム ～各部会の活動報告～ 循環・地球環境部会 活動報告会 報告者:小林 駿委員 テーマ1「リニューアル 環境家計簿の紹介」 テーマ2 ①「環境紙芝居の製作報告」②「環境紙芝居の上映」 生活・自然部会 活動報告会 報告者:中川 宗孝委員 「鳥類の動画上映と生き物ハンドブック(改訂版)の中間報告 ～鳥の子育てやフクロウの赤ちゃんの貴重な映像～」	6月28日(土)	福祉センター ホール	40名
城陽産菜種油の完成	7月2日(水)	33本(600g/1本)	
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験①	7月4日(金)	青谷保育園	20名(年長児)
会報の発行(第42号)	7月8日(火)		
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験②	7月11日(金)	鴻の巣保育園	26名(年長児)
省エネ診断開催	7月15日(火)	城陽市役所1階ロビー	受診者30名
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験③	7月23日(水)	久世保育園	68名 (年長・年中児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験④	7月28日(月)	清心保育園	34名
夏休み こどもエコバスツアー	7月31日(木)	兵庫県立 「人と自然の博物館」	34名
こどもエコ料理教室	8月2日(土)	南部コミセン 料理実習室	23名
～こどもからお年寄りまでをつなげるプロジェクト～ 「市民活動は地域の宝箱やでえ～」出展参加(環境紙芝居)	8月2日(土)	文化パルク城陽 市民プラザ	50名
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑤	8月7日(木)	今池保育園	23名(年長児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑥	8月19日(火)	清仁保育園	39名(年長児)
環境出前講座 手回し発電機による発電体験⑦	8月26日(火)	久津川保育園	32名(年長児)
環境出前講座 ソーラー発電ミスト体験⑧	9月2日(水)	里の西保育園	39名(年長児)
城陽生き物ハンドブック(改訂版)完成	9月12日(金)		
自然学習会	9月27日(土)	京都大学総合博物館	28名
会報の発行(第43号)	10月15日(水)		
緑化フェスティバル出展参加(ドングリ・生き物展示)	10月19日(日)	府立木津川運動公園	
第3回自然観察会	10月19日(日)	府立木津川運動公園	21名
平成26年度 第13回城陽市環境フォーラム 「考えよう ごみの将来 循環型社会について」 ▶リメイクファッションショー(「布日和」主催) ▶環境紙芝居の上演 ▶講演会 ①なぜ「ブラマーク製品」の分別が必要なの? 講師:京都府立大学大学院生命環境科学准教授 山川 肇氏 ②「プラスチック容器の分別収集について」 講師:城陽環境パートナーシップ会議運営委員 小林 駿氏 ▶抽選会 ▶エコ・ポート長谷山出展 リサイクル品の展示販売、リサイクルガラス使用の制作体験 ▶物品販売(地産地消) 城陽旬菜市、青谷梅工房、城陽環境パートナーシップ会議 ▶エコクッキング教室 講師:大阪ガス㈱ ▶団体活動紹介展示 城陽市観光協会 梅の郷青谷づくり/城陽市衛生センター/城陽環境パートナーシップ会議	11月15日(土)	東部コミセン	330名
企業訪問	11月26日(水)	㈱ミズホ	9名
男のエコ料理教室	12月6日(土)	東部コミセン	19名
京都環境フェスティバル出展	12月13日(土) 14日(日)	パルスプラザ	
会報の発行(第44号)	1月7日(水)		
第4回自然観察会	2月11日(水・祝)	古川流域	32名
さんさんフェスタ出展参加(省エネ診断の実施)	2月15日(日)	文化パルク城陽	診断者34人
木津川展出展	2月21日～3月1日	木津川流域センター	
エコバスツアーと地球温暖化防止教室	3月4日(水)	関西リサイクルシステムズ㈱	19名
城陽マラソン大会出展参加	3月8日(日)	文化パルク城陽	約3,000名
竹林整備(竹炭づくり)	年14回	青谷(堂山)	参加延べ人数 566人

■平成 27 年度 城陽環境パートナーシップ会議事業計画

環境ビジョン	平成27年度の取組内容
生活 自然	身近な河川とそこで見られる動植物の観察会の開催(年3回)
	身近な河川の清掃活動の実施
	河川の浄化
	里山とそこで見られる動植物の観察会の開催(年1回)
	生き物ハンドブックのDVD版の活用
	竹林の整備(竹炭づくり)
快適	花いっぱい運動の実施、市民への拡大
	グリーンカーテンの普及・啓発
	環境美化の推進
循環	ごみの分別の啓発
	廃油回収の啓発
参加	城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)の周知・啓発
	総会・環境フォーラム・環境ミニフォーラムの開催
	子供を対象とした環境学習会の開催
	環境学習会の開催
	企業訪問の実施
	会報(エコパートナー通信)の発行(年4回)
地球環境	環境家計簿の普及啓発
	省エネ啓発ブック(マンガ版)制作
	省エネ診断の実施
	地球温暖化に関する学習会の開催



<城陽生き物ハンドブック改訂版の完成>



<第13回城陽市環境フォーラム>

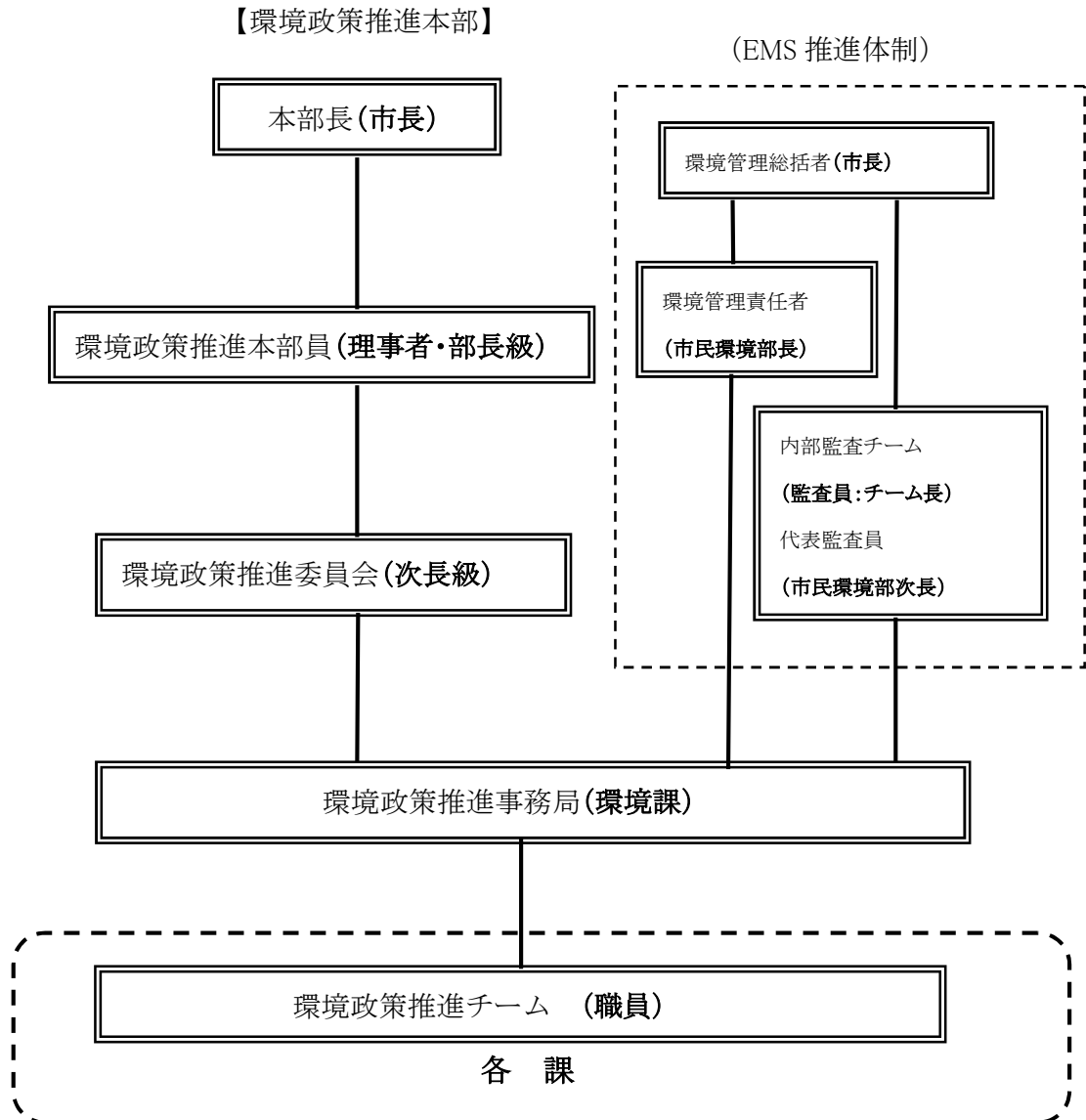
2) 庁内の推進組織

環境基本条例第 28 条に庁内推進体制を整備することを定めています。

そのため市では、「城陽市環境基本計画」の策定や推進、さらには環境マネジメントシステム(EMS)の運用など、庁内の環境施策全般についての検討や方針決定ならびに進行管理を行うために、「城陽市環境政策推進本部」を平成 14 年4月1日に設置しました。

(資料編3-6「城陽市環境政策推進本部設置規則」を参照)

■ 城陽市環境政策推進体制図



4. 城陽市環境審議会

環境基本条例第 26 条に基づき、城陽市環境基本計画や良好な環境の保全等に関する基本的事項を調査審議する諮問機関として市民団体の代表者3名、学識経験者5名、関係行政機関の職員2名の計 10 名により平成 14 年 10 月 1日に設置しました。なお、委員の任期は2年で再任を妨げないものとなっています。平成 18 年度から、関係行政機関の職員2名に替え、公募による市民2名を委員としております。

審議会では平成 14 年度において、「城陽市環境基本計画(案)」策定の諮問に対し、市内の環境状況を視察し、その内容を踏まえて答申がされました。

現在は、環境基本計画の推進にあたって、本報告書による環境施策の進捗状況などに関する調査審議・意見具申が行われています。

(資料編3-7「城陽市環境審議会規則」、3-8「環境審議会の開催状況」を参照)

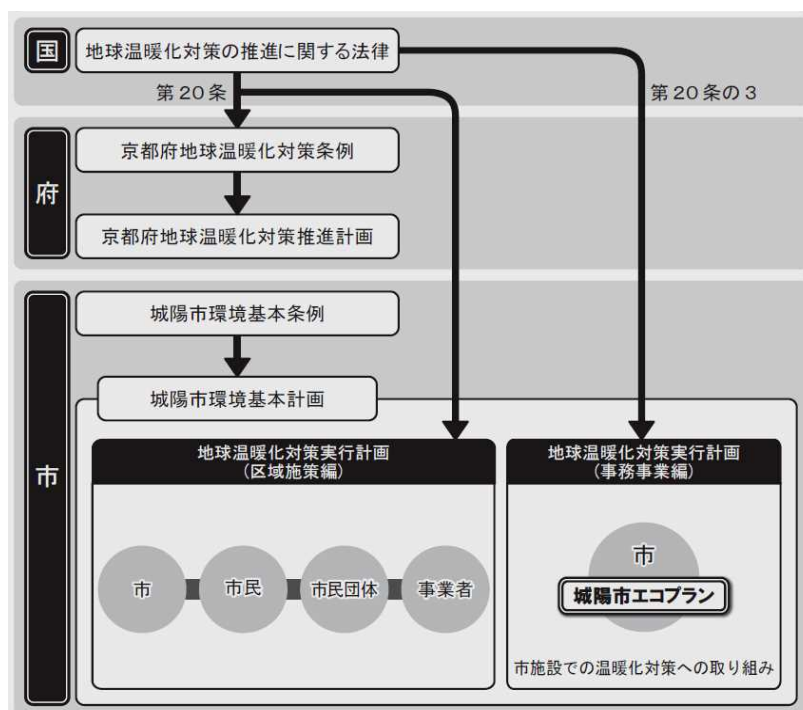
5. 城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)

近年、温室効果ガスによるものと考えられている地球温暖化により、異常気象が世界各地で起こっており、自然環境やわたしたちの生活環境を脅かすほど深刻なものとなってきています。

このような状況において、城陽市では、地球温暖化防止に向けて、前述の環境基本計画やエコプランをはじめとする、さまざまな計画等により取り組みを実施しています。

また、市全体で地球温暖化防止を進めていくために「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を推進しています。

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条で、市町村が策定するべきと定められている「区域の温室効果ガス排出の抑制等のための計画的施策」として位置づけられ、市内の地球温暖化防止の指針となる計画です。



<参考>地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条

第二十条 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の抑制等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の抑制等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

1) 計画期間

地球温暖化の原因とされている温室効果ガスの排出量を削減するための期間として、平成 25 年度(2013 年度)～平成 29 年度(2017 年度)の5年間とします。(計画の基準年度は、平成2年度(1990 年度)を基準年度とします。)

2) 対象とする温室効果ガスの種類

「地球温暖化対策地方公共団体実行計画(区域施策編)策定マニュアル(平成 21 年・環境省)」に基づき、本計画では二酸化炭素(CO₂)、メタン(CH₄)、一酸化二窒素(N₂O)の3種類を対象とします。

3) 現況と目標値

温室効果ガスは、電気、ガス、灯油等を使うことで排出されます。城陽市では平成 24 年度(2012 年度)で約 40.4 万トンの温室効果ガスを排出しており、基準年度である平成2年度(1990 年度)と比べると、約 50.2%増加しています。

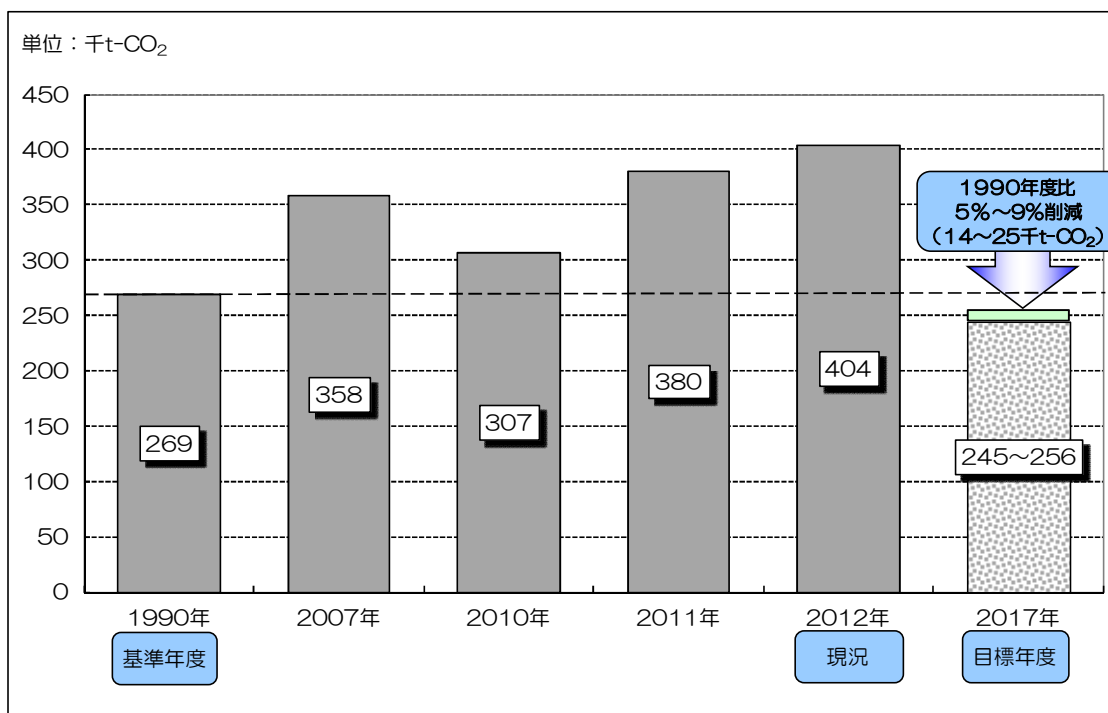
城陽市では、市全体で平成 29 年度(2017 年度)までに温室効果ガスの排出量を、基準年度比で 5%～9%(13,000～24,000t-CO₂)削減することを目標としています。

(資料編3-8「城陽市の温室効果ガス排出量」を参照)

◆城陽市の温室効果ガス排出量(経年変化)

単位:t-CO₂

	平成2年度 (1990年) 基準年	平成12年度 (2000年)	平成17年度 (2005年)	平成19年度 (2007年)	平成20年度 (2008年)	平成21年度 (2009年)	平成22年度 (2010年)	平成23年度 (2011年)
廃棄物部門	1,000	1,361	1,275	1,253	1,219	1,203	1,178	1,173
運輸部門	91,347	115,209	106,514	112,993	112,074	108,975	106,761	105,139
民生業務部門	50,744	69,549	78,372	91,464	77,889	67,459	69,120	99,837
民生家庭部門	67,811	76,192	85,186	95,036	90,203	77,578	82,609	118,702
産業部門	58,098	58,314	60,975	57,033	54,371	48,969	47,338	55,541
合計	269,000	320,626	332,321	357,779	335,756	304,183	307,007	380,392
基準年度比増減		19.2%	23.5%	33.0%	24.8%	13.1%	14.1%	41.4%



＜城陽市における温室効果ガス排出量の現況と目標＞

4) 平成 26 年度の主な実施結果

市民を対象に、再生可能エネルギーの導入取り組みとして太陽光発電設置補助事業、省エネルギー意識の向上・啓発としてグリーンカーテンや、クールアースデー、城陽ECO宣言^{※1}、省エネ診断窓口などの取り組みなどを実施しました。

※1 具体的な温暖化対策のための取り組み内容を宣言することにより、温暖化対策意識の向上を図る事業です。宣言者には、ECO に関するイベントの案内は ECO 宣言書を進呈しています。

【グリーンカーテン】

市民向け	城陽旬菜市でゴーヤ苗配布(200名 400苗)
公共施設向け	保育園、幼稚園、小学校、中学校等 25ヶ所

【クールアースデー(ライトダウン)】

80件	電力削減量(推計) 197.2kWh
-----	--------------------

6. 環境マネジメントシステム・エコプラン

環境マネジメントシステムとは、組織が自らの事業活動における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施するため定めるルール体系です。

本市においては、国際規格の環境マネジメントシステムであるISO14001の認証を平成15年3月に取得しました。運用開始以来、適用範囲の全職員参加のもと、省エネルギー、省資源化に向けた

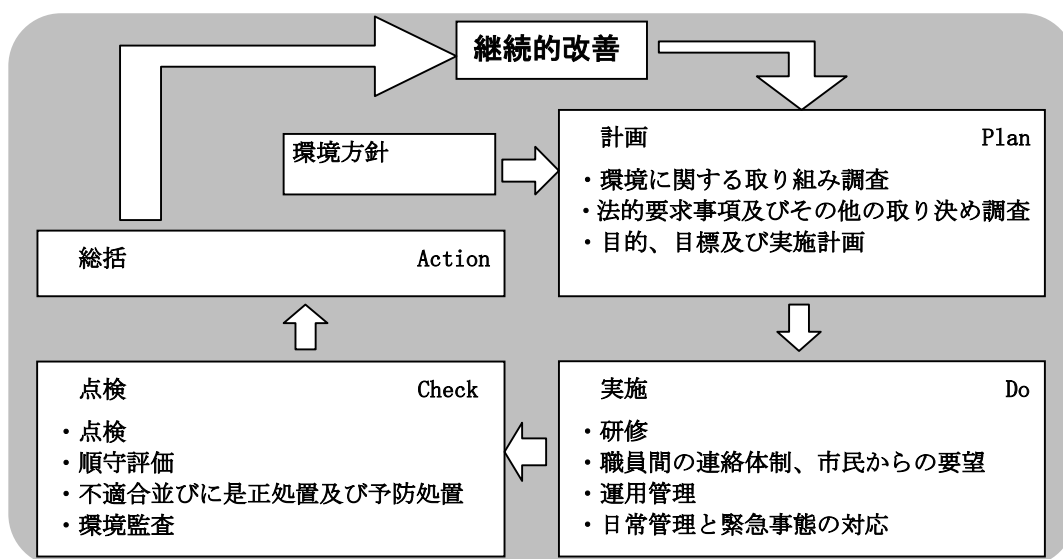
環境施策の推進を始めとして、その年度に到達すべき目的・目標を掲げ、環境負荷低減を目指してきました。平成 24 年4月からは、9年間のISO14001 の取り組み実績を踏まえ、本市独自の環境マネジメントシステム(J-EMS)の運用を開始しました。J-EMSでは、エコオフィス活動や、環境保全活動、公共工事における環境配慮などの推進の他、市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減を目指す城陽市エコプランの進行管理も実施しています。

また、市内の中小企業の環境マネジメントシステムの構築を支援するため、平成 16 年度より環境管理の国際規格である ISO14000 シリーズ、または、品質保証の国際規格である ISO9000 シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成しています。

1) 城陽市環境マネジメントシステム(J-EMS)とは

J-EMSは、城陽市の事務・事業活動における環境への負荷の低減、及び環境の保全と改善に関する活動を継続的に実施し、維持することを目的としています。本システムは、PDCAサイクルにより、市長が定める環境方針に基づき計画し、実施及び運用し、点検し、並びに見直しを行うもので、環境行政の効率化・活性化を図るものです。

(資料編3-9「環境方針」を参照)



J-EMSでは、市が直接管理する全ての施設において、全職員参加のもとで、市役所の環境負荷低減を目指し、省エネ、省資源活動や、継続した環境施策を実施しています。

全所属において環境政策推進チーム員(43 名)が中心となり、市の事務・事業に対し、以下の内容を実施し、環境負荷軽減に取り組んでいます。

1. 環境に影響を与える事務・事業活動の抽出
2. 抽出した事務・事業活動の環境影響を評価して、より著しく環境に影響を与えている事務・事業活動の決定にあたって、環境方針に掲げる内容に分け、以下の4つに分類
 - (1)地球環境の保全 (2)3Rの推進 (3)生活、自然環境の保全 (4)協働による環境保全
3. 分類した事務・事業活動を財政面や技術面を考慮しながら、目的・目標を設定、その達成に向け、職員による環境負荷低減取り組みの実施

(1) 平成 26 年度実施結果

環境方針	環境基本計画	環境目標	結果	平成 26 年度取組概要	所属名
(1) 地球環境の保全	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	2階執務室の既存直付型照明器具をLEDの照明器具に取り替える。	○	2階執務室(人事課・防災課)の既存直付型照明器具をLEDの照明器具に更新した。	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	電算室の窓ガラスへの遮熱効果のある塗料の吹き付けを実施する。	○	電算室の窓ガラスへの遮熱効果のある塗料の吹き付けを実施した。	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	庁舎に既設のガス吸収式空調機および電気熱源式空調機の一部を新型空調機に更新する。	○	空調機の一部を新型空調機に更新した。(4階議員控室、第2, 3, 5会議室等)	総務電算情報課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	働く女性の家(南部コミュニティセンター、コミュニティ防災センター)に太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	商工観光課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	北部老人福祉センター「陽和苑」に太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	高齢介護課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	東部コミュニティセンターに太陽光発電システム(10kW)及び蓄電池(10kWh)を設置する。(京都府避難施設等緊急時電力確保促進事業補助金活用)	×	平成 27 年度内に設置予定。	生涯学習推進課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	炊飯室、コンテナプールの窓ガラスへの遮熱効果のある断熱フィルム施工を実施する。	○	取り組み内容のとおり実施した。	学校給食センター
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業について、交付件数 69 件以上を目指す。	○	交付件数:77 件	環境課
	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	20Wの街灯をLED街灯に更新する。	○	全ての 20W街灯をLED街灯に更新した。	管理課
(2) 3Rの推進	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	平成 27 年1月よりプラマーク製品分別収集、蛍光管の拠点回収及び平成 26 年 10 月より小型家電の拠点回収を実施する。	○	4月にプラマーク製品分別収集、蛍光管拠点回収周知啓発チラシ、9月に小型家電拠点回収周知啓発チラシ各戸配布。7月から9月に市民説明会 11 回、出前講座2回。10月から小型家電の常設拠点回収を 16 ヶ所で実施。 1月からプラマーク製品分別収集を開始。1月から蛍光管の拠点回収を毎月第2水曜日に実施。	衛生センター

環境方針	環境基本計画	環境目標	結果	平成 26 年度取組概要	所属名
(2) 3Rの推進	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	地域の廃食用油のリサイクル活動を支援するため、広報等により、回収に協力できる自治会やスーパーを募集し、回収箇所の増加を目指す。	×	市ホームページにて募集協力を呼びかけたが、回収箇所の増加はできなかった。今後も引き続き回収箇所の増加を目指し、市内の主要店舗等に依頼を行っていく。	衛生センター
	12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり	地域子育て支援センター劇場公演事業の際には、可能な限りごみの発生量を減らすよう仕様書に記載し、昨年度の実績である90ℓを下回るようにする。	○	25年度のごみ袋の使用量⇒90リットル 25年度のごみ袋の使用量⇒90リットル	子育て支援課
環境の保全 (3) 生活、自然	9. 自然を感じる憩いのまちの創造	350世帯の市民にゴーヤ苗を配布する。	○	事前に配布を希望される市民を市広報誌にて募集し、536人の応募があった中、抽選にて配布の対象となった420人の内、取りに来られた409人の市民にゴーヤ苗を3苗ずつ配布した。	都市計画課
(4) 協働による環境保全	13. 省エネルギーの推進と自然エネルギーの活用	環境家計簿実施者数 65 名以上を目指す。(前年度実績 63 名)	○	実施者数:65 件	環境課
	17. 環境学習・環境教育の推進	環境出前講座について、市内の保育園6園以上での開催を目指す。	○	8園 (青谷保育園、鴻の巣保育園、久世保育園、清心保育園、今池保育園、清仁保育園、久津川保育園、里の西保育園)	環境課

○:達成(適合) ×:不適合

2) 城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～とは

本計画は、環境基本条例第 24 条や環境基本計画の目的を踏まえ、市が事業者及び消費者としての立場から、自らの事務・事業による環境負荷の低減に率先して取り組むための実行計画(城陽市エコプラン)として平成 15 年3月に策定しました。

また、本計画は、温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを含むことから、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 20 条の3に基づく、地球温暖化対策に係る実行計画としても位置付けています。また、平成 24 年度からは、J-EEMS を活用し、本計画を推進しています。

平成 24 年度で第2期計画が終了したため、平成 25 年2月に第3期計画を策定しました。第2期計画と同様に、特にCO₂削減に影響の大きい電気及び燃料の使用量削減を中心とした市の事務・事業によるエネルギー使用量の削減計画として設定しています。

また、温室効果ガス排出量の算定方法について、第3期計画では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく排出係数(毎年度変動する)を使用し温室効果ガス排出量を算定することとしています*¹が、市の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組みを適切に比較、評価できるよう、第2期エコプラン以前に使用していた排出係数(固定係数*²)による温室効果ガス排出量(参考排出量)についても把握し、評価していくこととしています。

- ※1 温室効果ガス排出量の算定について（地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改定の手引き：(H26.3 環境省)）
 温室効果ガス排出量は算定項目ごとの「活動量」（電気や燃料（都市ガス等）の使用量等）に「排出係数」（活動量単位あたりの温室効果ガス排出量）を乗じて算定します。二酸化炭素以外の温室効果ガスの排出量については、さらに「地球温暖化係数」を乗じて二酸化炭素に換算します。また、排出係数は、最新の数値を用いることとします。
- ※2 固定係数とは、平成 13 年度基準値の算定時に使用した排出係数（平成 11 年度係数）です。

(1) 計画期間

平成 25 年度より、第3期エコプランを執行しており、本計画の期間は、平成 25 年度から平成 29 年度までの5年間です。（計画の基準年度は、平成 13 年度です。）

(2) 計画の対象範囲

本計画では、市が所管する全ての事務・事業を対象とします。すなわち、市庁舎に限らず、小・中学校、幼稚園、保育園、コミュニティセンター、公営企業等を含む市の全施設・全事業とし、市全体で取り組むこととしています。（指定管理者制度施設を除く）

(3) 対象とする温室効果ガスの種類

■「地球温暖化対策の推進に関する法律」で定める温室効果ガスの種類

二酸化炭素 (CO ₂)	
メタン (CH ₄)	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	
ハイドロフルオロカーボン類 (HFC)	(Hydro-Fluoro-Carbon)
パーフルオロカーボン類 (PFC)	(Per-Fluoro-Carbon)
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	
三ふっ化窒素 (NF ₃) (注)	

※HFC, PFC, SF₆, NF₃は、本計画では該当する活動項目なし。

(注) 三ふっ化窒素を対象ガスに加える規定は、平成 27 年4月1日から施行されました。

(4) 目標値

平成 25 年度から5年間で温室効果ガス排出量 12% (739t-CO₂) 削減を目指します。

削減量 739t-CO₂ は、約 528,000 本の樹木が1年間に吸収する二酸化炭素の量に相当します。

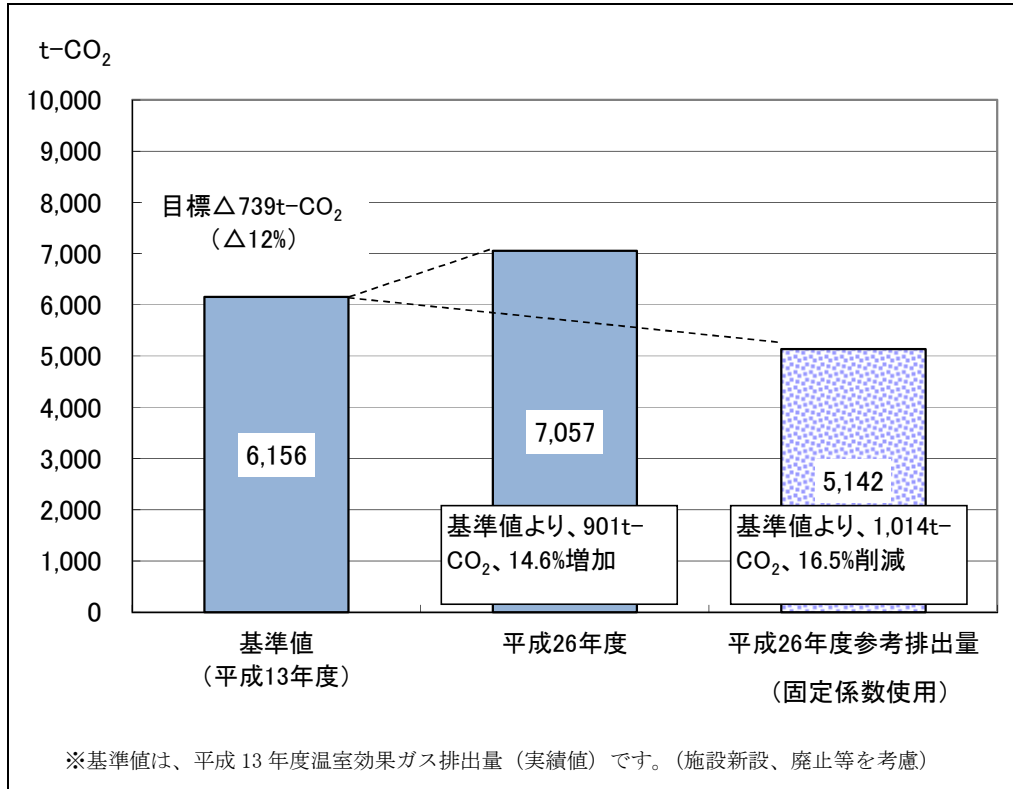
(5) 平成 26 年度実績

①温室効果ガス総排出量

平成 26 年度における温室効果ガス総排出量は 7,057t-CO₂ で、基準値(平成 13 年度)と比較して 14.6% (901t-CO₂) 増加しています。これは、電気(関西電力)の二酸化炭素排出係数が増加した

影響を大きく受けているためです。

なお、市の事務事業に伴うエネルギー使用量自体は一部燃料を除き削減できているため、固定係数を使用した平成26年度の参考排出量は5,142t-CO₂で、基準値(平成13年度)と比較して16.5%(1,014t-CO₂)減少しています。



②活動項目別の温室効果ガス排出状況

活動項目別に見ると、城陽市における温室効果ガスの排出量はその85.9%が電気の使用に伴うものです。

◆電気使用に伴う温室効果ガス排出量

温室効果ガス総排出量の原因の85.9%を占める電気の使用については、対基準年度比で約18.3%の使用量を削減することができたものの、電気使用に伴う温室効果ガス排出量は基準年度比で19.4%の増加という結果となりました。

なお、事務所系施設の電気使用量自体は、空調機の更新や、照明機器の省エネ化、間引き消灯等の実施により20.6%、事業系施設の電気使用量は、上水道の配水量が減少したことに伴い、ポンプ場や浄水場の電気使用量が減少したことなどから17.0%削減できています。

◆燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

燃料使用に伴う温室効果ガス排出量については5.4%減少しました。特に都市ガスについては、市庁舎や各コミセンなどにおける空調の省エネ管理が徹底されていることが主な要因です。

◆公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量

公用車の燃料使用に伴う温室効果ガス排出量は、18.9%減少しました。これは、燃費性能がよ

い公用車への更新により、車両燃料使用量が減少したことが要因です。

表1 活動項目別の温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

調査項目	単位	平成13年度 (基準値)	平成26年度			平成26年度参考排出量 (固定係数使用)			
			平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	
電気	事務所で使用した電気	kg-CO ₂	1,886,941	2,189,470	302,529	116.0%	1,497,398	-389,543	79.4%
	事業系施設で使用した電気量(ポンプ場、上下水道部、街灯など)	kg-CO ₂	3,191,896	3,874,688	682,792	121.4%	2,649,929	-541,967	83.0%
	合計	kg-CO ₂	5,078,837	6,064,158	985,321	119.4%	4,147,327	-931,510	81.7%
燃料	灯油	kg-CO ₂	143,916	169,637	25,721	117.9%	170,998	27,082	118.8%
	A重油	kg-CO ₂	386,396	355,078	-31,318	91.9%	362,939	-23,457	93.9%
	液化石油ガス(LPG)	kg-CO ₂	67,224	45,738	-21,486	68.0%	46,043	-21,181	68.5%
	都市ガス	kg-CO ₂	283,760	263,508	-20,252	92.9%	254,055	-29,705	89.5%
合計	kg-CO ₂	881,296	833,961	-47,335	94.6%	834,035	-47,261	94.6%	
公用車等燃料	ガソリン	kg-CO ₂	139,546	109,477	-30,069	78.5%	109,005	-30,541	78.1%
	軽油	kg-CO ₂	52,276	46,156	-6,120	88.3%	47,231	-5,045	90.3%
合計	kg-CO ₂	191,822	155,633	-36,189	81.1%	156,236	-35,586	81.4%	
公用車の走行距離(燃焼副生成物)	kg-CO ₂	4,273	3,603	-670	84.3%	3,927	-346	91.9%	
CO ₂ 排出量 合計	kg-CO ₂	6,156,228	7,057,355	901,127	114.6%	5,141,525	-1,014,703	83.5%	

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

③施設別温室効果ガス排出量

施設別の排出量についても、本庁舎をはじめ、ほとんどの施設設備で温室効果ガス排出量が増加しました。ただし、市の温室効果ガスの85.9%を占める電気使用量自体は、各施設での省エネ取り組みや、設備更新時における省エネ機器の導入などにより、ほとんどの施設、設備で削減できています。

平成26年度については、街灯について全ての20W防犯灯のLED化を実施したことにより、これまで微増し続けていた街灯の電気使用量を基準年度水準にまで削減することができました。

表2 施設別温室効果ガス排出量

(単位:kg-CO₂)

対象施設	平成13年度 (基準値)	平成26年度			平成26年度参考排出量 (固定係数使用)		
		平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比	平成26年度	対基準値 増減量	対基準値比
市庁舎	580,079	645,407	65,328	111.3%	498,467	-81,612	85.9%
街灯	440,661	643,265	202,604	146.0%	439,934	-727	99.8%
河川ポンプ場、排水機場	41,350	36,045	-5,305	87.2%	27,184	-14,166	65.7%
衛生センター	86,328	62,141	-24,187	72.0%	57,141	-29,187	66.2%
保健センターと休日急病診療所	36,500	40,207	3,707	110.2%	28,340	-8,160	77.6%
子育て支援課関連施設(保育園2、学童保育所10、ふたば園)	74,547	112,164	37,617	150.5%	84,056	9,509	112.8%
消防施設(庁舎、青谷・久津川分署、訓練塔)	207,671	187,004	-20,667	90.0%	145,942	-61,729	70.3%
上下水道施設(庁舎、浄水場、ポンプ場、取水井)	2,707,565	3,039,068	331,503	112.2%	2,082,897	-624,668	76.9%
幼稚園 1園	7,014	7,847	833	111.9%	5,766	-1,248	82.2%
小学校 10校	490,741	631,825	141,084	128.7%	466,742	-23,999	95.1%
中学校 5校	345,512	452,900	107,388	131.1%	332,487	-13,025	96.2%
コミュニティセンター(東部、南部、今池、青谷、寺田)	260,914	285,418	24,504	109.4%	208,772	-52,142	80.0%
公民館(北、久津川、富野)	29,437	27,860	-1,577	94.6%	20,283	-9,154	68.9%
歴史民俗資料館	93,686	90,927	-2,759	97.1%	68,488	-25,198	73.1%
学校給食センター	564,687	600,193	35,506	106.3%	529,344	-35,343	93.7%
図書館	143,726	138,946	-4,780	96.7%	104,656	-39,070	72.8%
男女共同参画支援センター	20,729	23,979	3,250	115.7%	18,925	-1,804	91.3%
寺田分庁舎	25,081	32,159	7,078	128.2%	22,101	-2,980	88.1%
総合計	6,156,228	7,057,355	901,127	114.6%	5,141,525	-1,014,703	83.5%

※四捨五入の関係により、合計が合わない場合があります。

※基準値は、平成13年度温室効果ガス排出量(実績値)です。(施設新設、廃止等を考慮)

※平成13年度にない施設は、施設完成後、初めて通年稼働した年の実績を基準値としています。

東日本大震災を契機として原子力発電所が稼働できない状況下で、関西電力の二酸化炭素排出係数が大幅に増加したことから、市の温室効果ガス排出量削減に向けた取り組み努力が見えにくい状況にあります。

二酸化炭素排出係数が増加した影響を大きく受け、温室効果ガス排出量は基準年度比で14.6%増加していますが、省エネ型空調機や照明器具への更新、照明の間引き等の取り組みの結果、電気使用量自体は削減できており、参考排出量(第2期エコプラン以前に使用していた排出係数(固定係数)による温室効果ガス排出量)では基準年度比で16.5%削減できています。

平成26年度以降においても電気(関西電力)の二酸化炭素排出係数の増加が見込まれており、第3期エコプランの削減目標の達成は困難な状況ですが、今後についても省エネルギーの徹底を図り、全庁をあげて取り組みを推進していきます。

3) ISO認証取得助成金交付制度の取り組み

本市環境基本条例における事業者の責務として環境マネジメントシステムの構築に努めなければならないと規定していることから、平成16年度より環境管理の国際規格であるISO14000シリーズ、または、品質保証の国際規格であるISO9000シリーズを認証取得した中小企業者に対して経費の一部を助成することにより、地球環境問題に積極的に取り組み、環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資することを重視しながら、一方、中小企業者の競争力や信頼を高めることを通し商取引の拡大を図ることとしました。(資料編3-10「城陽市ISO認証取得助成金交付要綱」を参照)

<資料編>

第1章 城陽市の概要

1-1 気象

区分 年次	気 温			湿度平均	天 気 日 数				降 水 量	
	平均	最高	最低		晴	曇	雨	雪	総量	日最大
	℃	℃	℃	%	日	日	日	日	mm	mm
平成元年	15.5	35.0	-3.0	78.1	210	102	53	0	1,773.0	142.0
平成 2年	16.7	35.5	-3.5	74.5	232	70	60	3	1,580.5	66.0
平成 3年	15.9	38.0	-4.5	69.0	233	70	61	1	1,282.0	77.0
平成 4年	15.7	35.5	-2.0	68.6	225	83	58	0	1,308.5	62.5
平成 5年	14.7	34.5	-4.0	73.9	189	121	53	2	1,657.5	92.5
平成 6年	17.3	41.0	-2.0	69.9	266	69	28	2	696.0	83.0
平成 7年	15.0	38.2	-4.2	70.4	162	164	38	1	1,503.0	128.0
平成 8年	15.0	38.5	-4.3	68.0	173	138	53	2	1,269.0	76.5
平成 9年	15.5	35.6	-5.5	72.1	165	111	87	2	1,298.0	65.5
平成10年	16.6	36.2	-3.4	72.6	171	144	50	0	1,559.0	103.5
平成11年	16.9	35.7	-5.0	78.0	194	132	38	1	1,210.5	103.5
平成12年	15.8	37.4	-3.3	73.9	138	131	95	2	1,082.5	95.5
平成13年	15.7	37.9	-3.6	73.2	177	117	71	0	979.0	57.5
平成14年	16.1	38.2	-3.5	73.7	140	111	114	0	897.5	39.5
平成15年	15.5	36.3	-4.2	77.9	172	142	51	0	1,599.0	78.5
平成16年	16.9	37.9	-3.7	75.1	185	66	113	2	1,462.0	87.5
平成17年	15.8	36.2	-3.4	71.6	163	95	105	2	785.5	36.5
平成18年	15.6	38.3	-4.4	72.2	136	99	128	2	1,404.0	72.0
平成19年	16.0	38.8	-3.5	73.4	168	77	119	1	1,058.5	63.5
平成20年	15.8	37.2	-3.1	77.1	106	212	46	2	1,237.5	83.0
平成21年	15.7	36.0	-3.6	71.4	88	229	48	0	1,167.5	51.5
平成22年	15.7	38.2	-4.7	70.2	175	132	58	0	1,521.0	79.5
平成23年	15.3	36.9	-4.6	68.6	185	114	65	1	1,438.0	88.0
平成24年	15.1	37.2	-5.7	69.7	233	44	89	0	1,644.0	180.0
平成25年	16.0	38.4	-4.1	69.9	244	54	67	0	1,518.5	120.0
平成26年	15.8	38.4	-2.9	71.1	230	57	75	3	1,245.0	128.0
1月	4.2	14.4	-2.9	73.0	15	12	4	0	52.0	33.0
2月	4.7	15.8	-2.3	70.2	18	4	4	2	51.0	17.5
3月	8.7	22.7	-1.8	68.5	16	7	8	0	131.0	34.5
4月	14.0	26.6	1.7	62.1	21	4	5	0	52.0	29.0
5月	19.5	33.6	7.4	63.7	23	4	4	0	68.5	23.0
6月	23.9	35.7	16.5	70.6	14	8	8	0	108.5	19.0
7月	27.6	38.4	20.4	72.0	20	5	6	0	84.5	21.5
8月	27.4	34.7	20.1	77.8	15	3	13	0	348.5	128.0
9月	23.0	33.6	14.3	71.9	20	2	8	0	99.0	55.5
10月	18.4	29.1	6.0	75.0	23	4	4	0	106.5	58.0
11月	12.6	22.2	2.4	76.8	21	4	5	0	61.0	21.5
12月	5.5	16.5	-2.3	71.5	24	0	6	1	82.5	16.5

(資料:消防本部)

(注) 晴、曇等の天気概況は12時～1時を記入(H25～様式変更のため)。

1-2 人口推移

(各年10月1日現在)

区分	年次	人口			世帯数 世帯	人口 密度	1世帯あ たり人員	指数(昭和 50年=100)	備考
		男 人	女 人	総数 人					
大正 9 年		4,264	4,300	8,564	1,818	265	4.71	15	国勢調査
大正 14 年		4,306	4,361	8,667	1,829	268	4.74	15	〃
昭和 5 年		4,570	4,480	9,050	1,876	280	4.82	15	〃
昭和 10 年		4,924	4,981	9,905	2,031	307	4.88	17	〃
昭和 15 年		5,643	5,320	10,963	2,136	339	5.13	19	〃
昭和 22 年		6,509	6,700	13,209	-	409	-	22	臨時国勢調査
昭和 25 年		6,806	6,900	13,706	2,615	424	5.24	23	国勢調査
昭和 30 年		6,789	7,188	13,977	2,655	433	5.26	24	〃
昭和 35 年		7,101	7,589	14,690	2,926	455	5.02	25	〃
昭和 40 年		9,718	10,320	20,038	4,549	620	4.40	34	〃
昭和 45 年		17,812	17,846	35,658	9,214	1,104	3.87	61	〃
昭和 50 年		29,235	29,688	58,923	16,184	1,824	3.64	100	〃
昭和 55 年		36,762	37,588	74,350	21,024	2,301	3.54	126	〃
昭和 60 年		40,424	41,426	81,850	23,283	2,533	3.52	139	〃
平成 3 年		41,475	43,026	84,501	25,495	2,580	3.31	143	推計人口調査
平成 4 年		41,572	43,212	84,784	25,919	2,589	3.27	144	〃
平成 5 年		41,708	43,398	85,106	26,324	2,599	3.23	144	〃
平成 6 年		41,714	43,551	85,265	26,683	2,604	3.20	145	〃
平成 7 年		41,757	43,641	85,398	26,970	2,608	3.17	145	国勢調査
平成 8 年		41,825	43,678	85,503	27,345	2,611	3.13	145	推計人口調査
平成 9 年		41,664	43,622	85,286	27,706	2,604	3.08	145	〃
平成 10 年		41,588	43,645	85,233	28,168	2,603	3.03	145	〃
平成 11 年		41,280	43,546	84,826	28,451	2,590	2.98	144	〃
平成 12 年		41,013	43,333	84,346	28,333	2,575	2.98	143	国勢調査
平成 13 年		40,772	43,144	83,916	28,746	2,562	2.92	142	推計人口調査
平成 14 年		40,490	42,953	83,443	29,017	2,548	2.88	142	〃
平成 15 年		40,314	42,892	83,206	29,444	2,541	2.83	141	〃
平成 16 年		39,947	42,571	82,518	29,719	2,520	2.78	140	〃
平成 17 年		39,440	42,196	81,636	29,051	2,493	2.81	139	国勢調査
平成 18 年		39,198	42,010	81,208	29,610	2,480	2.74	138	推計人口調査
平成 19 年		39,015	41,765	80,780	29,969	2,467	2.70	137	〃
平成 20 年		38,920	41,641	80,561	30,434	2,461	2.65	137	〃
平成 21 年		38,685	41,529	80,214	30,779	2,450	2.61	136	〃
平成 22 年		38,622	41,415	80,037	29,972	2,445	2.67	136	国勢調査
平成 23 年		38,321	41,173	79,494	30,149	2,428	2.64	135	推計人口調査
平成 24 年		38,016	40,872	78,888	30,233	2,410	2.61	134	〃
平成 25 年		37,715	40,607	78,322	30,313	2,392	2.58	133	〃
平成 26 年		37,462	40,416	77,878	30,560	2,381	2.55	132	〃

(資料:国勢調査、市民課)

1-3 土地利用

区分	年月日		平成 27 年 6 月 22 日
	都市計画区域 3,271ha	市街化区域	第 1 種低層住居専用地域
第 2 種低層住居専用地域			20
第 1 種住居地域			306
第 2 種住居地域			1
準住居地域			15
近隣商業地域			21
商業地域			2
準工業地域			59
工業地域			17
工業専用地域			6
計		802	
市街化調整区域		2,469	

(資料:都市政策課)

(注)平成 26 年 10 月 1 日に市面積変更(面積計測方法の変更による)
平成 27 年 6 月 22 日に市内区域区分及び用途地域変更

区分	年月日		平成 26 年 8 月 8 日
	農業振興地域		989.0 ha
農用地区域	農用地	田	127.4
		畑	44.5
		樹園地	74.4
		計	246.3
	農業用施設用地		12.9
合計		259.2	

(資料:農政課)

1-4 市道の状況

(各年度末現在)

区分	年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
実延長	m	272,503	274,250	274,647	274,811	276,007	276,374	277,307
舗装実延長	m	239,167	241,045	241,466	241,634	243,531	244,168	245,634
舗装率	%	87.77	87.89	87.91	87.93	88.23	88.35	88.58
総面積	m ²	1,530,939	1,544,132	1,547,264	1,550,517	1,565,208	1,579,406	1,585,003
路線数		1,181	1,197	1,200	1,200	1,209	1,211	1,219

(注) 舗装率＝舗装実延長／実延長×100

(資料:管理課)

1-5 河川の状況

(平成26年度末現在)

種別	河川名	管理者	延長 (km)
一級	木津川	国土交通省	7.4
	古川	京都府	3.1
	青谷川	京都府	4.1
	長谷川	京都府	3.0
準用	今池川	城陽市	2.7
	嫁付川	城陽市	0.7
	十六川	城陽市	0.7

(資料:管理課)

1-6 電灯及び電力量

区分	電力量(千kWh)		
	総数	電灯	電力
平成8年度	365,989	150,422	215,567
平成9年度	366,434	149,721	216,713
平成10年度	369,262	155,266	213,996
平成11年度	381,523	158,288	223,236
平成12年度	393,355	161,961	231,395
平成13年度	385,250	161,075	224,175
平成14年度	393,620	164,387	229,233
平成15年度	394,346	159,861	234,486
平成16年度	411,215	166,678	244,537
平成17年度	417,358	171,872	245,486
平成18年度	411,112	169,163	241,948
平成19年度	200,631	175,020	25,611
平成20年度	195,498	171,288	24,210
平成21年度	192,146	169,503	22,643
平成22年度	206,100	182,948	23,152
平成23年度	196,276	174,656	21,620
平成24年度	190,600	170,061	20,539
平成25年度	187,700	167,608	20,092
平成26年度	177,062	158,129	18,934

(資料:関西電力株式会社)

(注) 各区分毎に千kWh未満四捨五入のため、総数において一致しない場合がある。

電力部分自由化に伴い、平成19年度より特定規模需要(高压電力(50kW以上)の数値の公表をさしひかえているため、特定規模需要(高压電力(50kW以上))分を除く数値である。

1-7 ガスの需要量

区分 年度	需 要 量(千m ³)					
	総数	家庭用	医療用	商業用	工業用	公用
平成17年度	21,745	9,364	558	1,247	10,405	172
平成18年度	24,933	9,249	552	1,043	13,722	166
平成19年度	26,255	9,274	597	1,210	14,994	179
平成20年度	25,349	8,984	586	1,161	14,452	165
平成21年度	23,483	8,864	578	1,079	12,802	160
平成22年度	24,754	8,837	659	1,156	13,920	182
平成23年度	24,329	8,702	597	1,071	13,785	175
平成24年度	23,919	8,649	568	999	13,529	173
平成25年度	23,936	8,384	601	1,057	13,708	187
平成26年度	23,821	8,329	561	1,000	13,735	196

(資料:大阪ガス株式会社)

(注)需要量は千m³以下四捨五入のため総数において一致しない場合がある。

1-8 上水道事業規模

区分 年度	給水人口 人	普及率 %	年間配水量 千m ³	一人一日平均 配水量 L	配水管等の延長 km	消火栓数 栓
平成17年度	82,029	99.6	9,698	324	239	1,325
平成18年度	81,541	99.6	9,487	319	244	1,357
平成19年度	81,293	99.7	9,387	316	248	1,386
平成20年度	81,021	99.7	9,306	315	248	1,394
平成21年度	80,769	99.7	9,174	311	249	1,402
平成22年度	80,207	99.6	9,053	309	249	1,404
平成23年度	79,742	99.6	8,769	300	249	1,404
平成24年度	79,101	99.7	8,510	295	250	1,423
平成25年度	78,708	99.7	8,445	294	250	1,434
平成26年度	78,203	99.7	8,258	289	252	1,437

(資料:上下水道部)

1-9 公共下水道の状況

区分 年度	計画決定面積 (A) ha	事業認可区域面積 (B) ha	処理区域面積 (C) ha	総人口 (D) 人	処理区域人口 (E) 人	普及率		
						面積		人口
						(C)/(A)%	(C)/(B)%	(E)/(D)%
平成17年度	962	962.0	767.0	82,337	78,563	79.7	79.7	95.4
平成18年度	962	962.0	811.4	81,841	79,918	84.3	84.3	97.7
平成19年度	962	962.0	841.0	81,578	79,969	87.4	87.4	98.0
平成20年度	962	962.0	906.7	81,271	80,311	94.3	94.3	98.8
平成21年度	962	962.0	906.7	81,010	80,033	94.3	94.3	98.8
平成22年度	962	962.0	906.7	80,498	79,585	94.3	94.3	98.9
平成23年度	962	962.0	906.7	80,025	79,110	94.3	94.3	98.9
平成24年度	962	962.0	906.7	79,370	78,452	94.3	94.3	98.9
平成25年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,969	78,128	90.6	90.6	98.9
平成26年度	1,000.3	1,000.3	906.7	78,461	77,649	90.6	90.6	99.0

(資料:上下水道部)

1-10 し尿浄化槽設置状況

(各年度末現在)

区分 年度	単独		合併		合計		
	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	一般家庭	事業所	計
昭和63年度	7,184 ^基	551 ^基	22 ^基	41 ^基	7,206 ^基	592 ^基	7,798 ^基
平成元年度	7,494	572	134	46	7,628	618	8,236
平成2年度	7,677	574	158	48	7,835	622	8,457
平成3年度	7,798	606	172	51	7,970	657	8,627
平成4年度	7,867	656	191	53	8,058	709	8,767
平成5年度	8,008	663	197	58	8,205	721	8,926
平成6年度	8,014	663	206	64	8,220	727	8,947
平成7年度	8,116	674	309	68	8,425	742	9,167
平成8年度	8,120	695	512	73	8,632	768	9,400
平成9年度	7,874	668	638	91	8,512	759	9,271
平成10年度	7,670	704	898	107	8,568	811	9,379
平成11年度	7,355	687	1,107	109	8,462	796	9,258
平成12年度	6,859	668	1,290	117	8,149	785	8,934
平成13年度	6,002	618	1,224	133	7,226	751	7,977
平成14年度	5,547	606	1,249	125	6,796	731	7,527
平成15年度	4,748	561	1,102	119	5,850	680	6,530
平成16年度	3,569	503	936	115	4,505	618	5,123
平成17年度	2,905	457	744	109	3,649	566	4,215
平成18年度	2,554	434	624	106	3,178	540	3,718
平成19年度	2,248	399	527	105	2,775	504	3,279
平成20年度	2,071	385	473	99	2,544	484	3,028
平成21年度	1,977	376	458	96	2,435	472	2,907
平成22年度	1,855	363	423	95	2,278	458	2,736
平成23年度	1,756	356	401	88	2,157	444	2,601
平成24年度	1,660	348	382	86	2,042	434	2,476
平成25年度	1,585	334	360	87	1,945	421	2,366
平成26年度	1,516	326	345	87	1,861	413	2,274

(資料:城南衛管、環境課)

第2章 城陽市の現況

2-1 環境行政のあゆみ

S36～		山砂利公害の発生
42	5	城陽町議会に公害対策特別委員会設置
	8	公害対策基本法制定
	9	山砂利公害絶滅町民会議結成
43	5	山砂利採取法改正
	6	大気汚染防止法制定
	6	騒音規制法制定
44	9	宇治久世公害対策協議会発足
45	12	水質汚濁防止法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等公害関係14法の改正、制定
46	3	京都府公害防止条例公布（12月施行）
	6	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律制定
	6	悪臭防止法制定
	7	環境庁設置
	8	機構改革により安全対策課設置（市）
	12	京都府公害防止条例施行規則制定
47	4	大気汚染監視自動測定器（SO ₂ 、浮遊粉塵）設置（京都府）
	4	山城地方公害行政事務連絡協議会結成（17市町村）
	5	城陽市光化学スモッグ緊急時対策要綱制定
	6	自然環境保全法制定
	7	城陽市に初めて光化学スモッグ注意報発令
	7	大気汚染監視自動測定器（Ox NOx）設置（京都府）
	10	府南部地域の一酸化炭素濃度の一斉調査実施（京都府）
	11	安全対策課の名称を公害交通課に変更（市）
	12	淀川流域公害防止計画策定（47年度～51年度）
48	4	『京都府光化学反応による大気汚染緊急時対策要綱』制定（京都府）
	4	河川水の水質測定を開始（市）
	6	環境週間設定（環境庁）
	8	光化学反応による大気汚染立体調査実施（京都府）
	10	瀬戸内海環境保全臨時措置法制定
	10	公害健康被害補償法制定
49	5	環境騒音測定開始（市）
	12	騒音規制法の地域指定を受ける
50	10	市内工場の廃棄物埋め立て問題発生
51	1	悪臭防止法の地域指定を受ける（5物質）
	2	京都地域公害防止計画策定（51年度～56年度）
	5	鉄道騒音の測定実施（市）

- 6 振動規制法制定
- 8 騒音に係る環境基準の類型指定を受ける
- 9 硫黄酸化物に係る総量規制の地域指定を受ける
- 52 3 公害の現況（初版）発行（市）
- 6 悪臭測定開始（市）
- 8 市内工場の有機溶剤による公害問題発生
- 11 『硫黄酸化物の総量削減計画』設定（京都府）
- 53 1 振動規制法の地域指定を受ける
- 6 瀬戸内海環境保全特別措置法制定
- 7 二酸化窒素に係わる環境基準設定
- 9 市内工場の6価クロム排出問題発生
- 10 し尿浄化槽取扱要領制定（京都府）
- 11 新設事業場に対する行政指導（生活環境項目）開始（市）
- 11 2市1町公害連絡会開催
- 54 4 機構改革により環境経済部公害交通課になる（市）
- 5 悪臭防止施行令の一部改正により3物質の追加
- 7 公害交通課公害係設置（市）
- 8 道路騒音、振動測定開始（市）
- 11 京都府公害防止条例の一部改正（野焼き、カラオケ規制等）告示
- 55 2 京都府公害防止条例の一部改正（野焼き、カラオケ規制等）施行
- 3 『化学的酸素要求量に係る総量削減計画』策定（京都府）
- 5 『燐及びその化合物に係る削減指導方針』策定（京都府）
- 5 『化学的酸素要求量に係る総量規制基準』策定（京都府）
- 56 4 大気汚染自動測定局テレメータ化（測定場所移動）（京都府）
- 6 環境月間設定（京都府） 市民向けパンフレットの発行（市）
- 57 4 自然環境の保全に関する条例施行（京都府）
- 12 水質汚濁に係わる環境基準の一部改正（湖沼に燐、窒素を追加）
- 58 3 『京都地域公害防止計画』策定（57年度～61年度）
- 9 NOx 第5次規制公示（京都府）
- 11 城陽市公害パトロール車購入
- 59 3 悪臭防止法の一部改正（測定手法）
- 8 環境影響評価実施要綱閣議 決定
- 60 2 風俗営業等の規制及び適正化等に関する法律施行
- 3 湖沼水質保全特別措置法施行
- 61 4 機構改革により公害交通課から環境公害課になる（市）
- 5 公害資料のまとめ発行（市）
- 5 『燐及びその化合物に係る削減指導方針』改定（京都府）
- 10 『公害健康被害補償制度』中公審答申
- 10 『水質の総量規制に係る総量規制基準の設定方法の改正について』中公審答申
- 62 4 『化学的酸素要求量に係る総量削減計画』改正（京都府）

- 5 『化学的酸素要求量に係る総量削減基準』改正（京都府）
- 63 3 『京都地域公害防止計画』策定
- 10 水質汚濁防止法の改正により飲食店（一定規模以上）の水質規制が行われる
- 11 『特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準』の一部改正
- H元 2 『城陽市の環境』発行（市）
- 4 『京都府ゴルフ場農薬安全使用指導要綱』制定（京都府）
- 5 『京都府環境影響評価要綱』制定（京都府）
- 5 市内2ゴルフ場（城陽カントリー倶楽部、東城陽ゴルフクラブ）と農薬使用に関する協定を締結（市）
- 10 水質汚濁防止法の改正によりトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等が地下浸透禁止物質及び有害物質に指定される
- 2 5 環境庁『ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指針について』通知
- 6 『水質汚濁防止法等の一部を改正する法律』公布（生活排水対策に係る規定及び指定地域特定施設の制度を創設）
- 7 機構改革により環境公害課から環境保全課になる（市）
- 8 建設省近畿自動車道飛島神戸線（第2名神自動車道）の計画原案を京都府知事に提示
- 9 宇治川流域河川環境改善振興大会が宇治市において開催
- 9 『水質汚濁防止法施行令の一部を改正する政令』公布
- 12 環境庁『化学的酸素要求量についての総量規制基準に係る業種その他の区分及びその区分毎の範囲を定める件』告示
- 12 環境庁瀬戸内海関係13府県知事に対して『燐及びその化合物に係る削減指導方針の策定について』指示
- 12 第2名神自動車道に係る地元説明会を市内4ヶ所で開催（市）
- 3 4 大気環境現況測定を開始（NO₂、COを4ヶ所で四季の1週間測定）
- 6 京都の自然200選植物部門に『寺田小学校のくぬぎ』が選定される
- 11 産業まつりに動物健康相談を開設
- 12 奈島地区にホテル建設事前協議書が提出され“ラブホテル”ではないか？と住民が反対運動を起こす
- 4 4 第2名神自動車道建設に対応するため、市内部に『広域幹線道路対策室』を設置
- 4 大気環境現況測定3年度のまとめを公表
- 6 里ノ西保育園で動物ふれあい教室を開設
- 6 大気環境現況測定を実施
- 9 京都の自然200選動物部門に『イタセンパラなど水生生物の木津川右岸』が選定される
- 11 産業まつりに動物健康相談と生活排水対策啓発パネル展を開設
- 5 3 『京都府地域公害防止計画』まとめられる
- 4 空き地の雑草除去、委託料を50円から70円に改定

- 4 生ゴミ処理『コンポスト』に補助金交付制度を創設
- 5 大気環境現況測定 NO₂,CO に SPM (浮遊粒子状物質) を追加
- 6 ロータークラブから公害測定車の寄贈を受ける
- 9 京都の自然200選地形、地物部門に『鴨谷の滝』が選定される
- 9 公害パトロール車として電気自動車を購入
- 11 環境基本法が成立する
- 11 産業まつりに動物健康相談と生活排水対策パネル展を開設
- 11 第2名神自動車道建設工事の施行命令
- 6 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 7 3 京都の自然200選 歴史的な環境部門に『水度神社と参道の松並木』が選定される
- 4 市組織変更 環境担当が環境経済部環境保全課から都市整備部庶務課環境係となる
『大気汚染防止法』『廃棄物の処理および清掃に関する法律施行令』『悪臭防止法、同施行令、同施行規則』の一部改正
『京都府浄化槽の設置等に関する要項』施行
- 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
- 6 『大気汚染防止法施行規則の一部を改正する総府令の改正』施行
- 10 『京都府浄化槽の設置等に関する要綱』により、新設浄化槽は合併処理浄化槽と定める
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 12 京都府環境を守り育てる条例公布(12/15)
- 8 2 悪臭防止法施行に係る環境庁告示の改正
- 4 都市計画法等の改正に伴う騒音・振動関係告示の改正(府)
- 6 環境の日に市民啓発(啓発ビラを全戸配布)を実施
水質汚濁防止法の一部を改正する法律公布
- 7 化学的酸素要求量に係る総量削減計画策定(府)
窒素及びその化合物並びに磷及びその化合物に係る削減指導方針策定(府)
- 11 産業まつりに生活排水対策パネル展を開設
- 9 3 『京都地域公害防止計画』(4年度~8年度)が終了
- 3 山城地方環境行政事務連絡協議会解散
- 4 『地下水保全対策委員会』の設置
- 6 環境影響評価法の公布[平成11年6月施行]
- 12 気候変動枠組み条約第3回締約国会議(COP3)開催
- 10 9 京都府環境基本計画の策定
騒音に係る環境基準の改正(測定手法が中央値から等価騒音レベルに改正)[平成12年4月施行]
- 10 地球温暖化対策の推進に関する法律公布[平成11年4月施行]
- 11 4 市組織変更 都市整備部庶務課環境係から市民経済部環境交通課環境係となる

- 7 ダイオキシン類対策特別措置法公布 [平成12年 1 月施行]
- 10 環境監視員を配置
- 12 3 『城陽市 緑の基本計画』策定
- 5 『環境基本条例等策定推進本部』及び『検討委員会』の設置
- 6 『循環型社会形成推進基本法』公布
- 9 『城陽市環境市民懇話会』を設置（市民・事業者・行政のパートナーシップにより環境基本条例等の策定に向けて始動）
- 12 『城陽市浄化槽の設置等に関する要綱』の策定
- 13 3 『城陽市動植物環境調査報告書』完成（平成10年度から 3 ヶ年事業）
- 4 城陽市環境市民懇話会から市長に対し、『城陽市環境基本条例に関する提言書』の提出
- 8 城陽市名木・古木の認定（認定木36本）
- 12 『城陽市環境基本条例』の公布
- 14 1 第30回城陽市環境市民懇話会開催
- 3 第 1 回環境フォーラム開催
- 4 『城陽市環境基本条例』の施行
- 『城陽市環境政策推進組織』の設置
- 5 土壌汚染対策法公布 [平成15年 2 月施行]
- 8 ISO14001認証取得へ向けて、環境方針の策定
- 9 『城陽市環境基本計画中間案』を策定
- 10 『城陽市環境審議会』の設置
- 12 第50回城陽市環境市民懇話会開催
- 15 2 『城陽市環境基本計画』について、『城陽市環境審議会』から答申
- 3 『城陽市環境基本計画』策定
- 『城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
- ISO14001認証取得
- 第 2 回環境フォーラム開催
- 4 市組織変更 環境交通課から環境企画課となる
- 7 第65回城陽市環境市民懇話会開催（9 月任期満了）
- 9 城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会結成
- 10 城陽環境パートナーシップ会議設立総会
- 16 1 環境井戸端会議開催
- 2 ISO14001認証維持審査
- 4 城陽市ISO認証取得助成金交付事業開始
- 城陽環境パートナーシップ会議愛称「城陽エコパートナー」に決定
- 6 『特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律』制定
- 9 第 3 回環境フォーラム開催
- 17 2 ISO14001認証維持審査
- 京都議定書発効
- 11 第 4 回環境フォーラム開催

- 18 1 ISO14001認証更新審査
4 京都府地球温暖化対策条例施行
環境監視員2名体制とし土・日も含めパトロールを強化
7 市組織変更 環境企画課から環境課となる
11 第5回環境フォーラム開催
- 19 1 ISO14001認証維持審査
11 第6回環境フォーラム開催
- 20 1 ISO14001認証維持審査
2 『第2期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
4 京都議定書約束期間開始
11 第7回環境フォーラム開催
- 21 1 ISO14001認証更新審査
5 市内一斉クリーン活動を行う
6 『城陽市地球温暖化対策地域推進計画』策定
『城陽市環境基本計画』一部改正
『城陽市における地盤および地下水環境保全に関する調査報告書』作成
7 『地下水講演会』開催
10 ECOモニター（ファミリー・事業者）制度開始
11 第8回環境フォーラム開催
- 22 1 ISO14001認証維持審査
4 住宅用太陽光発電システム設置補助金交付事業開始
6 市内一斉クリーン活動を行う
10 生物多様性条約第10回締約国会議開催
11 第9回環境フォーラム開催
- 23 1 ISO14001認証維持審査
2 『城陽生き物ハンドブック』完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
6 市内一斉クリーン活動を行う
11 第10回環境フォーラム開催
- 24 2 『省エネ知恵ブック』完成（城陽環境パートナーシップ会議作成）
2 エコドライブ講習会（市民向け・事業者向け）の開催
3 地球温暖化防止教室の開催
4 市独自環境マネジメントシステム（J-EMS）運用開始
6 市内一斉クリーン活動を行う
11 第11回環境フォーラム開催
- 25 2 『城陽市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）』策定
2 『第3期城陽市エコプラン～地球温暖化防止を含む率先実行計画～』策定
4 ECO宣言事業の実施
省エネ相談窓口開設
6 市内一斉クリーン活動を行う
10 『環境紙芝居』完成（城陽環境パートナーシップ会議と城陽高校の協働制作）

- 11 第12回環境フォーラム開催
- 26 3 環境基本計画の見直しを策定
- 6 市内一斉クリーン活動を行う
- 7 省エネナビ貸出事業の開始
- 8 城陽生き物ハンドブック改訂版の完成
- 11 第13回環境フォーラム開催
- 27 3 地球温暖化防止教室の開催
- 6 市内一斉クリーン活動を行う
- 10 『城陽ecoBOOK』完成(城陽環境パートナーシップ会議と西城陽高校の協働制作)
- 11 第14回城陽市環境フォーラム開催

2-2 平成26年度大気汚染の長期的評価による環境基準達成状況等

市町村	測定局	二酸化窒素	浮遊粒子状物質	二酸化硫黄	一酸化炭素	光化学オキシダント	微小粒子状物質
京都市	役所	○	○			×	○
	壬生	○	○	○		×	○
	伏見	○		○		×	
	山科	○	○	○		×	●
	左京	○	○			×	
	西京	○	○	○		×	○
	久我	○	○			×	○
	北醍醐	○	○			×	○
	自排大宮	○	○		○		●
	自排山科	○	○		○		●
自排上京	○	○				○	
自排西ノ	○	○				○	
向日市	向日陽	○	○	○		×	○
大山崎町	大山崎	○	○			×	
宇治市	宇治	○	○			×	○
城陽市	城陽	○	○			×	●
久御山町	久御山	○	○	○		×	●
京田辺市	田辺	○	○			×	○
井手町	井手						○
木津川市	木津	○	○	○		×	○
南山城村	南山城						○
精華町	精華	○	○			×	○
亀岡市	亀岡	○	○	○		×	○
南丹市	南丹	○	○			×	○
福知山市	福知山	○	○	○		×	●
舞鶴市	東舞鶴	○	○	○		×	○
綾部市	綾部	○	○			×	○
宮津市	宮津	○	○			×	○
京丹後市	京丹後	○	○			×	○
大山崎町	国道171号(自排)	○	○		○		○
八幡市	国道1号(自排)	○	○			×	●

(資料:京都府)

- (注) 1. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、長期的評価による環境基準達成を○、非達成を●で示している。
2. 光化学オキシダントについては、長期的評価の方法が示されていないため、昼間時間帯の1時間値(6～20時)が環境基準を達成していない局を×で示しています。
3. 微小粒子状物質については、長期基準及び短期基準をともに達成している局を環境基準達成としている。
4. 二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄、一酸化炭素及び微小粒子状物質については、有効測定局(二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については年間の測定時間が6,000時間以上の測定局、微小粒子状物質については年間有効測定日数が250日以上の測定局)について、評価を行った。
5. 京都市内の測定局については、京都市が測定したものである。
6. 精華局は平成27年3月19日にけいはんなプラザ敷地内に移設している。

2-3 二酸化硫黄(SO₂:経年変化)測定結果

市町	測定局	年平均値 (ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京都市	市役所	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—
	壬生	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	南	0.004	0.005	0.005	0.005	0.004	—	—	—
	伏見	0.004	0.004	0.004	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004
	山科	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003
	左京	0.003	0.003	0.003	0.004	0.004	—	—	—
	西京	0.004	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.004	0.003
	久我	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—
醍醐	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	—	—	—	
自排	桂	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	—	—	—
向日市	向陽	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004	0.003	0.004	0.004
久御山町	久御山	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.004	0.003
木津川市	木津	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
亀岡市	亀岡	0.005	0.004	0.004	0.005	0.004	0.002	0.002	0.002
福知山市	福知山	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003
舞鶴市	東舞鶴	0.003	0.003	0.003	0.003	0.003	0.001	0.001	0.001

(資料:京都府)

2-4 浮遊粒子状物質(SPM:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (mg/m ³)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京 都 市	市 役 所	0.019	0.018	0.017	0.020	0.018	0.017	0.019	0.016
	壬 生	0.025	0.021	0.020	0.018	0.021	0.016	0.017	0.014
	南	0.022	0.020	0.018	0.017	0.016	—	—	—
	伏 見	0.023	0.021	0.021	0.019	0.018	—	—	—
	山 科	0.021	0.019	0.018	0.018	0.017	0.017	0.020	0.017
	左 京	0.021	0.019	0.017	0.017	0.014	0.015	0.016	0.015
	西 京	0.022	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016
	久 我	0.027	0.024	0.022	0.020	0.018	0.018	0.019	0.017
	醍 醐	0.022	0.020	0.019	0.019	0.017	0.016	0.017	0.017
	自 排 南	(0.025)	0.026	0.025	0.023	0.022	0.021	0.023	0.022
	自 排 大 宮	0.029	(0.028)	0.023	0.024	0.022	0.024	0.025	0.022
	自 排 山 科	0.027	0.023	0.020	0.020	0.020	0.017	0.024	0.017
	自 排 上 京	0.024	0.022	0.021	0.020	—	—	0.019	0.017
自 排 西ノ京	0.021	0.021	0.020	0.017	0.019	0.021	0.023	0.017	
自 排 桂	0.023	0.022	0.020	0.019	0.018	—	—	—	
向 日 市	向 陽	0.023	0.020	0.019	0.020	0.018	0.017	0.018	0.016
大 山 崎 町	大 山 崎	0.022	0.021	0.021	0.022	0.020	0.021	0.022	0.020
宇 治 市	宇 治	0.023	0.023	0.022	0.021	0.019	0.019	0.018	0.018
	東 宇 治	0.024	0.023	—	—	—	—	—	—
城 陽 市	城 陽	0.024	0.023	0.020	0.021	0.019	—	0.023	0.020
久 御 山 町	久 御 山	0.020	0.019	0.018	0.017	0.017	0.016	0.021	0.019
八 幡 市	八 幡	0.022	0.022	0.020	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.027	0.024	0.020	0.021	0.020	0.021	0.022	—
京 田 辺 市	田 辺	0.023	0.023	0.022	0.023	0.022	0.021	0.023	0.021
木 津 川 市	木 津	0.019	0.020	0.019	0.020	0.019	0.019	0.019	0.020
精 華 町	精 華	0.028	(0.019)	0.020	0.021	0.019	0.019	0.020	0.019
亀 岡 市	亀 岡	0.016	0.018	0.016	0.017	0.017	0.020	0.020	0.019
南 丹 市	南 丹	—	—	—	0.018	0.017	0.017	0.019	0.016
福 知 山 市	福 知 山	0.020	0.018	0.017	0.018	0.017	0.017	0.018	0.017
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.022	0.022	0.018	0.018	0.020	0.021	0.022	0.017
綾 部 市	綾 部	0.020	0.020	0.018	0.019	0.016	0.015	0.017	0.016
宮 津 市	宮 津	0.022	0.020	0.019	0.021	0.018	0.019	0.020	0.019
京 丹 後 市	京 丹 後	—	—	(0.013)	0.017	0.015	0.018	0.021	0.019
大 山 崎 町	国 道 171 号	0.033	0.030	0.027	0.022	0.018	0.019	0.022	0.025
宇 治 市	国 道 24 号	0.025	0.025	0.023	0.023	0.021	0.022	—	—
八 幡 市	国 道 1 号	0.022	0.020	0.017	0.017	0.016	0.017	0.020	0.023

(資料：京都府)

2-5 光化学オキシダント(Ox:経年変化)測定結果

市町	測定局	昼間の日最高1時間値の年平均値(ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京都市	市役所	0.053	0.052	0.053	0.054	0.045	0.049	0.050	0.048
	壬生	0.051	0.053	0.052	0.051	0.044	0.048	0.048	0.047
	南	0.052	0.053	0.052	0.054	0.045	—	—	—
	伏見	0.051	0.052	0.053	0.055	0.045	0.048	0.049	0.047
	山科	0.052	0.053	0.053	0.058	0.046	0.049	0.048	0.048
	左京	0.054	0.054	0.055	0.060	0.045	0.048	0.050	0.048
	西京	0.053	0.053	0.053	0.056	0.045	0.049	0.051	0.049
	久我	0.050	0.052	0.052	0.052	0.044	0.048	0.049	0.048
	北醍醐	0.046	0.048	0.049	0.050	0.043	0.047	0.048	0.046
醍醐	0.052	0.053	0.054	0.056	0.046	0.049	0.051	0.049	
向日市	向陽	0.055	0.054	0.053	0.054	0.045	0.048	0.052	0.051
大山崎町	大山崎	0.049	0.049	0.051	0.052	0.044	0.050	0.052	0.049
宇治市	宇治	0.058	0.057	0.055	0.057	0.046	0.052	0.053	0.051
	東宇治	0.056	0.052	—	—	—	—	—	—
城陽市	城陽	0.053	0.052	0.053	0.056	0.046	—	0.053	0.051
久御山町	久御山	0.058	0.054	0.053	0.056	0.046	0.051	0.054	0.053
八幡市	八幡	0.049	0.055	0.052	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.055	0.053	0.051	0.054	0.045	0.048	0.050	—
京田辺市	田辺	0.054	0.055	0.054	0.056	0.044	0.049	0.051	0.051
木津川市	木津	0.060	0.060	0.056	0.055	0.046	0.050	0.053	0.053
精華町	精華	0.059	0.056	0.057	0.058	0.047	0.052	0.055	0.053
亀岡市	亀岡	0.056	0.052	0.053	0.054	0.045	0.048	0.049	0.049
南丹市	南丹	—	—	—	0.055	0.045	0.047	0.049	0.050
福知山市	福知山	0.055	0.052	0.053	0.053	0.045	0.049	0.054	0.047
舞鶴市	東舞鶴	0.050	0.048	0.049	0.050	0.043	0.048	0.047	0.047
綾部市	綾部	0.052	0.048	0.049	0.053	0.045	0.050	0.049	0.048
宮津市	宮津	0.056	0.058	0.054	0.053	0.047	0.050	0.051	0.048
京丹後市	京丹後	—	—	0.047	0.053	0.046	0.048	0.049	0.049
八幡市	国道1号	—	—	—	—	—	—	0.044	0.045

(資料:京都府)

- (注) 1. 昼間とは5時から20時までの時間帯をいう。
 2. 昼間の1時間値は6時から20時までの測定値である。

2-6 二酸化窒素(NO₂:経年変化)測定結果

市 町	測 定 局	年 平 均 値 (ppm)							
		19	20	21	22	23	24	25	26
京 都 市	市 役 所	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	0.011
	壬 生	0.014	0.014	0.014	0.013	0.013	0.013	0.013	0.012
	南	0.020	0.019	0.019	0.018	0.017	—	—	—
	伏 見	0.019	0.019	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.016
	山 科	0.017	0.015	0.015	0.015	0.014	0.013	0.014	0.013
	左 京	0.012	0.011	0.011	0.011	0.009	0.010	0.009	0.008
	西 京	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.012	0.012	0.010
	久 我	0.018	0.019	0.019	0.018	0.017	0.016	0.015	0.014
	北	0.015	0.012	0.013	0.012	0.012	0.010	0.011	0.010
	醍 醐	0.018	0.018	0.018	0.017	0.017	0.015	0.015	0.014
	自 排 南	(0.032)	0.030	0.030	0.029	0.028	0.027	0.026	0.025
	自 排 大 宮	0.034	(0.030)	0.025	0.030	0.029	0.028	0.028	0.026
	自 排 山 科	0.022	0.026	0.025	0.026	0.025	0.023	0.023	0.022
	自 排 上 京	0.016	0.014	0.014	0.014	—	—	0.011	0.010
自 排 西ノ京	0.020	0.018	0.016	0.018	0.017	0.017	0.016	0.015	
自 排 桂	0.014	0.014	0.013	0.012	0.012	—	—	—	
向 日 市	向 陽	0.014	0.016	0.013	0.014	0.013	0.012	0.011	0.009
大 山 崎 町	大 山 崎	0.015	0.014	0.015	0.014	0.014	0.014	0.014	0.013
宇 治 市	宇 治	0.015	0.014	0.013	0.013	0.012	0.011	0.011	0.012
	東 宇 治	0.019	0.016	—	—	—	—	—	—
城 陽 市	城 陽	0.013	0.012	0.011	0.011	0.011	—	0.010	0.009
久 御 山 町	久 御 山	0.018	0.017	0.016	0.016	0.016	0.014	0.015	0.014
八 幡 市	八 幡	0.019	0.019	0.018	—	—	—	—	—
	国設京都八幡	0.016	0.015	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	—
京 田 辺 市	田 辺	0.015	0.014	0.014	0.013	0.013	0.011	0.012	0.011
木 津 川 市	木 津	0.010	0.009	0.009	0.008	0.008	0.008	0.008	0.007
精 華 町	精 華	0.012	0.010	0.010	0.009	0.009	0.009	0.008	0.008
亀 岡 市	亀 岡	0.009	0.009	0.007	0.008	0.008	0.008	0.007	0.006
南 丹 市	南 丹	—	—	—	0.005	0.004	0.004	0.004	0.004
福 知 山 市	福 知 山	0.009	0.007	0.008	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006
舞 鶴 市	東 舞 鶴	0.009	0.009	0.008	0.009	0.008	0.006	0.006	0.007
綾 部 市	綾 部	0.009	0.007	0.007	0.006	0.006	0.006	0.006	0.006
宮 津 市	宮 津	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.004	0.003	0.003
京 丹 後 市	京 丹 後	—	—	(0.004)	0.004	0.004	0.003	0.003	0.003
大 山 崎 町	国道 171 号(自排)	0.030	0.030	0.029	0.028	0.029	0.028	0.025	0.023
宇 治 市	国道 24 号(自排)	0.027	0.024	0.024	0.023	0.023	0.022	—	—
八 幡 市	国道 1 号(自排)	0.025	0.024	0.024	0.024	0.023	0.022	0.022	0.020

(資料:京都府)

2-7 微小粒子状物質(PM2.5:経年変化)測定結果

市町村	測定局	年平均値 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)			環境基準
		24	25	26	
京都市	市役所	14.6	14.1	13.1	1年平均値が 15 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であり、かつ、 1日平均値が 35 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下 であること。
	壬生	14.5	14.6	12.9	
	山科	—	16.1	14.6	
	西京	—	16.3	14.3	
	久我	—	16.8	14.9	
	醍醐	15.8	15.4	14.5	
	自排南	16.2	17.1	15.6	
	自排大宮	18.0	18.1	16.5	
	自排山科	14.6	14.0	13.2	
	自排上京	—	14.6	13.2	
自排西ノ京	—	15.8	14.5		
向日市	向陽	13.0	13.7	13.4	
宇治市	宇治	13.2	14.0	13.6	
久御山町	久御山	14.7	16.1	15.0	
城陽市	城陽	—	14.6	14.7	
京田辺市	田辺	13.1	14.4	14.7	
井手町	井手	—	12.7	12.0	
木津川市	木津	13.4	14.3	14.9	
南山城村	南山城	—	—	12.3	
精華町	精華	12.4	13.5	12.4	
亀岡市	亀岡	13.0	14.9	13.3	
南丹市	南丹	11.0	12.1	13.2	
福知山市	福知山	14.4	15.0	13.6	
舞鶴市	東舞鶴	12.3	13.0	12.6	
綾部市	綾部	13.6	14.1	13.1	
宮津市	宮津	10.9	11.6	10.8	
京丹後市	京丹後	11.2	12.0	11.2	
大山崎町	国道171号(自排)	15.9	15.6	14.6	
八幡市	国道1号(自排)	16.4	17.6	15.7	

(資料:京都府)

2-8 大気の汚染に係る環境基準

物質	環境上の条件
二酸化窒素	1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。
浮遊粒子状物質	1時間値の1日平均値が0.10mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20mg/m ³ 以下であること。
光化学オキシダント	1時間値が0.06ppm以下であること。
二酸化硫黄	1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること。
一酸化炭素	1時間値の1日平均値が10ppm以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20ppm以下であること。
微小粒子状物質	1年平均値が15μg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35μg/m ³ 以下であること。

(京都府)

備考

1. 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
2. 二酸化窒素について、1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内にある地域にあっては、原則として、このゾーン内において、現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
3. 浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が10μm以下のものをいう。
4. 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
5. 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、その粒径が2.5μmの粒子を50%の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

2-9 光化学スモッグ注意報等の発令基準

区分	発令基準	解除基準	発令対象地域
注意報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.12ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。	それぞれの注意報等の発令地点におけるオキシダント濃度が継続するおそれがないと認められるようになったとき。	① 京都市地域 (京都市) ② 乙訓地域 (向日市、長岡京市、大山崎町) ③ 宇治地域 (宇治市、城陽市、久御山町) ④ 綴喜地域 (八幡市、京田辺市、井手町) ⑤ 相楽地域 (木津川市、精華町)
警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.24ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		
緊急警報	1以上の測定地点においてオキシダント濃度の1時間平均値が0.4ppm以上になり、気象条件からみて、その濃度が継続すると認められるとき。		

(資料:京都府)

2-10 大気質調査結果

大気環境測定結果(平成 26 年度)

1. JIS 規格による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
11	消防本部	二酸化窒素	0.015	0.016	0.020	0.015	0.017	0.04 ~0.06
		浮遊粒子状物質	0.027	0.019	0.014	0.018	0.019	0.10
		一酸化炭素	0.3	0.3	0.4	0.4	0.3	10

2. PTIO 方式による測定

No.	測定地点	測定項目	夏季(6月)	秋季(9月)	冬季(12月)	春季(3月)	平均値	環境基準
1	古川小学校	二酸化窒素	0.005	0.010	0.018	0.017	0.013	0.04 ~0.06
2	久津川交番所		0.007	0.009	0.021	0.015	0.013	
3	陽東苑		0.005	0.006	0.019	0.012	0.011	
4	城陽台集会所		0.005	0.006	0.015	0.009	0.009	
5	西城陽中学校		0.004	0.008	0.020	0.013	0.011	
6	あけぼのハウス		0.005	0.008	0.021	0.012	0.012	
7	京都中央信用金庫		0.008	0.010	0.022	0.017	0.014	
8	鴻ノ巣台自治会集会所		0.005	0.006	0.016	0.009	0.009	
9	JAやましろ集出荷場		0.009	0.010	0.021	0.013	0.013	
10	今池小学校		0.006	0.006	0.019	0.010	0.010	
11	消防本部		0.011	0.012	0.024	0.018	0.016	
12	長池友ヶ丘集会所		0.011	0.013	0.025	0.018	0.017	
13	水主公会堂		0.006	0.008	0.018	0.012	0.011	
14	島ノ宮集会所		0.006	0.006	0.015	0.010	0.009	
15	富野公民館		0.008	0.009	0.017	0.012	0.012	
16	南城陽中学校		0.005	0.006	0.017	0.009	0.009	
17	ボール柱(中向河原)		0.004	0.006	0.015	0.008	0.008	
18	奈島会議所		0.006	0.006	0.018	0.010	0.010	
19	市辺自治会館		0.007	0.007	0.018	0.012	0.011	
20	芦原加圧ポンプ所		0.014	0.013	0.026	0.020	0.018	
平均値			0.007	0.008	0.019	0.013	0.012	

※各季 7 日間測定

※単位 二酸化窒素及び一酸化炭素 : ppm

浮遊粒子状物質 : mg/m³

2-11 平成26年度公共用水域水質測定結果表(1)

区分	測定項目	河川名	青谷川 上流	青谷川 下流	中村川 上流	中村川 下流	今池川 上流	今池川 下流	宮ノ谷川 上流	宮ノ谷川 下流	
		採水場所	松尾	稲荷橋・明神橋	フケ	樋門上流	久保田	古川合流	丁子口	庭井	
	気温	(°C)	16.3	15.9	18.5	19.4	18.5	18.8	17.5	18.0	
	水温	(°C)	14.9	16.2	20.3	22.2	20.8	19.6	15.3	17.7	
	透視度	(cm)	47	38	46	>50	46	>50	>50	45	
生活環境項目	水素イオン濃度	(pH)	7.7	7.9	9.3	7.9	7.7	8.0	8.0	8.6	
	生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	0.7	1.1	4.6	1.9	1.6	1.2	2.9	2.1	
	浮遊物質(SS)	(mg/L)	6	14	9	4	11	7	4	3	
	溶存酸素量(DO)	(mg/L)	10	10	12	10	8.6	9.5	9.9	12	
	大腸菌群数	(MPN/100mL)	22,000	35,000	1,700	54,000	3,500	9,200	35,000	35,000	
			79	170	23	350	540	1,700	170	1,100	
健康項目	カドミウム	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	
	全シアン	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	鉛	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	六価クロム	(mg/L)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	
	砒素	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	総水銀	(mg/L)	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	
	アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	PCB	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出	
	ジクロロメタン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	四塩化炭素	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	
	1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	
	1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	
	シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	
	1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	
	1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	
	トリクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	
	テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	
	チウラム	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	
	シマジン	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	
	チオベンカルブ	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	ベンゼン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	
	セレン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	
	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	0.6	0.8	2.6	2.1	2.5	2.2	2.6	2.3	
	ふっ素	(mg/L)	-	<0.08	-	0.11	-	<0.08	-	<0.08	
	ほう素	(mg/L)	-	<0.1	-	0.1	-	<0.1	-	<0.1	
	1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	
	その他の項目	化学的酸素要求量(CODMn)	(mg/L)	2.3	2.5	8.6	4.3	4.4	4.1	5.2	5.0
		n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
		全磷(T-P)	(mg/L)	0.049	0.051	0.39	0.62	0.091	0.10	0.29	0.28
		全窒素(T-N)	(mg/L)	0.82	1.0	3.4	2.8	3.3	2.8	4.1	3.2
		フェノール類	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
		銅	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
亜鉛		(mg/L)	-	0.004	-	0.015	-	0.030	-	0.009	
鉄		(mg/L)	-	0.06	-	0.04	-	0.10	-	0.04	
マンガン		(mg/L)	-	0.02	-	<0.01	-	0.02	-	<0.01	
ニッケル		(mg/L)	-	<0.005	-	0.010	-	<0.005	-	<0.005	
アンモニア性窒素		(mg/L)	0.03	0.07	0.16	0.16	0.22	0.03	0.12	0.24	
陰イオン界面活性剤		(mg/L)	0.04	0.04	0.04	0.03	0.04	0.04	0.04	0.04	
流量		(m ³ /s)	0.032	0.033	0.003	0.076	0.387	0.262	0.004	0.017	
BOD負荷		(g/s)	0.022	0.036	0.014	0.14	0.62	0.31	0.012	0.036	
COD負荷		(g/s)	0.074	0.083	0.026	0.33	1.7	1.1	0.021	0.085	

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

2-11 平成26年度公共用水域水質測定結果表(2)

測定項目	河川名	古川 上流	古川 下流	嫁付川 上流	嫁付川 下流	大谷川 上流	大谷川 下流	長谷川 上流	長谷川 下流
	採水場所	起点	上津屋橋	尺後	古宮	大谷	下大谷	甲畑	長谷川橋
気温	(℃)	18.2	19.4	19.6	19.4	20.4	19.3	17.1	17.5
水温	(℃)	17.4	18.8	19.8	19.3	19.9	18.3	16.4	19.8
透視度	(cm)	43	47	>50	>50	>50	>50	32	38
水素イオン濃度 (pH)		8.4	8.1	7.9	8.9	7.6	9.8	8.4	8.8
生物化学的酸素要求量(BOD)	(mg/L)	3.0	2.0	4.6	3.3	1.2	3.4	1.4	1.6
浮遊物質(SS)	(mg/L)	7	10	3	3	1	3	22	20
溶存酸素量(DO)	(mg/L)	12	10	8.7	13	6.1	11	10	10
大腸菌群数	(MPN/100mL)	92,000	92,000	160,000	13,000	5,400	16,000	3,500	3,500
		5,400	1,100	2,400	1,600	350	23	33	23
カドミウム	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003
全シアン	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
鉛	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
六価クロム	(mg/L)	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02	-	<0.02
砒素	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
総水銀	(mg/L)	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005	-	<0.0005
アルキル水銀	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
PCB	(mg/L)	-	不検出	-	不検出	-	不検出	-	不検出
ジクロロメタン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
四塩化炭素	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002
1,2-ジクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004	-	<0.0004
1,1-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
シス-1,2-ジクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004	-	<0.004
1,1,1-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1
1,1,2-トリクロロエタン	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006
トリクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003	-	<0.003
テトラクロロエチレン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001
1,3-ジクロロプロペン	(mg/L)	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002	-	<0.0002
チウラム	(mg/L)	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006	-	<0.0006
シマジン	(mg/L)	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003	-	<0.0003
チオベンカルブ	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
ベンゼン	(mg/L)	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001	-	<0.001
セレン	(mg/L)	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002	-	<0.002
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	(mg/L)	1.4	2.4	2.4	2.0	2.6	0.7	1.2	1.1
ふっ素	(mg/L)	-	<0.08	-	<0.08	-	<0.08	-	0.09
ほう素	(mg/L)	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1	-	<0.1
1,4-ジオキサン	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
化学的酸素要求量(CODMn)	(mg/L)	5.5	4.7	6.8	6.4	3.5	6.7	2.7	3.7
n-ヘキサン抽出物質	(mg/L)	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5	<0.5
全リン(T-P)	(mg/L)	0.28	0.18	0.40	0.37	0.31	0.070	0.053	0.036
全窒素(T-N)	(mg/L)	2.6	2.9	4.2	3.3	3.0	1.2	2.0	1.7
フェノール類	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
銅	(mg/L)	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01	-	<0.01
亜鉛	(mg/L)	-	0.019	-	0.007	-	0.005	-	0.001
鉄	(mg/L)	-	0.08	-	0.03	-	0.11	-	0.04
マンガン	(mg/L)	-	0.03	-	<0.01	-	<0.01	-	0.015
ニッケル	(mg/L)	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005	-	<0.005
アンモニア性窒素	(mg/L)	0.45	0.08	0.49	0.29	0.15	0.02	0.05	0.03
陰イオン界面活性剤	(mg/L)	0.05	0.04	0.05	0.05	0.05	0.04	0.02	0.03
流量	(m ³ /s)	0.027	0.279	0.027	0.022	0.002	<0.001	0.028	0.030
BOD負荷	(g/s)	0.081	0.56	0.12	0.073	0.0024	<0.0034	0.039	0.048
COD負荷	(g/s)	0.15	1.3	0.18	0.14	0.007	<0.0067	0.076	0.11

※透視度については分析値が50以上の場合、50として平均値を算出した。

※流量が0.001m³/s未満の場合は、0.001m³/sとして平均値を算出した。

※大腸菌群数は分析方法の観点から測定結果を平均することが適切でないため、上段に最大値を、下段に最小値を示した。

※古川下流については、河川工事のため年度途中で測定地点を変更し測定した。

2-12 水質汚濁に係る環境基準

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は 38.1.2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 のa)又はb)に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2、61.3 又は 61.4 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年環境庁告示第 59 号(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2、67.3 又は 67.4 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあっては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1、47.3 又は 47.4 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

【備考】

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
- 4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2-13 市内8河川水質(BOD値)の経年変化(年平均値)

(単位:mg/L)

年度	青谷川		中村川		今池川		宮ノ谷川		古川		嫁付川		大谷川		長谷川	
	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流	上流	下流
S60年度	-	3.8	-	7.0	17	-	-	5.0	-	12	-	17	-	19	-	-
S61年度	-	8.4	-	51	21	-	-	22	-	28	-	57	-	32	-	-
S62年度	-	8.1	-	26	26	-	-	23	-	23	-	60	-	33	-	-
S63年度	-	7.0	-	28	11	15	-	21	17	22	41	36	13	25	-	-
H元年度	-	8.9	6.7	22	8.5	18	32	28	15	15	36	35	11	15	-	-
H2年度	-	4.9	9.1	36	6.3	10	49	23	20	17	41	26	6.6	15	-	-
H3年度	-	6.9	8.9	11	7.5	12	34	23	21	19	51	37	4.5	22	-	-
H4年度	-	5.2	10	83	10	19	78	35	25	28	78	58	22	28	-	-
H5年度	-	2.7	6.7	11	5.4	9.8	33	19	17	13	46	31	28	17	-	--
H6年度	-	6.9	9.4	20	9.2	11	21	21	20	43	44	460	19	16	-	-
H7年度	-	12	6.9	23	7.6	10	85	31	21	39	49	92	13	23	-	-
H8年度	-	4.0	5.3	15	10	12	38	16	16	23	37	130	45	15	-	-
H9年度	-	5.0	7.6	11	5.9	9.5	66	24	21	44	47	200	68	14	-	-
H10年度	-	5.0	5.8	16	6.5	6.7	28	13	15	37	26	300	66	13	-	-
H11年度	-	3.3	6.9	12	6.2	9.2	32	18	16	25	35	31	5.4	13	-	-
H12年度	1.3	3.1	9.0	11	4.8	5.2	28	18	15	34	30	100	4.7	10	-	-
H13年度	1.3	3.4	6.0	18	6.5	6.9	29	14	16	13	38	27	9.8	9.8	-	-
H14年度	1.1	5.2	5.7	11	8.6	13	20	12	10	9.7	32	21	2.0	8.4	-	-
H15年度	0.8	2.5	4.4	11	5.3	3.1	18	11	9.4	6.2	20	11	26	6.7	-	-
H16年度	1.2	2.7	4.4	9.2	3.7	3.0	30	27	15	5.8	16	13	2.4	3.6	-	-
H17年度	0.7	3.8	5.5	13	4.2	4.2	16	7.6	7.9	6.2	12	8.3	2.8	5.2	-	-
H18年度	1.4	15	7.3	12	3.4	3.6	9.8	6.8	5.1	6.5	14	11	3.3	4.4	1.4	61
H19年度	2.0	3.3	5.8	14	3.3	2.9	10	5.3	4.6	3.9	13	19	2.7	3.2	1.7	2.3
H20年度	1.1	2.7	3.7	4.6	2.6	3.0	6.9	4.9	4.3	2.6	12	4.8	2.2	5.0	1.5	2.2
H21年度	1.1	3.3	5.7	8.0	2.4	2.2	8.2	4.4	5.0	4.1	12	23	2.7	6.7	1.6	1.5
H22年度	2.1	2.5	4.8	2.8	3.0	3.0	6.1	4.7	4.2	3.1	16	6.8	3.9	2.8	1.4	1.5
H23年度	0.8	2.0	5.5	5.1	2.4	3.0	5.6	4.9	2.9	2.1	7.8	7.7	4.1	4.9	1.4	1.7
H24年度	1.3	2.7	4.5	3.7	2.1	2.0	4.9	2.9	3.2	2.2	7.3	5.5	4.0	2.9	1.8	1.9
H25年度	2.4	2.1	3.3	2.4	1.6	1.7	3.6	3.2	3.2	2.4	6.0	5.6	2.8	2.9	1.5	1.6
H26年度	0.7	1.1	4.6	1.9	1.6	1.2	2.9	2.1	3.0	2.0	4.6	3.3	1.2	3.4	1.4	1.6

2-14 生活環境の保全に関する環境基準

河川(湖沼を除く)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値				
		水素イオン濃度 (PH)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質濃度 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
AA	水道1級、自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	50MPN/100mL 以下
A	水道2級、水産1級、水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	1,000MPN/100mL 以下
B	水道3級、水産2級及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN/100mL 以下
C	水産3級、工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
D	工業用水2級、農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100 mg/L 以下	2 mg/L 以上	—
E	工業用水3級、環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の浮遊が認められないこと	2 mg/L 以上	—
測定方法		日本工業規格(以下「規格」という。)K0102の12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格K0102の21に定める方法	公共用水域告示付表9に掲げる方法	規格K0102の32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視観測装置によりこれと同程度の計量結果の得られる方法	最確数による定量法
備考						

1 基準値は、日間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる)。

3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。

4 最確数による定量法とは、次のものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる)。

試料 10mL、1mL、0.1mL、0.01mL・・・のように連続した4段階(試料量が0.1mL以下の場合は1mLに希釈して用いる。)を5本ずつBGLB 醗酵管に移植し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから100mL中の最確数を最確数表を用いて算出する。

この際、試料はその最大限を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移植したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

※25年3月に直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩(LAS)が追加されました。

(注)1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

2 水道 1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道 2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道 3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

3 水産 1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産 2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産 3級:コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水 1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水 2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水 3級:特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

2-15 地下水水質測定結果(1)

内容及び項目	久世八丁	平川広田	寺田南川顔	寺田大川原	水主森ノ東	枇杷庄中奥田	富野荒見田	定量下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/ℓ以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	12	ND	7.8	2.1	ND	ND	1.3	0.1	10 mg/ℓ以下
ふっ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/ℓ以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.4	6.4	6.0	6.5	6.5	6.3	—	—

2-15地下水水質測定結果(2)

内容及び項目	枇杷庄 知原	富野 内川	長池 北清水	観音堂 甲田	中 樋ノ上	奈島 川田	市辺 中垣内	定量 下限値	環境基準
カドミウム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
全シアン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	検出されないこと
鉛	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
六価クロム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.02	0.05 mg/ℓ以下
砒素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.01 mg/ℓ以下
総水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	0.0005 mg/ℓ以下
アルキル水銀	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
PCB	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0005	検出されないこと
ジクロロメタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
四塩化炭素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
塩化ビニルモノマー	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0004	0.004 mg/ℓ以下
1, 1-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.01	0.1 mg/ℓ以下
1, 2-ジクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.004	0.04 mg/ℓ以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
トリクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.003	0.03 mg/ℓ以下
テトラクロロエチレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
1, 3-ジクロロプロペン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0002	0.002 mg/ℓ以下
チウラム	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0006	0.006 mg/ℓ以下
シマジン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.0003	0.003 mg/ℓ以下
チオベンカルブ	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.02 mg/ℓ以下
ベンゼン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.001	0.01 mg/ℓ以下
セレン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.002	0.01 mg/ℓ以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	0.8	1.1	7.8	2.3	6.3	1.9	1.4	0.1	10 mg/ℓ以下
ふっ素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.08	0.8 mg/ℓ以下
ほう素	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.1	1 mg/ℓ以下
1, 4-ジオキサン	ND	ND	ND	ND	ND	ND	ND	0.005	0.05 mg/ℓ以下
水素イオン濃度(pH)	6.5	6.8	5.8	6.3	5.8	6.4	6.3	—	—

2-16 地下水の環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本工業規格(以下「規格」という。)K0102 の 55.2、55.3 又は 55.4 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格K0102 の 38.1.2 及び 38.2 に定める方法、規格K0102 の 38.1.2 及び 38.3 に定める方法又は規格 K0102 の 38.1. 2 及び 38.5 に定める方法
鉛	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 54 に定める方法
六価クロム	0.05mg/L 以下	規格K0102 の 65.2 に定める方法(ただし、規格 K0102 の 65.2.6 に定める方法により塩分の濃度の高い試料を測定する場合にあっては、規格 K0170-7 の 7 のa) 又はb) に定める操作を行うものとする。)
砒素	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 61.2 又は 61.3 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	昭和 46 年 12 月環境庁告示第 59 号(水質汚濁に係る環境基準について)(以下「公共用水域告示」という。)付表1に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	公共用水域告示付表2に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	公共用水域告示付表3に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
四塩化炭素	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
塩化ビニルモノマー	0.002mg/L 以下	付表に掲げる方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	シス体にあつては規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法、トランス体にあつては、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.03mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	公共用水域告示付表4に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	公共用水域告示付表5の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	規格K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	規格K0102 の 67.2 又は 67.3 に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格K0102 の 43.1 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	規格K0102 の 34.1 若しくは 34.4 に定める方法又は規格K0102 の 34.1c)(注(6)第三文を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しない場合にあっては、これを省略することができる。)及び公共用水域告示付表6に掲げる方法
ほう素	1mg/L 以下	規格K0102 の 47.1 若しくは 47.3 に定める方法又は公共用水域告示付表7に掲げる方法
1,4-ジオキサソ	0.05mg/L 以下	公共用水域告示付表7に掲げる方法

【備考】

- 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
- 2 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
- 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格 K0102 の 43.2.1、43.2.3、43.2.5 又は 43.2.6 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102 の 43.1 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
- 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 により測定されたシス体の濃度と規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 により測定されたトランス体の濃度の和とする。

2-17 城陽市地下水採取の適正化に関する条例

平成 9 年 4 月 1 日

条例第 5 号

(目的)

第 1 条 この条例は、地下水を市民の共有にして有限な資源と認識し、地下水採取の適正化及び地下水の合理的な利用を図ることによって、市民の生活用水としての水道水源を保全し、ひいては市全体の地下水の保全を図るとともに、地下水の枯渇、地盤沈下等を防止し、もって市民福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 揚水施設 動力を用いて地下水を採取するための施設をいう。
- (2) 井戸深度 地表面からケーシングの最下部までの深さをいう。
- (3) ケーシング 掘削した井戸に設置した鋼管等をいう。
- (4) 吐出口径 揚水機の吐出口の口径をいう。

(許可)

第 3 条 次に掲げる地域(以下「指定地域」という。)内で揚水施設を設置して地下水を採取しようとする者は、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径について市長の許可を受けなければならない。ただし、当該揚水施設に係る井戸が、手掘り又は打込みによるものである場合は、この限りでない。

- (1) 第 1 種規制地域 公共用の水道の水源井戸から 600 メートル以内の地域
- (2) 第 2 種規制地域 第 1 種規制地域を除く市の全域

(許可の申請)

第 4 条 前条の許可を受けようとする者は、揚水施設の設置工事に着手する日の 30 日前までに規則で定める事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

2 前項の場合において、当該揚水施設の吐出口径が規則で定める大きさ以上であるときは、地下水の利用に関する管理者(以下「地下水利用管理者」という。)を選任し、その者の氏名を市長に届け出なければならない。

(許可の基準)

第 5 条 市長は、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設の井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径が次に掲げる基準(以下「許可基準」という。)に適合していると認める場合でなければ同条の許可をしてはならない。

区分	井戸深度	ケーシングの口径	吐出口径
第 1 種規制地域	100m 以内	100 mm 以下	40 mm 以下
第 2 種規制地域	—	300 mm 以下	100 mm 以下

2 市長は、前項の規定にかかわらず、第 3 条の許可の申請に係る揚水施設により採取する地下水が、公共の用に供するものである場合又は用途上特に必要かつ適当であって、他の水源をもって代えることが困難であると認める場合に限り、同条の許可をすることができる。

3 市長は、前項の規定を適用するときは、城陽市地下水保全対策委員会の審議を経なければ

ならない。

(経過措置)

第 6 条 一の地域が第 2 種規制地域から第 1 種規制地域となった際現に当該地域内で許可揚水施設(第 3 条の許可を受けた揚水施設をいう。以下同じ。)により地下水を採取している者に係る同条の許可は、当該許可揚水施設が前条に規定する第 1 種規制地域における許可基準に適合しないこととなった場合であってもその効力を失わない。

(変更の許可)

第 7 条 第 3 条の許可を受けた者(以下「地下水採取者」という。)は、許可揚水施設について、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくしようとするときは、市長の許可を受けなければならない。

2 第 4 条及び第 5 条の規定は、前項の許可に準用する。

(変更の制限)

第 8 条 第 6 条の規定により第 3 条の許可の効力を失わないこととされた許可揚水施設については、当該許可揚水施設に係る井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくすることはできない。

(許可の条件)

第 9 条 市長は、第 3 条又は第 7 条第 1 項の許可に、地下水の合理的な利用の促進を図るため必要な条件を付すことができる。ただし、その条件は、その地下水採取者に不当な義務を課することとなるものであってはならない。

(採取量の制限)

第 10 条 地下水採取者が当該許可揚水施設により採取する地下水の量は、指定地域ごとに規則で定める基準を超えてはならない。

(地下水採取者の責務)

第 11 条 地下水採取者は、地下水の循環利用、かん養等その合理的な利用に努めなければならない。

(採取量の報告)

第 12 条 規則で定める大きさ以上の吐出口径の揚水施設を有する地下水採取者は、毎年 4 月 30 日までに前年度における地下水の採取量を市長に報告しなければならない。

(氏名等の変更の届出)

第 13 条 地下水採取者は、その氏名、名称、住所又は地下水利用管理者に変更があったときは、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の承継)

第 14 条 地下水採取者から許可揚水施設を譲り受け、又は借り受けて、これにより地下水を採取する者は、当該許可揚水施設に係る地下水採取者の地位を承継する。

2 地下水採取者について相続人又は合併があったときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、地下水採取者の地位を承継する。

3 前 2 項の規定により地下水採取者の地位を承継した者は、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(許可の失効)

第 15 条 地下水採取者がその許可揚水施設につき次の各号のいずれかに該当するに至った場

合においては、当該許可揚水施設に係る第3条の許可は、その効力を失う。この場合においては、遅滞なく、その旨を市長に届け出なければならない。

(1) 許可揚水施設により地下水を採取することを廃止したとき。

(2) 前号の場合のほか、許可揚水施設を廃止したとき。

(指導又は勧告)

第16条 市長は、この条例を施行するため必要があると認めるときは、地下水の採取又はその合理的な利用に関して指導又は勧告をすることができる。

(監督処分)

第17条 市長は、偽りその他不正な手段により第3条又は第7条第1項の許可を受けた者に対して、その許可を取り消すことができる。

2 市長は、第3条若しくは第7条第1項の許可を受けず、又は第9条の規定により付した条件に違反して揚水施設を設置し地下水を採取している者に対して、当該揚水施設による地下水の採取を禁止し、若しくは制限し、又は相当の猶予期限をつけて、その違反を是正するため必要な措置をとることを命ずることができる。

(立入検査)

第18条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、その職員に、揚水施設の設置の場所又は当該揚水施設により地下水を採取する者の事業所若しくは事務所に立ち入り、揚水施設その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水保全対策委員会)

第19条 第5条第3項に規定する同条第2項の許可その他この条例の施行に関し、必要な事項についての審議を行わせるため、城陽市地下水保全対策委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、委員7名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市議会議員

(2) 学識経験を有する者

(3) その他市長が適当と認める者

3 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第20条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(氏名の公表)

第21条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の氏名又は名称を公表することができる。

(1) 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(2) 第17条第2項の規定による命令に違反した者

(罰則)

第 22 条 第 3 条の許可を受けずに規制地域内で揚水施設を設置し地下水を採取した者は、100,000 円以下の罰金に処する。

第 23 条 次の各号のいずれかに該当する者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(1) 第 7 条第 1 項の許可を受けずに許可揚水施設の井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくし地下水を採取した者

(2) 第 18 条第 1 項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

(両罰規定)

第 24 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前 2 条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して、各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 9 年(1997 年)5 月 1 日から施行する。ただし、第 12 条の規定は、平成 10 年(1998 年)4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に指定地域内の揚水施設により地下水を採取している者(揚水施設の建設中の者を含む。)は、その揚水施設について、その井戸深度、ケーシングの口径及び吐出口径(以下「既存規模」という。)により、第 3 条の許可を受けたものとみなす。

3 前項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、この条例の施行日から起算して 3 月以内に別に定める届出書を市長に提出しなければならない。

4 一の地域内にある揚水施設に係る附則第 2 項の許可は、当該地域の指定地域の区分の変更があった場合であってもその効力を失わない。

5 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者が、当該許可に係る揚水施設(当該揚水施設が第 1 種規制地域内にあり、その既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているものに限る。)を変更するときは、第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えることはできない。

6 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者は、当該許可に係る揚水施設が次に掲げるものである場合は、その井戸深度を深くし、又はケーシングの口径若しくは吐出口径を大きくする変更をすることはできない。

(1) 第 1 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 1 種規制地域における許可基準を超え、かつ、第 2 種規制地域における許可基準以下であるもの

(2) 第 2 種規制地域内にあって、既存規模が第 5 条に規定する第 2 種規制地域における許可基準を超えているもの

7 附則第 2 項の規定により、第 3 条の許可を受けたものとみなされた者については、第 10 条の規定は適用しない。

2-18 地下水取水状況（平成27年3月末）

吐出口径(cm)	件数	揚水量(m ³ /年)	比率(%)
40未満	124	481,201	2.0
40以上50未満	62	439,041	1.8
50以上65未満	78	992,055	4.1
65以上80未満	89	2,386,184	9.9
80以上100未満	69	2,464,534	10.3
100以上125未満	61	7,510,880	31.3
125以上150未満	19	4,246,703	17.7
150以上	14	5,488,632	22.9
合計	516	24,009,230	100.0

用途	件数	揚水量(m ³ /年)	比率(%)
農業用	201	9,170,223	38.2
工業用	103	5,259,150	21.9
商業用	67	881,957	3.7
家庭用	75	410,099	1.7
その他	51	758,300	3.2
水道事業	19	7,529,501	31.4
計	516	24,009,230	100.0

2-19 地下水位状況

地上を0としてm表示	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
浅井戸 (久津川地域)	-4.3	-4.2	-4.3	-3.9	-3.7	-3.9	-3.6	-3.7	-3.9	-4.1
井戸深度60m、井戸口径250mm、標高14m										
浅井戸 (寺田地域)	-4.5	-4.3	-4.4	-4.1	-4.0	-3.9	-3.8	-3.7	-3.7	-3.9
井戸深度30m、井戸口径60mm、標高15m										
浅井戸 (富野青谷地域)	-6.7	-6.1	-6.4	-6.2	-6.1	-5.9	-5.5	-5.4	-5.5	-5.4
井戸深度40m、井戸口径200mm、標高20m										
深井戸 (市中央部)	-44.4	-43.8	-43.9	-43.6	-42.9	-42.1	-41.2	-40.4	-39.6	-39.8
井戸深度90m、井戸口径150mm、標高54m										

(資料：上下水道部)

2-20 一般地域の環境騒音測定結果(平成 26 年 12 月 9 日~12 月 10 日)

測定地点	用途 地域	環境基準		測定結果				区域 類型
				等価騒音レベル L _{Aeq} (dB)		環境基準適合状況		
		昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間	
1. 平川茶屋裏 26-10	1種 住居	55	45	47	42	○	○	一般 B
2. 寺田庭井 92-3	1種 住居	55	45	46	38	○	○	一般 B
3. 久世上大谷 18-7	1低 住専	55	45	46	38	○	○	一般 A
4. 寺田市市ノ久保 2-395	1低 住専	55	45	46	37	○	○	一般 A
5. 富野北垣内 1-136	1低 住専	55	45	50	42	○	○	一般 A

注)環境基準値は改正され平成 11 年 4 月 1 日に施行される。

2-21-(1) 道路交通・振動測定結果(平成 26 年 12 月 9 日～12 月 10 日)

	No.	路線名	測定地点	用途地域	振動測定結果				交通量(台/10分)	
					振動(L ₁₀ :dB)		要請限度値(dB)		平成 26 年度	
					昼間	夜間	昼間	夜間	昼間	夜間
幹線交通を担う道路近接空間	1	府道城陽宇治線	寺田垣内後 46-3	準住居	36	33	65	60	214	77
	2	府道上狛城陽線	観音堂巽畑 17	調整区域	42	31	65	60	84	23
	3	府道富野荘八幡線	富野堀口 2	1種住居	40	31	65	60	43	16
	4	府道寺田水主線	枇杷庄大三戸 18	1種住居	34	26	65	60	60	23
	5	府道山城青谷停車場線	市辺小梨間 50	1種住居	39	25	65	60	21	12
	6	府道八幡城陽線	平川大將軍 2	2低住専	34	25	65	60	71	24

(注)時間区分:振動 昼間 8:00～19:00、夜間 19:00～8:00

振動レベルの 25 dB未満の値については、振動レベル計の測定下限値未満の値であるが参考として記載する。

2-21-(2) 平成26年度評価区間別面的評価結果(平成26年12月9日~12月10日)

評価区間	評価区間の 始点	評価区間の 終点	面的評価結果(戸数)					面的評価結果(%)				
			評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過	評価対象 住居等 戸数	昼間・夜間 とも基準値 以下	昼間のみ基 準値以下	夜間のみ基 準値以下	昼間・夜間 とも基準値 超過
全体			3,368	3,306	62	0	0	100.0	98.2	1.8	0.0	0.0
府道城陽 宇治線	寺田新池	久世南垣内	490	459	31	0	0	100.0	93.7	6.3	0.0	0.0
	久世南垣内	平川室木	231	201	30	0	0	100.0	87.0	13.0	0.0	0.0
府道上狛 城陽線	市辺南垣内	観音堂巽畑	271	271	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	観音堂巽畑	観音堂甲畑	14	14	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	観音堂甲畑	長池北清水	229	229	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	市辺南垣内	市辺南垣内	1	1	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道富野荘 八幡線	長池北清水	富野南清水	152	151	1	0	0	100.0	99.3	0.7	0.0	0.0
	富野南清水	富野北垣内	294	294	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
	富野北垣内	水主北垣内	893	893	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道寺田 水主線	寺田大畔	枇杷庄西ノ口	266	266	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道山城青 谷停車場線	市辺五島	市辺五島	146	146	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0
府道八幡 城陽線	平川横道	平川浜道裏	381	381	0	0	0	100.0	100.0	0.0	0.0	0.0

2-22 騒音に係る特定施設の届出状況

(平成 27 年3月末現在)

種 類	騒音規制法		府条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	12	71	66	199
圧縮機、送風機	31	151	176	984
土石用破砕機等	1	3	11	25
繊維機械	4	20	15	33
建設用資材製造機械	2	4	9	20
木材加工機械	2	11	16	30
印刷機械	6	20	—	—
合成樹脂用射出成形機	3	27	1	3
合成樹脂加工機械	—	—	3	5
遠心分離機	—	—	1	1
クーリングタワー	—	—	25	41
重油バーナー	—	—	3	7
工業用動力マシン	—	—	5	9
計	61	307	331	1,357

※法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-23 振動に係る特定施設の届出状況

(平成 27 年3月末現在)

種 類	振動規制法		府条例	
	事業場数	施 設 数	事業場数	施 設 数
金属加工機械	14	69	11	21
圧縮機	28	84	14	23
土石用破砕機等	2	3	9	16
繊維機械	3	10	—	—
コンクリートブロックマシン等	1	2	—	—
木材加工機械	1	1	—	—
バッチャープラント	—	—	4	4
印刷機械	2	11	—	—
合成樹脂用射出成形機	2	25	—	—
冷凍機	—	—	86	448
計	53	205	124	512

※法の事業場数は実数、府条例の事業場数は延数。

2-24 騒音に係る環境基準(抜粋)

地域の類型		時間の区分		
		昼間	夜間	
		6時から22時	22時から6時	
一般地域	A地域	55 dB以下	45 dB以下	
	B地域			
	C地域	60 dB以下	50 dB以下	
道路に面する地域	A地域	2車線以上	60 dB以下	55 dB以下
	B地域	2車線以上	65 dB以下	60 dB以下
	C地域	車線を有する		
幹線交通を担う道路に近接する空間		70 dB以下	65 dB以下	

(地域の類型) A地域:第1種低層住居専用地域、第2種低層住居専用地域

B地域:第1種住居地域、第2種住居地域及び準住居地域

C地域:近隣商業地域、商業地域及び準工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間:高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-25 騒音規制法第17条第1項に基づく自動車騒音の限度値(抜粋)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		6時から22時	22時から6時
a区域	1車線	65 dB	55 dB
	2車線以上	70 dB	65 dB
b区域	2車線以上	75 dB	70 dB
c区域	車線を有する		
幹線交通を担う道路に近接する区域		75 dB	70 dB

(区域の区分) a区域:専ら住居の用に供される区域

b区域:主として住居の用に供される区域

c区域:相当数の住居と併せて商業、工業の用に供される区域

幹線交通を担う道路に近接する区域:高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び4車線以上の車線を有する市町村道並びに自動車専用道路に面する地域のうち、2車線以下の車線を有する道路にあっては、道路端から15m、2車線を超える車線を有する道路にあっては、道路端から20mまでの範囲をいう。

2-26 振動規制法第16条に基づく道路交通振動の限度値(抜粋)

区域の区分		時間の区分	
		昼間	夜間
		8:00~19:00	19:00~8:00
第1種区域	(住居系地域)	65 dB	60 dB
第2種区域	(近商・商業・工業)	70 dB	65 dB

2-27 悪臭防止法に基づく規制基準

規制地域:本市は昭和 52 年から規制地域の適用を受けている。

なお、本市は嗅覚測定法は採用していない。

敷地境界線の地表における規制基準

単位:ppm

悪臭物質の種類	許 容 限 度		備 考
	A地域	B地域	
アンモニア	1	5	1. A 地域とは、規制地域のうち B 地域以外の区域をいう。 2. B 地域とは、規制地域のうち農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第6条の規定により農業振興地域として指定された地域及び国土利用計画法(昭和49年法律第92号)第9条の規定により森林地域として定められた地域(都市計画法第7条第2項に規定する市街化区域にあるものを除く。)をいう。
メチルメルカプタン	0.002	0.01	
硫化水素	0.02	0.2	
硫化メチル	0.01	0.2	
二硫化メチル	0.009	0.1	
トリメチルアミン	0.005	0.07	
アセトアルデヒド	0.05	0.5	
プロピオンアルデヒド	0.05	0.5	
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	0.08	
イソブチルアルデヒド	0.02	0.2	
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	0.05	
イソバレルアルデヒド	0.003	0.01	
イソブタノール	0.9	20	
酢酸エチル	3	20	
メチルイソブチルケトン	1	6	
トルエン	10	60	
スチレン	0.4	2	
キシレン	1	5	
プロピオン酸	0.03	0.2	
ノルマル酪酸	0.001	0.006	
ノルマル吉草酸	0.0009	0.004	
イソ吉草酸	0.001	0.01	

2-28 ダイオキシン類等の調査結果

(1) 事業場自主測定 (4事業場)

種 類	測定場所等	測定日	測定値	基準値
排出ガス	公共施設 A-1	H26. 8. 21	0.00037 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.000039 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 A-3	H26. 8. 22	0.0000013 ng-TEQ/m ³	0.1 ng-TEQ/m ³
	公共施設 B	休止中		10 ng-TEQ/m ³
	A 社	H27. 1. 26	0 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
	B 社	①H26. 4. 25	①0.84 ng-TEQ/m ³	10 ng-TEQ/m ³
		②H26.12. 9	②0.053 ng-TEQ/m ³	
C 社	H27. 2. 20	0.17 ng-TEQ/m ³	5 ng-TEQ/m ³	
ばいじん	公共施設 A-1	集じんなし		3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.27 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	上記と混合排出		3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H27. 1. 26	0.00044 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	①H26. 4. 25	0.0099 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		②H26.12. 9	0.0038 ng-TEQ/g	
C 社	H27. 2. 20	0.09 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g	
燃え殻	公共施設 A-1	H26. 8. 22	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-2	H26.10. 9	0.0026 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 A-3	H26. 8. 22	0.044 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	公共施設 B	休止中		3 ng-TEQ/g
	A 社	H27. 1. 26	0 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
	B 社	①H26. 4. 25	0.0067 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g
		②H26.12. 9	0.0077 ng-TEQ/g	
C 社	H27. 2. 20	0.04 ng-TEQ/g	3 ng-TEQ/g	
排出水	公共施設 A-1	H27. 1. 23	0 pg-TEQ/L	10 pg-TEQ/L
	公共施設 A-2			
	公共施設 A-3			

(資料: 京都府)

2-29 城陽市あき地の雑草等の除去に関する条例

昭和 58 年 3 月 29 日

条例第 9 号

城陽市あき地の雑草の除去に関する条例(昭和 48 年条例第 25 号)の全部を改正する。

(目的)

第 1 条 この条例は、あき地の雑草等を除去することによって、市民の良好な生活環境の保持に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- (1) あき地 現に使用していない土地及びこれに準ずる土地をいう。
- (2) 雑草等 雑草、枯草又はかん木類をいう。
- (3) 所有者等 あき地の所有者、占有者又は管理者をいう。
- (4) 不良状態 あき地が雑草等の繁茂により、次のいずれかに該当する状態をいう。

ア 市民の健康を害し、又は害するおそれがあるとき。

イ 犯罪、火災又は交通事故の発生を誘発するおそれがあるとき。

(所有者等の義務)

第 3 条 あき地の所有者等は、当該あき地が不良状態にならないよう努めなければならない。

(適用の範囲)

第 4 条 この条例の適用範囲は、次のとおりとする。

- (1) 市街化区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内のあき地
- (2) 市街化調整区域(都市計画法第 7 条に規定する区域をいう。)内で市長が雑草等の除去を必要と認めたあき地

(除去の指導)

第 5 条 市長は、あき地が不良状態にあると認めたときは、当該あき地の所有者等に対し、雑草等の除去について指導をするものとする。

(除去の命令)

第 6 条 市長は、所有者等が前条の指導に従わないときは、その者に対し当該あき地の雑草等の除去を命ずることができる。

(代執行)

第 7 条 市長は、あき地の所有者等が前条の命令に従わない場合において、他の手段によってその履行を確保することが困難であり、かつ、その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、行政代執行法の定めるところにより、市長は、あき地の所有者等のなすべき行為をなし、又は第三者をしてこれをなさしめ、その費用をあき地の所有者等から徴収するものとする。

2 代執行を行う執行責任者は、その執行責任を有する者であることを示す証票を携帯し、関係人の請求があるときはこれを提示しなければならない。

(立入調査)

第 8 条 市長は、この条例の施行に必要な限度において、あき地に立入り、その状態、管

理の方法、措置の内容その他必要な事項に関し調査することができる。

- 2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人から請求があつたときは、これを提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入調査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(除去の委託)

第9条 あき地の所有者等は、当該あき地の雑草等の除去を市長に申請し、委託することができる。

- 2 委託料については、規則で定める。

(罰則)

第10条 第6条の規定による命令に違反した者については3万円以下の罰金に処する。

(両罰規定)

第11条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して前条の罰金刑を科する。

(委任)

第12条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、昭和58年4月1日から施行する。

2-30 除草指導状況

区分		年度	平成23年度		平成24年度		平成25年度		平成26年度	
			前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期
対象地	筆数(筆)		166	154	147	141	135	134	130	132
	面積(m ²)		59,964	56,029	55,252	54,178	47,381	47,038	47,349	47,527
処理数	自己処理	筆数(筆)	127	142	110	129	99	118	97	122
		面積(m ²)	50,960	52,803	47,012	51,810	38,376	44,051	40,041	45,416
	委託処理	筆数(筆)	36	10	35	11	33	15	32	8
		面積(m ²)	8,099	2,496	7,655	1,783	7,726	2,402	6,723	1,318
	合計	筆数(筆)	163	152	146	140	132	133	129	130
		面積(m ²)	59,059	55,299	54,667	53,593	46,102	46,453	46,764	46,734
未処理数	筆数(筆)		3	2	1	1	3	1	1	2
	面積(m ²)		905	730	585	585	1,279	585	585	793
処理率(%)			98.5	98.7	98.9	98.9	97.3	98.8	98.8	98.3
苦情件数(件)			7	1	14	3	9	0	12	4

2-31 公害別の苦情受理件数及び処理件数

項目 年度	典 型 7 公 害							その他	合計
	大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭		
平成17年度	12	6	0	3	0	0	15	14	50
	12	6	0	3	0	0	15	14	50
平成18年度	12	9	0	8	0	0	12	6	47
	12	9	0	8	0	0	12	6	47
平成19年度	9	17	0	16	2	0	12	24	80
	9	17	0	15	2	0	10	24	77
平成20年度	7	6	0	12	2	0	11	21	59
	7	6	0	10	2	0	11	19	55
平成21年度	15	6	1	8	0	0	13	17	60
	14	6	1	7	0	0	11	17	56
平成22年度	10	9	0	10	0	0	11	16	56
	10	9	0	9	0	0	11	16	55
平成23年度	11	1	0	13	0	0	10	22	57
	11	1	0	12	0	0	10	22	56
平成24年度	12	1	0	3	1	0	11	18	46
	12	1	0	3	1	0	10	18	45
平成25年度	12	3	1	2	0	0	10	18	46
	12	3	1	2	0	0	10	18	46
平成26年度	21	6	0	13	2	0	4	10	56
	21	6	0	14	2	0	5	10	58

(注) 上段:受理件数、 下段:年度内処理件数

2-32 用途地域別苦情発生件数

地 域 \ 種 類	年 度	典 型 公 害							その他	合計
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
第1種低層住居専用 355ha	24	2	1	0	1	0	0	7	8	19
	25	4	1	0	2	0	0	7	14	28
	26	3	1	0	3	1	0	1	1	10
第2種低層住居専用 20ha	24	0	0	0	0	0	0	1	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
第1種住居地域 306ha	24	3	0	0	1	1	0	3	4	12
	25	3	1	0	0	0	0	1	0	5
	26	7	1	0	6	0	0	0	5	19
第2種住居地域 1ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準住居地域 15ha	24	0	0	0	1	0	0	0	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	3	0	0	1	0	4
近隣商業地域 21ha	24	1	0	0	0	0	0	0	0	1
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	1	0	0	0	0	1
商業地域 2ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
準工業地域 59ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	1	1
	26	0	1	0	0	0	0	0	0	1
工業地域 17ha	24	—	—	—	—	—	—	—	—	—
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
工業専用地域 6ha	24	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	25	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	26	0	0	0	0	0	0	0	0	0
市街化調整 2,469ha	24	6	0	0	0	0	0	0	6	12
	25	5	1	1	0	0	0	2	3	12
	26	11	3	0	0	1	0	2	4	21
合 計 3,271ha	24	12	1	0	3	1	0	11	18	46
	25	12	3	1	2	0	0	10	18	46
	26	21	6	0	13	2	0	4	10	56

2-33 城陽市廃棄物減量等推進審議会条例

平成8年4月1日
条例第10号

(設置)

第1条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第5条の7の規定に基づき、城陽市廃棄物減量等推進審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に答申する。

- (1) 一般廃棄物の分別・減量に関する事項
- (2) 一般廃棄物の適正処理に関する事項
- (3) 一般廃棄物の再生利用に関する事項
- (4) その他市長が必要と認める事項

2 審議会は、前項に規定する調査審議のほか、一般廃棄物の減量等に関する事項について市長に建議することができる。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 市民
- (2) 事業者
- (3) 学識経験を有する者
- (4) その他市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数でもって決し、可否同数の場合は、会長の決するところによる。

(意見の開陳その他の協力)

第7条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、意見の開陳、説明その他の必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、廃棄物処理主管課において処理する。

(その他)

第9条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成11年(1999年)3月1日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成11年(1999年)4月1日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)3月31日条例第11号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成21年(2009年)7月1日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年(2010年)12月28日条例第25号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

2-34 ごみの処理量と資源化率

(単位:t/年)

項目		年度					
		平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
燃やすごみ	家庭系	14,726	14,268	14,307	13,998	12,361	12,294
	事業系	4,029	4,106	3,994	4,230	4,332	4,555
燃やさないごみ	家庭系	3,756	3,755	3,742	3,839	3,747	3,241
	事業系	111	90	72	83	106	131
資源ごみ (カン・びん・ペットボトル等)	回収量	946	948	892	878	915	1,194
	資源化量	641	639	606	615	627	793
集団回収(新聞・ダンボール等)		3,798	3,784	3,843	3,850	4,209	4,029
資源ごみ収集量合計		4,744	4,732	4,735	4,728	5,124	5,223
資源化率(%)		93.6	93.5	93.9	94.4	94.4	92.3
一人1日あたりごみ排出量(g)		631	617	622	613	557	541

(資料:ごみ減量推進課)

(注) 資源化率=(資源化資源ごみ+集団回収)/資源ごみ収集量合計

一人1日あたりごみ排出量=(家庭系の燃やすごみ+家庭系の燃やさないごみ)/市の人口/年間日数で算出。

家庭系の燃やすごみ及び燃やさないごみには、不法投棄その他分を含む。

※ 平成25年度より家庭系燃やさないごみに、土砂を含める。

※ 平成26年度より資源ごみに、プラマーク製品を含める。

2-35 し尿と浄化槽汚泥

(単位:k0)

年度 項目	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
	し尿	7,950	6,456	5,570	5,058	4,456	4,195	3,962	3,929	3,634
浄化槽汚泥	8,944	7,330	6,258	5,660	4,901	4,511	4,938	4,121	4,305	3,629
合計	16,894	13,786	11,828	10,745	9,357	8,706	8,900	8,050	7,939	6,886

(資料:ごみ減量推進課)

2-36 生ごみ処理機等購入費補助の状況

(単位:件)

生ごみ処理機等	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
コンポスト容器	4	2	6	6	6	8	3	3	10	1
ボカシ容器	8	3	4	2	6	3	5	2	4	1
生ごみ処理機	44	41	33	19	27	32	16	9	11	4

(資料:ごみ減量推進課)

2-37 城陽市飼い犬のふん害の防止に関する条例

平成 17 年 4 月 1 日
条例第 10 号

(目的)

第 1 条 この条例は、飼い犬のふんの処理等について必要な事項を定めることにより、飼い犬のふん害の防止に関する意識の高揚を図り、地域の環境美化の促進に寄与することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) ふん害 道路、河川、公園、学校、福祉施設、医療施設、神社仏閣及びこれらに類する場所(以下「公共の場所」という。)にふんを放置することをいう。
- (2) 飼い主 飼い犬の所有者(所有者以外の者が管理する場合は、その者を含む。)をいう。

(市の責務)

第 3 条 市は、第 1 条の目的を達成するため、飼い犬のふん害の防止に関する啓発に努めるものとする。

(飼い主の遵守事項)

第 4 条 飼い主は、飼い犬のふん害を防止するため、公共の場所に飼い犬を移動させるときは、飼い犬のふんを処理するための用具を携行しなければならない。

- 2 飼い主は、公共の場所において、飼い犬がふんをしたときは、当該ふんを持ち帰らなければならない。

(勧告)

第 5 条 市長は、飼い主が前条第 2 項の規定に違反していると認めるときは、当該飼い主に対し、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(命令)

第 6 条 市長は、前条の規定による勧告を受けた飼い主が正当な理由なくその勧告に従わないときは、当該飼い主に対し、その勧告に従うよう命令することができる。

(罰則)

第 7 条 前条の規定による命令に違反した者は、30,000 円以下の罰金に処する。

(委任)

第 8 条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成 17 年(2005 年)10 月 1 日から施行する。

2-38 城陽市の名木・古木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
1	コウヅキ 上津屋渡し場のエノキ	エノキ	16m	3.5m ※1	上津屋野上2-1 (北村一雄の宅地内)	木津川に橋が架かっていなかった頃、上津屋の渡し場の目印とされていた木。
2	オガミツキ 御拝茶屋八幡宮のエノキ	エノキ	20m	2.2m	平川茶屋裏44 (御拝茶屋八幡宮境内)	旧街道の要衝の地にあり、往時は京都から奈良への旅人が、石清水八幡宮をここから遙拝したとされる御拝茶屋八幡宮に生育する大木。
4	平井神社のケヤキ	ケヤキ	20m	2.2m	平川東垣外78-1 (平井神社境内)	近鉄久津川駅の玄関口に生育し、ケヤキ特有の樹姿をしており、容姿端麗な木。
5	平井神社のナラガシワ	ナラガシワ	20m	2.6m	平川東垣外78-1 (平井神社境内)	木津川上流域の森での生育は見られるが、本市街地における自然の姿の大木は珍しい。
8	大谷の千本立ちエノキ	エノキ	15m	4.7m ※2	寺田大谷123 (城陽寺田ゴルフ場南側)	11本の株立ちで、千本立ち(多行)エノキとして珍しい木。
9	コウノスヤマ 鴻ノ巣山運動公園のウメ	ウメ	3m	1.4m	寺田大川原90-7 (鴻ノ巣山運動公園レクリエーションゾーン)	城陽市の木であるウメのシンボルとして、青谷地区より鴻ノ巣山運動公園へ移植した樹齢約120年の古木。
10	コウノスヤマ 鴻ノ巣山のアカマツ	アカマツ	9m	2.0m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内林中腹)	昔の鴻ノ巣山の主体木で、付近一帯でマツタケが採取されていたアカマツ林の名残の大木。
11	ミト 水度神社境内のシイノキ群の代表木	シイノキ	19m	2.4m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内遊歩道内)	水度神社境内林のシイノキを主体とした樹林は、植生遷移の極相を顕著に呈した貴重な樹林であり、そのシイノキ群生林の代表木。
12	ミト 水度神社のダイオウショウ	ダイオウショウ	25m	2.7m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社境内林)	葉が三針葉でマツの仲間中最長である。アメリカ南部の樹種ではあるが、京都府下でもこれだけの大木は珍しい。
13	ミト 水度神社のシイノキ	シイノキ	13m	3.3m	寺田宮ノ谷29-1 (水度神社社務所前)	推定樹齢約300年以上の風格のある古木で、水度神社のシンボルの木。
15	寺田小学校のクスノキ	クスノキ	18m	3.1m	寺田北山田2 (寺田小学校校庭)	樹形も堂々として校門脇に生育しており、寺田小学校のシンボルとなっている木。
16	ミトサカ 水度坂、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	1.3m	寺田水度坂8 (中島寛の宅地内)	堂々とした樹形で、風格と気品を兼ね備えた古木。
17	ヤシヤ 夜叉ばあさんのムクノキ	ムクノキ	17m	1.9m	寺田水度坂12 (玉池前の水度神社参道北側)	樹幹にできているコブが老女の顔に似ていることから、地域の伝説にちなみ「夜叉ばあさんの木」として親しまれている。
18	ミト 水度神社参道のクスノキ	クスノキ	17m	2.6m	寺田水度坂132-1 (玉池北側)	水度参道と玉池の景観に趣を与えている、樹形も堂々とした参道の代表木。
19	キタトウザイ 北東西、田島邸のエノキ	エノキ	14m	1.9m	寺田北東西120 (田島繁雄の宅地内)	集落を北風から守る防風林として植えられたとされる、一昔前の名残の木。
20	ミズシ 水主神社のクスノキ群の代表木	クスノキ	24m	3.6m	水主宮馬場30 (水主神社境内)	水主神社の境内林は、クスノキの大木が群生しているすばらしい鎮守の森であり、その代表木。
21	ヒワノショウ 枇杷庄のクスノキ	クスノキ	18m	3.8m	枇杷庄大堀76-1 (芝谷邸の宅地内)	枇杷庄公園の緑と一体となり、地区の緑を代表する木。
23	トノハマ 富野浜のクワ	クワ	11m	1.4m	富野蛭子前103 (木津川堤外地の農地)	昔の地場産業である養蚕に利用されていた名残の木。

認定番号	樹木の名称	樹種	樹高	幹周	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
24	アラミ 荒見神社参道のクスギ	クスギ	16m	2. 2m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つであり、樹姿も伸びやかな端正な木。
25	アラミ 荒見神社参道のクスノキ	クスノキ	14m	2. 8m	富野荒見田 1-1 地先 (荒見神社参道)	荒見神社参道の緑の立役者の一つで、樹形がすばらしい木。
26	アラミ 荒見神社参道のエノキ	エノキ	12m	3. 3m ※3	富野東田部 65 地先 (荒見神社参道)	荒見神社の参道並木の面影をとどめる樹木の1つで、2本立ちであるが樹形がすばらしい木。
27	ハセガワ 長谷川河口のエノキ	エノキ	13m	4. 3m	富野内川 246 地先 (木津川堤防の長谷川河口)	木津川堤防にあって、悠然と立つ太くて風格のある大木。昔は、「六ヶ池のエノキ」と呼ばれ、田辺、井手方面から東富野への目印となっていた。
28	北清水、放示邸のヨコメガシ	ヨコメガシ	3m	60cm ※4	長池北清水 22-1 (放示邸の宅地内)	アラカシの園芸種であるが、推定樹齢約 100 年で、葉に白い模様が入っている珍しい木。
30	青谷小学校のクスノキ	クスノキ	15m	2. 9m	中樋ノ上 71 (青谷小学校校門南側)	地域の交通の拠点に生育しており、青谷地域のシンボルとなっている木。
31	賀茂神社のムクノキ	ムクノキ	20m	3. 2m	奈島久保野 110 (賀茂神社境内)	ムクノキ特有の樹形をなし、地域を代表する木。
32	奈島弁天さんのケヤキ	ケヤキ	20m	2. 7m	奈島久保野 3-1 (賀茂神社東側)	地域の緑地の代表となる樹姿がきれいな大木で、昔から弁天さんのケヤキとして祀られていた。
33	イチノベ 市辺天満神社のスギ	スギ	24m	2. 6m	市辺城下 88 (市辺天満神社本殿左前)	市内で最古のスギの大木で、樹齢約 130 年とされており、伸びやかに生育している。
34	イチノベ 市辺天満神社のモチノキ	モチノキ	15m	1. 9m	市辺城下 88 (市辺天満神社境内西側)	市辺天満神社の大木であり、モチノキとしては市内最大級。
35	ナカガイト 中垣内、富田邸のロウバイ	ロウバイ	4m	26cm ※4	市辺中垣内 2 (富田武男の宅地内)	ソシンロウバイでこれだけまとまった群生は珍しく、開花する冬季には、地元をはじめ他府県からの見学者も多い。
36	イチノベ ミナミガイト 市辺南垣内、松井邸のクロマツ	クロマツ	5m	1. 7m	市辺南垣内 107 (松井敏和の宅地内)	樹齢約 200 年とされる風格のある古木で、枝を四方に広げた樹姿はすばらしい。枝張は、最大 12m にも及ぶ。
38 ※6	カンノンドウタツミバタ 観音堂 巽畑のシブガキ	カキ	8. 5m	2. 4m	観音堂巽畑 80 (「二本松の碑」の南東約 80m 付近)	「鶴の子」という山城地域特有の品種で、柿渋を採るのに利用されるカキの大木。一面に実をつけた姿が美しい。城陽の古い暮らしを伝える木。
39 ※6	キタウザイ 北東西、奥邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	5m	2. 1m	寺田北東西 42 (奥源比古の宅地内)	推定樹齢約 200 年以上で、庭木として整った風格を持つ木。
41 ※6	ヒラカワヨコモチ 平川横道、上田邸のソメイヨシノ	サクラ	7. 5m	2. 6m ※7	平川横道 48-3 (上田将の宅地内)	満開の花が美しい、住宅地の中でひときわ目を引くサクラの古木。
42 ※8	市辺松尾のイヌザクラ	イヌザクラ	20m	1. 5m	市辺松尾 43-2 (高塚山の林道沿い・国道 307 号から徒歩約 20 分)	花は、ソメイヨシノなどと異なり、房状に咲く。葉の下部はクサビ型で、多くのサクラの卵形とは著しく異なるので「イヌ」と呼ばれている。
43 ※8	市辺中垣内、畑中邸のナツメ	ナツメ	4m	0. 9m	市辺中垣内 24 (畑中利啓の宅地内)	中国北部から平安朝時代に渡来し、その果実は薬用・食用に重宝されてきた。この木は、江戸時代に植えられた古木であるが、今も多くの実をつけ続けている。
44 ※9	南京都病院のエドヒガン	エドヒガン	12m	3.15m	中芦原 11 (南京都病院の敷地内)	2種類の合体木で根本から8本株立ちしており、うち1本はエドヒガンの園芸種のシダレザクラ(イトザクラ)で、極めて珍しいサクラである。

認定を解除した樹木

認定番号	樹木の名称	樹種	樹木の所在地 (地名等)	樹木の解説
3	アオヅカ 青塚古墳のコナラ	コナラ	平川室木 102 (青塚古墳の区域内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
6	カミオオダニ 上大谷 4 号古墳のコナラ	コナラ	久世上大谷 107-14 (上大谷古墳群 4 号墳地内)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
7	ライコウジ 来迎寺のカヤ	カヤ	久世南垣内 97 (来迎寺境内)	枯死のため平成 18 年 10 月 3 日に認定解除
14	寺田小学校のクスギ	クスギ	寺田北山田 2 (寺田小学校校庭)	枯死のため平成 15 年 7 月 18 日に認定解除
22	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	台風による倒壊・伐採のため平成 16 年 12 月 20 日に認定解除
29	アサクラ 巨椋神社のタマミズキ	タマミズキ	観音堂甲畑 1-12 (巨椋神社本殿西側山林)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
37 ※5	トノハマ 富野浜のエノキ	エノキ	富野蛭子前 81 地先 (木津川堤外地の旧堤防跡地)	枯死のため平成 27 年 2 月 19 日に認定解除
40 ※6	キタトウザイ 北東西、中島邸のゴヨウマツ	ゴヨウマツ	寺田北東西 78 (中島眞三郎の宅地内)	枯死のため平成 25 年 9 月 10 日に認定解除

樹高:地際から樹冠の最上端までの垂直高をいう。

幹周:地際から1.3mの高さの幹周りをいう。

樹高・幹周は認定時の数値。

※1:地際周の計測で3本立ち

※2:地際周の計測で11本立ち

※3:地際周の計測で2本立ち

※4:地際最大幹周の計測で4本立ち

※5:平成 17 年 2 月 10 日に新規認定

※6:平成 19 年 9 月 10 日に新規認定

※7:地際周の計測で1本立ち

※8:平成 24 年 2 月 21 日に新規認定

※9:平成 25 年 2 月 12 日に新規認定

2-39 公園の設置状況

(1) 城陽市所管

(平成27年4月1日現在)

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	城陽市総合運動公園	寺田大川原・奥山・宮ノ谷	運動公園	160,168
2	木津川河川敷運動広場	水主下外島23-1 他	近隣公園	32,730
3	桜づつみ寺田緑地	寺田北堤下の一部及び地先	都市緑地	9,975
4	桜づつみ枇杷庄緑地	枇杷庄大堀及び島ノ宮の一部及び地先	〃	3,713
5	桜づつみ富野緑地	富野内川の一部及び地先	〃	10,610
6	桜づつみ奈島緑地	奈島川原口、植田及び中島の一部及び地先	〃	17,253
7	桜づつみ水主緑地	水主大將軍の一部及び地先	〃	17,951
8	山城青谷駅前広場	市辺五島88-8 他2	〃	846
9	長池駅前広場 I	長池北裏61-7	〃	557
10	富野荘駅前広場	枇杷庄鹿背田51-30	〃	737
11	久津川駅前広場	平川東垣外78-1	〃	610
12	枇杷庄公園	枇杷庄大堀138-1 他2	街区公園	2,787
13	久津川児童公園	平川野原10 他3	〃	2,289
14	指月児童公園	平川指月63-1	〃	999
15	寺田西児童公園	寺田大林43-4	〃	1,001
16	寺田児童公園	寺田今堀25	〃	1,154
17	高田児童公園	寺田高田57	〃	1,432
18	富野児童公園	富野東田部70-5	〃	1,041
19	青谷公園	奈島久保野39-1 他2	〃	1,652
20	北山田公園	寺田北山田29-11	〃	1,000
21	城陽団地第2児童公園	久世下大谷110-23	〃	1,238
22	鍛冶塚第1児童公園	平川鍛冶塚31-80	〃	1,029
23	上大谷第1児童公園	久世上大谷113-19	〃	2,246
24	城陽団地第1児童公園	久世下大谷6-290 他1	〃	1,413
25	大谷第1公園	寺田大谷115-18 他1	〃	8,748
26	深谷第3児童公園	寺田深谷8-6	〃	1,909
27	宮ノ谷第1児童公園	寺田深谷57-4	〃	1,461
28	深谷第2児童公園	寺田深谷64-256	〃	1,055
29	深谷第1児童公園	寺田深谷7-80	〃	1,372
30	宮ノ平第1児童公園	寺田宮ノ平35-1	〃	1,766
31	宮ノ平第2児童公園	寺田宮ノ平35-83	〃	1,773
32	庭井団地第1児童公園	寺田庭井1-98	〃	1,119
33	高井第1児童公園	富野高井60-168 他1	〃	1,455
34	深谷第3幼児公園	寺田深谷7-155 他1	〃	1,116
35	尼塚第9幼児公園	寺田尼塚39-2	〃	1,050
36	青池公園	市辺北山1-1 他6	〃	1,299
37	その他184公園		〃	57,614
	合 計	220ヶ所		356,168

(2) 京都府所管

No.	名 称	所 在 地	種 別	面 積 (㎡)
1	京都府立木津川運動公園	富野北角 14-8	運動公園	109,000

合 計	465,168
-----	---------

(資料: 管理課、地域整備課)

2-40 生け垣設置費助成制度の状況

(平成27年3月現在)

年度	交付決定	
	件数	本数
S. 61年度	14	418
62年度	16	389
63年度	12	392
H. 元年度	9	210
2年度	6	149
3年度	8	167
4年度	5	126
5年度	7	202
6年度	7	138
7年度	14	331
8年度	8	157
9年度	5	110
10年度	1	17
11年度	4	105
12年度	7	142
13年度	6	131
14年度	6	167
15年度	2	77
16年度	6	151
17年度	2	50
18年度	1	12
19年度	3	60
20年度	6	157
21年度	3	123
22年度	2	77
23年度	2	65
24年度	2	36
25年度	2	79
26年度	0	0
計	166	4,238

(資料：地域整備課)

第3章 城陽市の環境政策

3-1 城陽市環境基本条例

城陽市環境基本条例

平成 13 年 12 月 27 日 条例第 25 号

目次

前文

第 1 章 総則(第 1 条—第 8 条)

第 2 章 施策の策定等に係る基本方針(第 9 条)

第 3 章 施策の総合的かつ計画的推進(第 10 条—第 12 条)

第 4 章 推進施策

第 1 節 市が講ずる施策(第 13 条—第 21 条)

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策(第 22 条・第 23 条)

第 3 節 地球環境保全のため施策(第 24 条・第 25 条)

第 5 章 推進及び調整体制等(第 26 条—第 33 条)

附則

前文

私たちのまち城陽は、京都と奈良の中間に位置し、豊かな水や自然の恵みを受け、さまざまな歴史と文化を形づくってきた。

しかしながら、昭和 40 年代からの急激な人口増加や都市化により、農地や森林の減少、河川の水質汚濁、ごみ排出量の増加、騒音、振動等の環境の悪化が進行してきた。とりわけ、東部丘陵地においては、広大な山砂利採取による市民生活への影響、採取後の土地利用が大きな課題となっている。

一方、近年のめざましい科学技術の進歩と、それに伴う社会経済活動の飛躍的な発展は、私たちを様々な労苦から解放し、物質的に豊かで便利な生活を実現させてきた。しかしながら、このような生活の背景にある大量生産、大量消費、大量廃棄を基本とした社会経済システムは、自然環境や生活環境に様々な負荷を与えるとともに、地球規模の環境にまで大きな影響を与えている。

私たちは、健康で文化的な生活を営むために、良好な環境の豊かな恵みを受ける権利を有している。そして同時に、この恵み豊かな良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を負っている。

今、私たちは、私たちの生活が環境に負荷を与えていることを自覚し、歴史的、文化的遺産を通して先人たちの生活の知恵に学びながら、自らの生活や行動を環境への負荷の少ないものに変えていき、自然と人との共生を基本とする循環型社会を築いていかなければならない。このような共通認識の下で、「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」の都市像を目指して、市、市民、市民団体及び事業者がパートナーシップにより協力・協働して良好な環境の再生、保全及び創造に努めるとともに、地球環境を視野に入れた持続的発展が可能な社会をつくり上げていくため、市民の総意として、ここに城陽市環境基本条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、良好な環境の再生、保全及び創造(以下「良好な環境の保全等」という。)のための基本理念並びに市、市民、市民団体及び事業者の協力・連携の下でそれぞれが果たすべき責務を明らかにするとともに、良好な環境の保全等に関する施策の基本的事項を定め、これらの施策を総合的かつ計画的に推進することにより現在及び将来の市民が安心・安全で快適な生活を営むことのできる良好な環境を確保することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- (2) 良好な環境 現在及び将来の市民が健康を維持し、安心・安全で快適かつ文化的な生活を営むことのできる生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)、自然環境及び歴史文化環境をいう。
- (3) 市民団体 主として市民又は事業者により組織された、公益的活動を行う団体をいう。
- (4) パートナーシップ 良好な環境の保全等のため、市、市民、市民団体及び事業者が、各々の責任と分担の下で互いに自立し、相互に支え合う関係をいう。
- (5) 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- (6) 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)、悪臭等によって、人の健康又は生活環境に係る被害が生ずることをいう。

(基本理念)

第3条 良好な環境の保全等は、現在及び将来の市民が良好な環境を引き継いでいけるよう、すべての者の参加及び環境優先の認識の下に行われなければならない。

- 2 良好な環境の保全等は、豊かな水や緑の自然環境が守り育てられるとともに、自然との触れ合いを深め、自然と人との共生を目指して行われなければならない。
- 3 良好な環境の保全等は、資源・エネルギーの循環的な利用及びその適正な管理に努めることにより、環境への負荷の少ない循環型で持続可能な社会を実現し、発展させるように行われなければならない。
- 4 良好な環境の保全等は、市、市民、市民団体及び事業者がそれぞれの役割と責務を明確に認識し、パートナーシップによって行われなければならない。

- 5 地球環境保全は、地域の環境が地球全体の環境と深く関わっていることから、地域での取組として行われるとともに、広域にわたるものについては、周辺地域、関係機関等と広域的国際的に協力・連携して取り組まなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する良好な環境の保全等についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、良好な環境の保全等に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び率先して実施しなければならない。

- 2 市は、基本理念にのっとり、環境に影響を及ぼすと認められる施策の策定及び実施に当たっては、良好な環境の保全等について配慮しなければならない。
- 3 市は、前2項に規定する施策の策定及び実施に関する必要な情報を適切に提供し、又は公開するよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、日常生活において、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。

- 2 前項に定めるもののほか、市民は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する活動(以下「環境保全活動」という。)に取り組むよう努めなければならない。

(市民団体の責務)

第6条 市民団体は、基本理念にのっとり、環境への負荷の低減及び環境保全活動に努めるものとする。

- 2 市民団体は、基本理念にのっとり、自らの環境保全活動を推進するために、市民への情報提供及び市民の参画又は学習の機会の提供に努めるものとする。

(事業者の責務)

第7条 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動を行うに当たっては、良好な環境を阻害することのないよう、自らの負担と責任において必要な措置等の対策を講ずるとともに、環境保全活動に取り組まなければならない。

- 2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように、必要な措置を講じなければならない。
- 3 前項に定めるもののほか、事業者は、基本理念にのっとり、資源・エネルギーの有効利用、廃棄物の減量等により、環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 4 事業者は、基本理念にのっとり、良好な環境に配慮した事業活動を継続的に推進するとともに、環境マネジメントシステム(環境に配慮した事業の仕組みや手順をいう。)の構築に努めなければならない。

(各主体の協働)

第8条 市、市民、市民団体及び事業者は、前4条に規定するそれぞれの責務を果たすための環境保全活動等において、パートナーシップの理念に基づき協働していかなければならない。

第2章 施策の策定等に係る基本方針

第9条 市は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に関する施策を策定し、及び実施するに当たっ

ては、次に掲げる事項を基本として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に推進するものとする。

- (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が再生、保全及び創造されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
- (2) 生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、緑地、水辺等における多様な自然環境が再生、保全及び創造されること。
- (3) 自然との豊かな触れ合いを確保するとともに、緑化が推進され、並びに地域の個性を生かした都市景観が形成され、並びに歴史文化環境が再生、保全及び創造されること。
- (4) 地球環境保全に資する環境への負荷の低減が可能となるような循環型社会を構築するため、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等を積極的に推進すること。

第3章 施策の総合的かつ計画的推進

(環境基本計画)

第10条 市長は、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、環境基本計画を定めなければならない。

2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 良好な環境の保全等に関する目標及び総合的な施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ市民、市民団体及び事業者の意見を反映することができるように、必要な措置を講じなければならない。
- 4 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ第26条に定める城陽市環境審議会の意見を聴かななければならない。
- 5 市長は、環境基本計画を定めたときは、遅滞なくこれを公表しなければならない。
- 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(実行計画等)

第11条 市長は、前条の環境基本計画を推進するため、その取組を率先して実行するための行動計画(以下「実行計画」という。)を定めなければならない。

2 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、実施するに当たっては、環境基本計画、実行計画等との整合を図るものとする。

(年次報告等)

第12条 市長は、環境基本計画、実行計画等の適正な進行管理を図るため、市域の環境の現状、良好な環境の保全等に関する施策の状況等について年次報告書を作成し、これを公表しなければならない。

2 市長は、前項の規定により公表した年次報告書に対して、市民、市民団体及び事業者の意見を聴くために必要な措置を講じなければならない。

第4章 推進施策

第1節 市が講ずる施策

(規制措置)

第13条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。

- 2 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要な規制の措置を講ずるように努めるものとする。

(経済的措置)

第14条 市は、市民、市民団体及び事業者が環境への負荷の低減を図るための施設の整備その他の良好な環境の保全等に資する措置を採ることを助長する必要があるときは、適正な助成その他の措置を講ずるように努めるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者への適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があるときは、当該措置を講ずるように努めるものとする。

(公共的施設の整備等)

第15条 市は、緩衝地帯その他の環境の保全上の支障を防止するための公共的施設の整備及び下水道、廃棄物の処理施設その他の環境の保全上の支障の防止に資する公共的施設の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、公園、緑地その他の公共的施設の整備その他の自然環境の整備を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(自然環境の保全等)

第16条 市は、生物の多様性の確保が図られるとともに、多様な自然環境が再生、保全及び創造されるように、必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(資源の循環的な利用等の促進)

第17条 市は、環境への負荷の低減を図るため、市民、市民団体及び事業者による資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、市の施設の建設及び維持管理その他の事業の実施に当たっては、資源・エネルギーの循環的な利用、廃棄物の発生の抑制等に努めるものとする。

(東部丘陵地の環境への配慮)

第18条 市は、市域の東部に位置する丘陵地において、土地の形状の変更、工作物の新設その他これらに類する事業を行う事業者に対し、良好な環境の保全等に向けた必要な措置を講ずるものとする。

(環境影響評価)

第19条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、その事業の実施に当たりあらかじめ環境への影響について自ら適正に調査、予測及び評価を行い、その結果に基づき、良好な環境の保全等について適正に配慮することができるように、必要な措置を講ずるものとする。

(事業者との協定)

第20条 市長は、事業活動に伴う環境への負荷の低減を図るため特に必要があるときは、事業者との間

で環境への負荷の低減に関する協定を締結することができる。

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用促進)

第 21 条 市は、環境への負荷の低減に資する製品等の積極的な利用に努めるとともに、市民、市民団体及び事業者による当該製品等の利用が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 2 節 市民等による環境保全活動を促進する施策

(環境学習及び環境教育の推進)

第 22 条 市は、市民、市民団体及び事業者が良好な環境の保全等についての理解を深めることにより、環境に配慮した生活及び行動が促進されるように、環境に関する学習及び教育を推進するものとする。

(市民等の自発的な活動の促進)

第 23 条 市は、市民、市民団体及び事業者による良好な環境の保全等に関する自発的な活動が促進されるように、必要な措置を講ずるものとする。

第 3 節 地球環境保全のための施策

(地球温暖化の防止等に関する施策の推進)

第 24 条 市は、地球環境保全に資するため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を積極的に推進するものとする。

(地球環境保全に関する国際協力等の推進)

第 25 条 市は、地球環境保全に資するため、国際機関、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、地球環境保全に関する国際協力等の推進に努めるものとする。

第 5 章 推進及び調整体制等

(環境審議会)

第 26 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項及び環境基本法(平成 5 年法律第 91 号)第 44 条の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項の調査審議を行う。

(1) 環境基本計画に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、良好な環境の保全等に関する基本的事項

3 審議会は、良好な環境の保全等に関する基本的事項に関し、市長に意見を述べることができる。

4 審議会は、委員 10 人以内で組織する。

5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民団体の代表者

(2) 学識経験を有する者

(3) 関係行政機関の職員

(4) その他市長が必要と認める者

6 委員の任期は、2 年とし、再任を妨げない。

7 委員に欠員が生じたときは、補欠の委員を置くことができる。この場合における委員の任期は、前任者

の残任期間とする。

8 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(市民等の施策への参加)

第 27 条 市は、市、市民、市民団体及び事業者が地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に関して、パートナーシップによりその施策等を推進するため、必要な措置を講ずるものとする。

(施策の推進体制の整備)

第 28 条 市は、良好な環境の保全等に関する施策の調整を図るとともに、その施策を積極的に推進するための体制を整備するものとする。

(調査及び研究の実施)

第 29 条 市は、環境の状況の把握、環境の変化の予測又は環境の変化による影響の予測に関する調査その他の良好な環境の保全等に関する施策の策定等に必要な調査及び研究に努めるものとする。

(監視等の体制の整備)

第 30 条 市は、環境の状況を的確に把握し、良好な環境の保全等に関する施策を実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制の整備に努めるものとする。

(国及び他の地方公共団体との協力)

第 31 条 市は、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、良好な環境の保全等のために広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体と協力して、その推進に努めるものとする。

(一時滞在者等の協力)

第 32 条 本市に一時滞在等する者は、基本理念にのっとり、良好な環境の保全等に努めるとともに、市が行う良好な環境の保全等に関する施策並びに市民、市民団体及び事業者が行う環境保全活動に協力するものとする。

(その他)

第 33 条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 14 年(2002 年)4 月1 日から施行する。

3-2 環境基本条例制定の経過と城陽市環境市民懇話会の活動経過

年度	月	発足～条例施行まで	市民懇話会(カッコ内は開催回)
12	5	・環境基本条例等策定推進本部・検討委員会設置	
	9	・発足	・委嘱書交付 (第1回) 市、市民、市民団体、事業者のパートナーシップにより、地球環境を保全しつつ、持続可能な地域社会の実現を推進する組織として発足 委員は公募により選ばれた市民(9人)、市内事業者(6人)、学識経験者(1人)、その他の団体(4人)から構成(合計20人)
	10～3	・提言書提出まで懇話会15回、ワーキング5回開催	・条例に盛り込む内容について検討 ・条例への提言書作成 (第2回～第15回)
13	4	・懇話会から、「城陽市環境基本条例に関する提言書」提出 提出後内部協議15回、外部協議13回実施	・城陽市環境基本条例に関する提言書提出(4月) ・城陽市環境基本条例案の検討 (第16回～第21回) ・城陽市環境基本計画の検討スケジュール等について意見交換 (第22回～第35回)
	11	・議会全員協議会開催 ・法令審査	・第1回環境フォーラムを開催(3月30日)
	12	・環境基本条例(案)議会提出 26日可決、27日公布	
14	4	・環境基本条例施行	・計画の枠組み、施策の体系について検討 (第36回～第37回)
	5		・テーマ別環境ビジョン、基本目標の検討 (第38回)
	6～7		・目標達成のための取り組みについて検討 ・中間案の検討 (第39回～第42回)
	8～9		・市民意見の募集方法について検討 ・環境井戸端会議について検討・準備 (第43回～第46回)
	10		・環境井戸端会議の開催 【テーマ】 1.城陽市環境基本計画の検討経緯と中間案について 2.今日の環境問題、城陽市と各地域の環境について 3.各地域の環境を考えるワークショップ (第47回)
	11		・環境目標、地域別環境配慮指針について検討 ・計画案のまとめ (第48回～第49回)
	12～		・計画の推進体制について (第50回～第55回) ・環境パートナーシップ会議について (至15年2月)
	3		・第2回環境フォーラムを開催(3月29日) (第56回～第57回)
15	9		「城陽市環境基本計画」の推進や良好な環境の保全等に関し、協力・協働して取り組むため環境市民懇話会の呼びかけにより、9月1日に城陽環境パートナーシップ会議設立発起人会を発足 ・9月6日任期満了

3-3 環境基本計画の策定経過

年度	月	内容
14	9	・環境基本計画(中間案)作成 ・議会報告・市民意見募集
	10	・環境井戸端会議開催 ・環境審議会設置
	12	・環境基本計画(案)作成 ・環境審議会諮問
15	2	・環境審議会答申
	3	・環境基本計画策定 ・環境基本計画議会報告
20	4～	・環境基本計画見直し検討(17回) (至21年3月)
21	5	・環境審議会報告
	6	・議会報告 ・環境基本計画一部改正
25	6～	・環境基本計画見直し検討(11回) (至26年1月)
26	2	・環境審議会報告 ・議会報告 ・環境基本計画一部改正

緑と太陽、やすらぎのまち・城陽

～自然とともに みんなでつくる未来の城陽～

基本理念

- 全員参加と環境優先の認識
- 自然と人との共生
- 循環型で持続可能な社会
- パートナーシップ
- 地球環境保全

環境ビジョン

基本目標

目標達成のための取り組み

＜生活＞
安心・安全で健康に暮らせるまち

1. 水に親しめる清らかな河川を守り、再生します
2. 良好な生活環境を守ります
3. 安心して暮らせる環境を守ります

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 1. 清らかな河川の再生・保全 (1) 河川水質の改善 (2) 水質の管理 (3) 水質改善に関する啓発 | <ol style="list-style-type: none"> 2. 良好な生活環境の保全 (1) 大気汚染の防止 (2) 悪臭発生の防止 (3) 土壌汚染の防止 (4) 騒音・振動対策の推進 (5) 有害化学物質の適正管理 |
| <ol style="list-style-type: none"> 3. 安心して暮らせる環境の確保 (1) 防災体制の整備 (2) 健康・安全の推進 | |

＜自然＞
多様な生き物が暮らす豊かな自然を守り育てるまち

4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境を守り育てます
5. 河川・地下水に恵まれた豊かな水環境を守り育てます
6. 自然と調和した農業、田園環境を守り育てます
7. 山砂利採取跡地を含む東部丘陵地の自然環境を守り、再生します

- | | |
|---|--|
| <ol style="list-style-type: none"> 4. 多様な動植物が生息・生育できる自然環境の再生・保全・創造 (1) 多様な動植物の生息・生育環境や生態系の保全・創造 (2) 身近な自然環境の再生・保全 (3) 動植物の保全に関する意識の高揚 | <ol style="list-style-type: none"> 5. 豊かな水環境の保全・創造 (1) 美しい水辺環境の保全と再生 (2) 豊かな地下水の保全 |
| <ol style="list-style-type: none"> 6. 自然と調和した農業、田園環境の保全・創造 (1) 地元産農産物の消費促進と農地の有効活用 (2) 低農薬、無農薬、有機栽培等の振興 | <ol style="list-style-type: none"> 7. 東部丘陵地の自然環境の再生・保全 (1) 東部丘陵地の豊かな自然環境の再生・保全 (2) 山砂利採取地区の制限 (3) 山砂利採取跡地の修復 |

＜快適＞
城陽らしい景観・街並みと安らぎのあるまち

8. 車いす、歩行者、自転車、公共交通を優先した、人と環境にやさしい交通体系をつくります
9. 身近に自然を感じられる憩いのまちをつくります
10. 歴史や文化を受け継ぎ、新しい文化へとつなげていきます
11. 城陽らしい、統一感のある景観・街並みをつくります

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 8. 人と環境にやさしい交通体系の創造 (1) 自動車の利用を最小限にできるような交通体系の構築 (2) 安心して歩けるまちづくりの推進 (3) バリアフリーのまちづくりの推進 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 9. 自然を感じる憩いのまちの創造 (1) 緑豊かなオープンスペースの確保 (2) 身近に自然を感じられる緑の確保 | <ol style="list-style-type: none"> 10. 歴史や文化の継承と新しい文化の創造 (1) 歴史文化遺産の調査・研究 (2) 歴史文化遺産の保存と活用 (3) 新しい文化の創造 |
| <ol style="list-style-type: none"> 11. 城陽らしい景観・街並みの創造 (1) 地域の個性を生かした景観の保全と創造 (2) 環境美化の推進 | |

＜循環＞
循環型社会を形成するとともに負の遺産を解消し、新しい環境財産をつくり出すまち

12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくりを推進し、ゼロエミッションを目指します
13. 省エネルギーを推進するとともに、再生可能エネルギーを積極的に活用します
14. 水の循環システムを確立するとともに、有効利用を推進します

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 12. 3R(リデュース、リユース、リサイクル)のシステムづくり (1) ごみの発生抑制 (2) 不用品の再利用促進や廃棄物のリサイクル体制の確立 (3) 環境にやさしいごみ処理の推進 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 13. 省エネルギーの推進と再生可能エネルギーの活用 (1) 省エネルギーの推進 (2) 環境にやさしいエネルギーの利用 | <ol style="list-style-type: none"> 14. 水の循環システムの確立と有効利用 (1) 健全な水循環の確保 (2) 水資源の適正利用 |

＜参加＞
全ての人々が参加し、パートナーシップで行動するまち

15. 全ての人々が当事者の意識をもち、環境を良くするためにパートナーシップで取り組みます
16. 環境配慮活動を進んで行えるような、社会の仕組みづくりに取り組みます
17. 環境学習・環境教育の参加機会を広げ、環境にやさしい人をはぐくみます

- | | |
|---|---|
| <ol style="list-style-type: none"> 15. 全員参加とパートナーシップの仕組みづくり (1) 環境情報の共有 (2) 全ての人々が環境保全活動に参加できる仕組みづくりの推進 (3) 人と人とのふれあいのあるコミュニティづくりの推進 (4) 環境ボランティアの養成 | |
| <ol style="list-style-type: none"> 16. 環境に配慮できる社会の仕組みづくり (1) 環境影響評価の実施 (2) 環境に配慮した社会経済活動の推進 | <ol style="list-style-type: none"> 17. 環境学習・環境教育の推進 (1) 環境学習・環境教育の推進 (2) 城陽らしさを生かした環境教育の推進 |

＜地球環境＞
地球環境を考えて地域で行動するまち

18. 私たちの行動が地球環境に影響を与えていることを認識し、身近な地域で行動を起こします

18. 身近な地域から始める地球環境の保全
- (1) 地球温暖化の防止
- (2) 地球規模での森林資源の保全、オゾン層の保護、酸性雨の防止
- (3) 地球環境保全に関する学習・啓発活動

3-5 城陽環境パートナーシップ会議規約

城陽環境パートナーシップ会議規約

(名称)

第1条 この会は、城陽環境パートナーシップ会議(以下「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第27条に基づき、市、市民、市民団体及び事業者のパートナーシップにより、地域の良好な環境の保全等及び地球環境保全に向けて取り組むことを目的とする。

(活動)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる活動を行う。

- (1) 城陽市環境基本計画に定める目標の実現に向けた行動計画の立案
- (2) 前号の行動計画に基づく率先行動の実施
- (3) 環境に関する情報提供及び情報交換
- (4) その他前条の目的を達成するために必要な活動

(組織)

第4条 本会は、第2条の目的に賛同する個人会員、団体会員及び賛助会員をもって組織する。

(役員)

第5条 本会に、次に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名
- (3) 監事 1名
- (4) 運営委員 30名以内

(役員を選出)

第6条 会長及び監事は、会員の中から総会において選出する。

2 副会長及び運営委員は、会長が会員の中から指名し、総会の承認を得る。

(役員の任期)

第7条 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じたときは、補欠役員を置くことができる。この場合における役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

3 監事は、本会の経理について監査する。

4 運営委員は、運営委員会を構成する。

(会議)

第9条 本会の会議は、総会及び運営委員会とする。

2 総会は年1回開催し、運営委員会は必要に応じて開催する。

3 総会及び運営委員会は、会長が招集し、会長がその議長となる。

4 総会は、役員選出、活動発表及び啓発等を行い、運営委員会は、第3条に定める活動の方針

を決定し、予算の執行及び管理を行う。

5 総会の議事は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(部会)

第10条 第3条に定める活動を実施するため、本会に部会を設置することができる。

2 部会の運営に関し必要な事項は、運営委員会において定める。

(会費)

第11条 賛助会員は、1口年額20,000円の会費を負担する。

(経費)

第12条 本会の経費は、会費、寄付金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事務局)

第13条 本会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局は、当分の間、城陽市役所内に置く。

(その他)

第14条 この規約に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が運営委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成15年(2003年)10月25日から施行する。

(経過措置)

2 発足時の役員には、本会の設立発起人をもって充てる。

3-6 城陽市環境政策推進本部設置規則

平成 14 年 3 月 29 日

規則第 21 号

(設置)

第1条 城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号。以下「条例」という。)第28条の規定に基づき、良好な環境の保全等に関する施策の調整等を図り、その施策を総合的かつ計画的に推進するため、城陽市環境政策推進本部(以下「推進本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務について所掌する。

- (1) 城陽市環境基本計画の策定及び推進に関すること。
- (2) 本市の実行計画等の策定及び推進に関すること。
- (3) 地球温暖化対策に係る計画の策定及び推進に関すること。
- (4) 城陽市環境審議会に係る諮問案件の確定及び答申の取扱いに関すること。
- (5) ISO14001の認証取得に関すること。
- (6) 本市の環境マネジメントシステムの構築及び継続的改善に関すること。
- (7) その他条例に基づく施策の推進等に関すること。

(組織等)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長を、副本部長は副市長を、本部員は教育長、公営企業管理者、参与、理事、部長及び部長相当職の者をもって充てる。
- 3 推進本部は、本部長が招集し、本部長が議長となる。
- 4 副本部長は、本部長を補佐し本部長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進委員会)

第4条 第2条に規定する事務の調整、進行管理等を行うため、推進本部に環境政策推進委員会(以下「推進委員会」という。)を置く。

- 2 推進委員会は、本部長が指名する職員25名以内をもって組織する。
- 3 推進委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は環境政策担当課長(環境政策担当次長を置く場合にあつては、当該次長)をもって充て、副委員長は委員長の指名による。
- 4 推進委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となる。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(環境政策推進チーム)

第5条 第2条に規定する事務の企画、率先実行等を行うため、推進委員会に環境政策推進チームを置く。

- 2 環境政策推進チームは、本部長が指名する職員45名以内をもって組織する。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務については、環境主管課において処理する。

(その他)

第7条 この規則に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成14年(2002年)4月1日から施行する。

附 則(平成16年(2004年)4月1日規則第12号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成19年(2007年)3月30日規則第14号)

この規則は、平成19年(2007年)4月1日から施行する。

附 則(平成21年(2009年)4月30日規則第24号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-7 城陽市環境審議会規則

平成14年8月30日

規則第36号

(趣旨)

第1条 この規則は、城陽市環境基本条例(平成13年城陽市条例第25号)第26条第8項の規定に基づき、城陽市環境審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長1名を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会の会議は、過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見等の聴取)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を審議会に出席させて説明を求め、又は意見を述べさせることができる。

(庶務)

第5条 審議会の庶務は、環境主管課において処理する。

(その他)

第6条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年(2006年)5月1日規則第23号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成18年(2006年)7月1日から施行する。

附 則(平成23年(2011年)3月31日規則第7号抄)

(施行期日)

1 この規則は、平成23年(2011年)4月1日から施行する。

3-8 環境審議会の開催状況

年	月	審議会	内容
14	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市環境政策の説明
	11	第2回城陽市環境審議会	市内視察
	12	環境基本計画(案)諮問	
15	1	第3回城陽市環境審議会	環境基本計画(案)の審議
		第4回城陽市環境審議会	
	2	第5回城陽市環境審議会 環境基本計画(案)答申	環境基本計画(案)の審議
	4	第1回城陽市環境審議会	市環境政策の年間予定及び新体制
16	1	第2回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成15年度版)の報告
17	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成16年度版)の報告
18	1	第1回城陽市環境審議会	城陽市環境報告書(平成17年度版)の報告
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、市の概要と環境政策の説明
19	7	第1回城陽市環境審議会	「平成18年度の大気・水質・地下水測定結果と環境基本計画の進捗について」
20	3	第2回城陽市環境審議会	「環境基本計画の進捗状況等について」 「地球温暖化対策地域推進計画の取り組みについて」 「第2期城陽市エコプランについて」
	10	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成19年度の大気・水質・地下水測定結果」 「平成19年度城陽市エコプラン実施結果」 「第1期エコプラン実績」 「環境基本計画の進捗について」
21	3	第2回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画(素案)について」
	5	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画について」 「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
22	4	第1回城陽市環境審議会	「城陽市地球温暖化対策地域推進計画進捗状況報告について」 「平成21年度環境政策の実施報告について」
	11	第2回城陽市環境審議会	委嘱、「城陽市の環境政策について」
24	2	第1回城陽市環境審議会	「独自環境マネジメントシステムへの移行について」 「平成22年度城陽市環境測定結果について」 「第2期城陽市エコプラン平成22年度実績について」 「平成23年度節電取り組みについて」
	12	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成23年度城陽市環境測定結果について」
25	2	第2回城陽市環境審議会	「第3期城陽市エコプラン(案)について」 「城陽市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)(案)について」

	11	第1回城陽市環境審議会	「平成24年度城陽市環境測定結果について」 「平成24年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について」 「城陽市環境基本計画の見直しについて」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
26	2	第2回城陽市環境審議会	「城陽市環境基本計画の数値目標等の見直しについて」
	11	第1回城陽市環境審議会	委嘱、「平成25年度城陽市環境測定結果について」 「平成25年度城陽市環境マネジメントシステム（J-EMS）実施結果の報告について」 「第2次城陽市環境基本計画について」 「城陽環境パートナーシップ会議事業報告について」
27	2	第2回城陽市環境審議会	「第2次環境基本計画の策定にあたって」 「城南衛生管理組合（奥山埋立処分地の排水処理及びクリーン21長谷山のばいじん処理物）に関する事案について（報告）」

3-9 城陽市環境方針

環 境 方 針

1. 基本理念

城陽市は、先人からの歴史的、文化的遺産と豊かな自然を守り、これらを将来の次世代に引き継いでいくため、城陽市環境基本条例に基づき環境行政を総合的、計画的に推進します。

「環境にやさしいまちづくり」を目標とし、人と自然との共生や環境に対する負荷の抑制など、全ての人が協力・協働して環境にやさしい取り組みを推進し、市民が良好な環境のなかで快適な生活を送ることができる社会を形成し、第3次城陽市総合計画の都市像である「緑と太陽、やすらぎのまち・城陽」を目指します。

2. 基本方針

城陽市は、J-EMS（城陽市環境マネジメントシステム）の運用により、環境に関わる業務の効率化を図り、継続的に環境の保全・改善に取り組んでいきます。

さらに、このシステムにより職員一人ひとりが環境に対する意識を高め、工夫を凝らし、行政サービスの向上に努めていきます。

(1) 環境の保全・改善に関する取り組みを推進します。

① 「地球環境の保全」

城陽市エコプランに取り組み、市の事務事業に伴う温室効果ガスの発生を抑制し、削減します。

省エネルギー活動を推進します。

② 「3Rの推進」

資源ごみの分別を徹底し、市の事務事業に伴うごみの発生を抑制するとともに、3Rを推進します。

③ 「生活、自然環境の保全」

自然との豊かな触れ合いを確保し、自然環境を守り育てます。

環境測定の実施により、実態を把握し、予防に取り組めます。

ごみのないきれいなまちづくりを推進します。

④ 「協働による環境保全」

環境負荷低減に関する情報を市民に提供します。

協働による環境保全活動を推進します。

(2) 環境目的及び目標を定め、定期的に見直します。

(3) 環境に関する法的要求事項等を順守し、環境汚染の予防に積極的に取り組みます。

(4) 環境の保全・改善に関する職員研修を実施します。

平成25年(2013年)9月25日

城陽市長

奥田 敏晴

3-10 城陽市 ISO 認証取得助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、国際標準化機構（以下「ISO」という。）の国際規格 ISO 14000シリーズ及びISO 9000シリーズの認証を新規に取得した中小企業者に対し、当該認証取得に要した経費の一部について、城陽市補助金等の交付に関する規則（昭和58年城陽市規則第18号）及びこの要綱に定めるところにより、城陽市 ISO 認証取得助成金を交付し、もって市内に事業所を有する中小企業者の環境問題に配慮した企業活動を促進する体制の整備に資するとともに、中小企業者の企業競争力や信頼を高めることを通し産業振興を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう
- (2) 事業所 物の生産、販売又はサービスの提供等の事業を行うために設けられた施設をいう
- (3) 認定機関 審査登録機関を認定するために置かれた機関のことをいう
- (4) 審査登録機関 審査登録を希望する中小企業者が構築している品質マネジメントシステムや環境マネジメントシステムが、ISOの国際規格 ISO 14000シリーズ及び9000シリーズの要求事項に適合しているかを審査する機関で、認定機関から認定されているものをいう
- (5) ISO 14000シリーズ ISOが定めた環境管理に関する国際規格をいう
- (6) ISO 9000シリーズ ISOが定めた品質管理に関する国際規格をいう
- (7) 認証取得事業 ISO 14000シリーズ及びISO 9000シリーズの認証取得を目的に審査登録機関と契約又は認証取得に係る講習会等に参加して取組む一連の事業

(助成事業等)

第3条 助成の対象となる中小企業者は、認証取得事業に取組み、ISO規格の認証取得をした中小企業者で、次の各号に掲げる項目のすべてに該当するものとする。ただし、助成事業者が助成金の交付を受けられるのは、ISO 14000シリーズ及びISO 9000シリーズの認証取得の各1回限りとし、認証取得した日の属する年度が同一の場合は、いずれか一方のみを助成の対象とする。

- (1) 市内に事業所を有する者
- (2) 市税を完納している者

2 助成対象事業は、次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 環境マネジメントシステムに関する国際規格 ISO 14000シリーズ認証取得事業

(2) 品質マネジメントシステムに関する国際規格 I S O 9 0 0 0 シリーズ認証取得事業

3 助成対象経費は、認証取得事業の期間内で、助成事業に係る経費のうち、次の各号に掲げる経費とする。

(1) 審査登録機関に支払う審査登録に係る申請料、文書審査料、予備審査料、本審査料、登録料並びに審査員の交通費及び宿泊費（ただし、登録後に必要とする費用を除く）

(2) コンサルタント（審査員評価登録機関の登録を受けている審査員又は審査員補の有資格者に限る）に支払う I S O 規格の認証取得に関する相談及び診断に係る経費（交通費及び宿泊費を含む）

4 市外に立地する事業所と同時に認証取得した場合の前項に規定する助成対象経費については、市内事業所に係る経費のみを助成対象経費とし、市内と市外の事業所に経費を区分しがたい場合は、それぞれの従業員数による按分の方法で市内事業所に係る経費を算出し、当該経費を助成対象経費とする。

（助成金の助成率及び交付額）

第4条 助成金の額は、1企業、各事業について助成対象経費の3分の1に相当する額とし、1,000,000円を限度とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 国、府その他の団体から認証取得するために助成金等の交付を受ける場合は、その額を本市が交付する助成金から控除するものとする。

（助成金の交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、城陽市 I S O 認証取得助成金交付申請書（別記様式第1号）。以下「交付申請書」という。）を I S O 規格の認証取得した日の属する年度内に市長に提出しなければならない。ただし、市長がやむを得ない事情があると認めるときは、市長が定める期日までに提出することができる。

2 交付申請書は、次に掲げる内容を記載した書類を添付しなければならない。

(1) I S O 認証取得取組報告書

(2) 企業概要

(3) 認証取得した事業所の概要

(4) 認証取得事業支出額報告書

(5) 認証取得事業支出額報告書に記載された経費の支払等を証する書類

(6) I S O 規格の認証取得を証する書類

(7) 市税を完納していることを証する書類

(8) その他市長が必要と認める書類

（助成金の交付決定等）

第6条 市長は、前条の交付申請により当該助成事業が適正に実施されたと認めるときは、助成金の交付決定を行い、城陽市 I S O 認証取得助成金交付決定通知書（別記様式第2号）を交付する。

2 前項の決定通知を受けた助成事業者は、城陽市 I S O 認証取得助成金交付請求書（別記様式第3号）に交付決定通知書の写しを添えて、速やかに助成金の交付請求

をしなければならない。

3 第1項において、助成金の不交付を決定したときは、助成金交付不交付決定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

（交付決定の取消し）

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

（1） 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき、又は受けようとしたとき

（2） 助成金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき

（3） その他この要綱に違反したとき

2 前項により交付決定を取り消した場合において、既に助成金の交付がされているときは期間を定めて返還させることができる。

（委任）

第8条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付について必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年（2004年）4月1日以後の認証取得について適用する。

§ 用語の説明 (50音順)

(ア 行)

アスベスト …… 石綿のことで、天然の繊維性鉱物(けい酸塩)。石綿には白石綿、青石綿、茶石綿がある。石綿は、熱、摩擦、酸・アルカリに強く軽量で安価という特徴を持っているが、直径数十ミクロン(花粉の小さいサイズ)という小さな形状で飛散しやすく有害。現在は一部の適用除外を除き、一切の製造・使用・譲渡・提供が禁止されている。

アルキル水銀 …… メチル水銀などの有機水銀で水俣病の原因とされており、アルキル水銀を含む魚介類を長期に摂取すると、慢性中毒となり知覚、聴力、言語障害、視野の狭さく、手足のまひなどの中枢神経障害などを起こして死亡する場合もある。環境基準は「検出されないこと」と定めている。

ISO14001……ISOとはスイスのジュネーブに本部を置く「国際標準化機構」(1947年設立)のことで、これまでフィルムの感度、ネジなどの国際的な標準化を図っている。その中で『環境に関する規格』を14000番台の規格番号としている。このうち、14001が環境マネジメントシステム(EMS)の規格。

一酸化炭素(CO) …… 炭素やその化合物を含むものを燃焼すると二酸化炭素が発生するが、不十分な酸素供給のもとで不完全燃焼が起きると生じる。タバコの煙にも多量に含まれており、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素の供給を阻害する。

SPM(浮遊粒子状物質) …… 大気中に液体や固体又はこれらの混合物として浮遊している0.005～10ミクロン程度の粒子状物質のこと。呼吸器疾患の原因といわれる。

SS(浮遊物質) …… 水中に浮遊している微細な固形物の量。

オキシダント …… 光化学反応によって生成するオゾン、アルデヒド、有機ナイトレート、PANなどの酸化性物質の総称。人体や植物に対する光化学大気汚染被害の主原因物質。

オゾン層 …… 地球をとりまくオゾン層は、太陽光線に含まれる紫外線のうち有害なもの(UV-B)の大部分を吸収し、私たち生物を守っている。このオゾン層がフロン(クロロフィルカーボン・CFCなど)の物質により破壊され、地上に到達する有害紫外線の量が増加し、人の健康や生態系に悪影響が出るおそれがある。オゾンは、地上10～50km上空の成層圏に、その90%が集まっており、これを「オゾン層」という。

汚濁負荷量 …… 大気や水などの環境に排出される硫黄酸化物、BOD等の汚濁物質の量、一

定期間における汚濁物質の濃度とこれに含まれる排出ガス量や排出量等の積で表される。

温室効果ガス・・・大気中に存在する気体で、地表面から放射された赤外線を吸収する働きがあるが、その熱の一部を地表面に再び放射し、地表面を温める効果があることから、温室効果ガスという。温室効果ガスには様々なものがあるが二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄の6つの物質が代表的。

(カ 行)

合併処理浄化槽・・・浄化槽の一種、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽というが、合併処理浄化槽はし尿とその他家庭から出る生活雑排水を一緒に処理するため環境に与える負荷ははるかに少ない。京都府下では平成7年10月以降新設の浄化槽は全て合併処理浄化槽と定められた。

カドミウム(Cd)・・・イタイイタイ病の原因とされており、大量のカドミウムが長期間にわたって体内に入ると、慢性中毒となり、腎尿細管の再吸収機能が障害され、カルシウムが失われて骨軟化症を起こす。

環境影響評価(環境アセスメント)・・・高速道路などの大規模な開発行為の実施に先立ち、計画段階から開発が大気、水、生態系等の環境に与える影響を予測し、評価し、予防策や代替案を比較、検討すること。調査や評価に地域住民の意見を十分反映させることが重要とされている。

環境家計簿・・・家庭で電気、ガス、水などの節約がどの程度地球にやさしいのかを、換算した二酸化炭素量という目に見える形でチェックし、継続して実践していくもの。地球温暖化の最大の原因とされる二酸化炭素排出量を減らすことは、電気、ガス、水道などの使用量を減らすことから、家計の節約にもつながる。

環境基準・・・大気の汚染、水質の汚濁、土壌の汚染及び騒音に係る環境上の条件について、それぞれの人の健康を保護し及び生活環境を保全するうえで維持される事が望ましい基準とされており、行政上の目標であり、また、汚染の未然防止の指針となるもの。

環境負荷・・・人間の活動により、環境に加えられる影響のうち、環境保全を阻害する原因となる恐れのあるもの。工場・事業場からの排水、排出ガスや生活排水、ごみ、自動車排ガスなど直接影響するものだけでなく、間接的に支障を生ずる可能性のあるものも含む。

環境方針・・・環境管理総括者である市長が決定する、城陽市の環境活動に関する声明とも言えるもの。

環境マネジメントシステム(EMS)・・・組織(市役所)が行う業務等によって起こる環境に及ぼす悪影響を最小にするため、組織(市)自らが環境に関し継続的な改善を自主的に行い、環境の保全を図る仕組みのこと。

京都議定書・・・京都議定書とは1997年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)で採択された温室効果ガス排出量の削減を約束した国際条約のこと。2008年から2012年の第I約束期間に先進国全体では1990年比で5%、日本では6%の温室効果ガスの削減をおこなうこととしている。平成17年(2005年)2月にこの京都議定書が発効し、数値約束を守る義務が生じた。

グリーン購入・・・商品やサービスを購入するときに、まず購入の必要性を考え、環境への負荷ができるだけ小さいものを選んで購入すること。誰でも身近に取り組める地球間保全の取り組みである。

クロム(Cr)・・・クロムは耐食性、耐熱性に富み、メッキやステンレスの原料として用いられる重金属。クロムの化合物には青紫色の「3価クロム」化合物と黄赤色を呈する「6価クロム」化合物とがある。6価クロムは毒性が強く、3価クロムは毒性が少ないとされる。

公害・・・事業活動、その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気汚染、水質汚濁、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下及び悪臭によって人の健康または生活環境に係る被害が生ずること。

光化学スモッグ・・・工場、事業場や自動車などから排出される炭化水素や窒素酸化物などが紫外線の影響で化学反応を起こし、より毒性の高いオゾンやPAN(パーオキシアセチルナイトレート)を生じる現象といわれる。

コンポスト・・・一般家庭から出る生ゴミを堆肥にするための容器のこと。コンポスト容器で作られた、たい肥は、家庭菜園等の土壌改良剤として活用できる。

(サ行)

酸性雨・・・大気中に排出された硫黄酸化物、窒素酸化物など空気中の水分あるいは雨と作用し、雨水が酸性化されたもので、通常pH5.6より低い場合をいう。欧米では、森林被害や建物の崩壊被害が出ている。

シアン(CN)・・・青酸カリで知られる有害な物質で、シアン化合物が作用すると組織的窒息を起こして死亡する。通常は数秒ないし数分で中毒症状が現れ、頭痛、めまい、けいれんなどを起こして死亡し、少量摂取の場合は、耳なり、おう吐などをおこす。

COD(化学的酸素要求量) …… 水中の有機物を酸化剤で化学的に分解した際に消費される酸素の量で、湖沼、海域の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど有機物による汚濁が大きいといえる。

3R ……リデュース(ごみの発生抑制)・リユース(使用済製品の再利用)・リサイクル(原材料として再資源化)のこと。これまでは、リデュース、リユースよりもリサイクルに重点が置かれていたが、環境への負荷を低減する目的からは、リデュースを第1に置いて、次にリユース、最後にリサイクルという順序を習慣づける必要がある。

ゼロエミッション……製造工程等から排出される廃棄物を別の産業の再生原料として利用するなどして、全体での「廃棄物ゼロ」を目指す生産システムのこと。

総水銀(T-Hg) …… 有機、無機、金属など水銀全体の化合物のこと。

(タ行)

ダイオキシン類 …… ポリ塩化ジベンゾーパラジオキシン(PCDD)及びポリ塩化ジベンゾフラン(PCDF)にコプラナーポリ塩化ビフェニル(コプラナーPCB)を含めてダイオキシン類といい、ものの焼却過程で自然に生成する物質で塩素の数や付く位置によって220種類の異性体がある。ダイオキシン類の毒性は、一般毒性、発がん性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌 …… 大腸菌の存在は、し尿の流入等を示すものであり、これが多ければ、赤痢菌、チフス菌などの病原菌が存在する可能性がある。また大腸菌が多いということは快適な生活環境とはいえないことから水質汚濁の指標とされている。

地球温暖化 …… 大気中の温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、フロン等)の濃度が人間活動によって上昇し、温室効果が高まり、地球の気温が上がる現象のこと。IPCC(気候変動に関する政府間パネル)によると、このまま推移すれば、21世紀末までに全地球平均気温が約2℃上昇し、これに伴い海面が約50cm(最大1m)上昇すると予測され、異常気象の発生、農業生産や生態系への影響等が懸念されている。

窒素酸化物(NO_x) …… 一酸化窒素(NO)と二酸化窒素(NO_2)の総称。主な発生源は自動車排出ガス、ボイラー等である。

中央値 …… 全測定値を大小順に並べたとき、全個数の50%目に相当する値が中央値であり、L50と表す。

DO(溶存酸素) …… 水に溶けている酸素の量を示す。酸素の溶解量を左右するのは、水温、気圧、塩分など。汚染度の高い水中では消費される酸素の量が多いので、溶存する酸素量は少

なくなる。きれいな水ほど酸素は多く含まれる。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠なものである。

dB(デシベル) …… 騒音・振動の測定における単位。

等価騒音レベル(LAeq又はLeq) …… 騒音レベルが時間と共に変化する場合、測定時間内でこれと等しい平均2乗音圧を与える連続定常音の騒音レベルをいう。

トリクロロエチレン・テトラクロロエチレン …… 主に金属・機械部品などの脱脂洗浄剤やドライクリーニング用の洗浄剤として使われている有機塩素化合物。また、これらの2物質については、水環境の汚染を通じ、人の健康を害する恐れがあることから、水質汚濁防止法の有害物質に指定されている。

(ナ行)

ng(ナノグラム) …… 10億分の1グラムのこと。 $1\text{ng} = 10^{-6}\text{mg} = 10^{-9}\text{g}$

n-H(ノルマルヘキサン抽出物質) …… 鉱物油、動植物油などの油分の量を表す指標。ノルマルヘキサンという溶剤によって抽出される物質であり、石鹼や染料、界面活性剤などが該当する。油分には分解性の低い物質が多く含まれるため、生態系に悪影響を与える。

鉛(Pb) …… 大量の鉛が体内に入ると、急性中毒を起こし、腹痛、おう吐、下痢、尿閉などが現れ、激しい胃腸炎などで死亡することもある。少量の場合には、食欲不振、頭痛、全身倦怠、貧血などを起こす。

二酸化硫黄(SO₂) …… 亜硫酸ガスとも呼ばれる大気汚染物質の一つであり、発生源は自然界の火山活動とともに、石油や石炭などの化石燃料中に含まれる硫黄分の燃焼酸化。二酸化硫黄はそれ自身、呼吸器系に対して有害であるだけでなく、大気中で硫酸ミストや硫酸塩に変換され、酸性雨の原因となっている。

二酸化窒素(NO₂) …… 大気汚染物質である窒素酸化物(NO_x)の一つであり、呼吸器系に対する有害物質である。発生源は自動車や工場廃ガスである。

(ハ行)

pH(水素イオン濃度指数) …… 物質の酸性やアルカリ性の程度を示すもので、pH7は中性を、pHが小さくなれば酸性、大きくなるとアルカリ性を示す。自然水のpHは、6.5 ~ 8.5の範囲にある。

BOD(生物化学的酸素要求量)・・・水中の有機物が微生物の働きによって分解されるときに消費される酸素の量で、河川等の有機汚濁を測る代表的な指標。この数値が大きいほど、河川などの水中には有機物が多く、水質が汚濁している事を意味する。

ビオトープ・・・ビオトープは、ドイツ語の「生物」を意味するBioと「場所」を意味するTopの合成語。生物学では、「特定の生物群集が生存できるような、特定の条件を備えた均質な地域」と定義されている。

PCB(ポリ塩化ビフェニール)・・・不燃性で、化学的にも安定しており、熱安定性にも優れた物質で、その使用範囲は、絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙など多方面にわたっている。カネミ油症事件の原因物質で新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、現在は製造禁止となっている。

微小粒子状物質(PM_{2.5})・・・大気中に浮遊している2.5μm以下の粒子のこと。発生源から直接排出される一次粒子と、大気中での光化学反応等によりガス成分から生成される二次粒子に分類され、呼吸器の奥深くまで入りやすいことから、呼吸器系、循環器系への影響が懸念されている。

ヒ素(As)・・・灰色で金属光沢があり、鶏冠石、石黄、硫化鉄鉱などに硫化物として含有されている。ヒ酸鉛、三酸化ヒ素等の殺虫剤として農薬に用いられる。ヒ素中毒になると全身発疹、高熱、食欲不振等の症状を起こす。

PTIO方式・・・NOを選択的に酸化する有機酸化剤PTIOを捕集剤TEA(トリエタノールアミン)に混合し、分子拡散の原理による小型軽量のサンプラーを用いて大気中のNO、NO₂を簡易に測定する方法。

ppm(parts per million)・・・100万分の1を示す表示で、大気汚染や水質汚濁の汚染物の濃度を表示するのに使用する単位。たとえば、1m³の大気中に1cm³、もしくは1トンの水中に1gの物質が含まれている場合を1ppmが含有しているという。

(ヤ行)

要請限度・・・自動車による騒音がこの限度を超え、道路周辺の生活環境が著しくそこなわれている場合、公安委員会に必要な措置の要請及び道路管理者等に意見を述べることのできる限度をいう。

城陽市環境報告書

平成27年度(2015年度)版

平成27年(2015年)12月発行

編集・発行 京都府城陽市

市民環境部 環境課

〒610-0195 城陽市寺田東ノ口16番地、17番地

☎ 0774-56-4061(ダイヤルイン) FAX0774-56-3999

0774-52-1111(代)

本書は再生紙を利用しています